



~~~~~

# 令和 6 年 第 2 回

## 本別町議会定例会会議録

~~~~~

自 令和 6 年 6 月 4 日
至 令和 6 年 6 月 14 日

本 別 町 議 会

令和 6 年本別町議会第 2 回定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 6 月 4 日（火曜日） 午前 10 時 00 分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		（議会運営委員会 委員長報告） 請願第 1 号 町議会議員による飲酒運転事故ならびに 身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事 実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求め る請願書
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 4 号	専決処分の承認を求める件〔令和 5 年度本別町一般会計 補正予算（第 22 回）〕
日程第 8	承認第 5 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町後期高 齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）〕
日程第 9	議案第 34 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）につい て
日程第 10	議案第 35 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 11	議案第 36 号	令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 12	議案第 37 号	令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 （第 1 回）について
日程第 13	議案第 38 号	令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第 1 回）について
日程第 14	議案第 39 号	財産の取得について

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	（議会運営委員会 委員長報告） 請願第 1 号 町議会議員による飲酒運転事故ならびに 身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事

			実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書
日程第 5			諸般の報告
日程第 6			行政報告
日程第 7	承認第 4 号		専決処分の承認を求める件〔令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 2 2 回）〕
日程第 8	承認第 5 号		専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）〕
日程第 9	議案第 3 4 号		令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 0	議案第 3 5 号		令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 1	議案第 3 6 号		令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 2	議案第 3 7 号		令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 3	議案第 3 8 号		令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 1 4	議案第 3 9 号		財産の取得について

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸		総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦		保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉		健康・こども課長	高 橋 紀 尊
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉		企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規
未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也		老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治

国保病院事務長 小 川 芳 幸
建設水道課主幹 小 出 勝 栄
総務課長補佐 石 川 雅 康
教 育 次 長 武 田 敏 英
農委事務局長 舩 舘 憲
選管事務局長 三 品 正 哉

総務課主幹 上 原 章 司
健康管理センター主幹 前 佛 友 子
教 育 長 高 橋 哲 也
社会教育課長 千 代 孝 徳
代表監査委員 井 出 英 彦

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

事務局 次 長 越 後 忠

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和 6 年第 2 回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、阿保静夫議員、梅村智秀議員及び宮本やよい議員を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和 6 年 3 月 22 日第 1 回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項、まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日 6 月 4 日から 6 月 17 日までの 14 日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から 6 月 6 日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、請願第 2 号の取扱いについて申し上げます。

請願第 2 号上押帯西 19 号線の一部と上押帯西 21 号線を町道認定することを求める請願書については、最終日の本会議で産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに 2 件の提出がありました。北海道町村等監査委員協議会第 77 回定例大会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、北海道医師会第 166 回臨時代議員会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、以上 2 件については、議会議運営基準 138 運用例 5 によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

以上報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第 3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月4日から6月17日までの14日間とすることにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月4日から6月17日までの14日間とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、6月5日から12日、15日、16日の計10日間を休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、6月5日から12日、15日、16日の計10日間は休会することに決定をいたしました。

◎日程第4 議会運営委員会 委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第4 請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書を議題といたします。

令和6年第1回定例会において付託しました議会運営委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会、藤田直美委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 お手元に配布されております請願審査報告書に基づいて報告をさせていただきます。

令和6年3月22日に第1回定例会において審査付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

請願審査報告書。

令和6年3月22日第1回定例会において審査付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書について。

2、請願者の住所及び氏名。

本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、井出友輝。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、内田智大。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、江平みち。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、太田美沙。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、岡崎優。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、川口真一。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、佐藤貢。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、土蔵啓一。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、中前孝二。本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、藤沢明德。

3、紹介議員、梅村智秀。

4、委員会開催日。

令和6年4月5日、4月25日、計2日間。

5、審査結果、不採択。

6、少数意見の留保、なし。

7、請願書の内容、請願書参照。これは3月議会において皆さんに配布しておりますので、省略いたします。

8、審査の概要。

(1) 4月5日、協議事項、①請願紹介議員への確認、②意見、賛否の意思確認、③採決、採択（本別町議会の権限により調査可能）、不採択（本別町議会の権限の範疇を超え調査不可）、または継続審査の確認、④継続審査について、今後の日程、進め方の確認。

請願の審査に当たり以上の協議を行ないました。

①請願紹介議員への確認。

問、請願に書かれている町議会議員とは辞職した議員を指すのか。議員の政治倫理については議会として対応できるが、本件内容の調査は議会の範疇を超えているのではないか。司法の判断が出てからの判断でいいのか。3月9日の報道によると本別警察署において道路交通法、酒気帯び運転の疑いで捜査しているとある。現在議員辞職していることから、捜査中のものを議会がどのように調査できるのか等、具体的に議会の調査、審査について確認をいたしました。

答、請願に書かれている町議会議員とは柏崎前副議長が念頭にあったことの確認がされ、請願が出されたときは議員辞職も報道もされていなかった。政治倫理要綱のみではなく、地方自治法等も含めて議会の持てる権限をフル活用して事実究明をし、厳正な措置並びに結果の公開を求めている。公共施設内で起きた事故であり、その対応について、百条委員会等の設置をして町政の実務についての調査をすることで事実究明は可能ではないか、という質疑がなされております。

②意見、賛否の意思確認。

対象になっている方は、現在辞職した議員であり、一般町民になっている。現在、警察による捜査を受けているものであり、事実究明は法に従って行なわれるべきと考えるため不採択とするべき。

警察の捜査等もまだ継続されていると理解している。まだまだ事実が不明な段階であり、内容が明確になった時点で議会として判断しなければならない案件であるため、継続審査とするべき。

捜査によって事実関係が究明される、それによって飲酒運転または隠蔽は解決される

と理解する。現在議員ではないので倫理要綱等にのっとりとあるが、調査、審査は難しいことから不採択と考える。

前提となる事実がどうなのかというところも必要。一定の独自調査の中で事実と捉えられる確度の高い情報を得ている。それを一つの事実前提とし、できる限りのことをやって、その上で事実究明とまでは至らなかったということであれば、町民の皆様も一定の理解というのはしていただけると考える。最低でも継続審査とし、議員協議会で皆さんの意見を聞いた上で、議会として姿勢を示していく必要があるのではないかと。

③採決、採択（本別町議会の権限により調査可能）、不採択（本別町議会の範疇を超え調査不可）、または継続審査の確認。

継続審査の意見があり、継続審査の可否を挙手にて表決、継続審査すべき2人、継続審査の必要なし2人となり、議員協議会で全議員の意見聴取をし、参考とした上で再度協議をすることとし、継続審査とした。

④継続審査について。

今後の日程、進め方の確認。4月17日に行なわれる議員協議会で現状報告と全議員から意見聴取を行ない、その後の委員会にて審査することを確認いたしました。

（2）4月25日、協議事項。

①意見、賛否の意思確認、②採決、採択、不採択、または継続審査の確認。請願の審査にあたり4月17日の議員協議会の意見聴取を参考に以上の協議を行なった。

①意見、賛否の意思確認。

願意は妥当であり、採択して本人を参考人として呼ぶことは可能ではないかと考える。

願意にある嫌疑については議会として調査不可能と判断。公表についても議員を辞職しているため、本別町の議員政治倫理要綱には該当しないという考えから不採択と判断する。本人からの申し出があれば議会でしっかり対応すべき。

警察から事実が明らかにされることはない。議会としてできる限りの事実究明を行なった上で、厳正な措置に関しては、元職なので懲罰処分の対象にならないが、遺憾の意を示す文書等で通知をすることはできる。事実究明、措置、公開のいずれに対しても、議会としてできる範囲で対応していくことは可能であるという判断から採択をした上で具体的に取り組んでいく必要があると考える。

対象になっている方は、辞職した議員であり、一般町民になっている。現在警察により捜査中であるということで、事実究明は法に従って行なうべきと考える。議会として詳細などを聞くことはできないことから、この請願については不採択とするべき。本人の弁明の申入れもないことから、議長、副議長から請願書の取扱いなど、委員会での経過や結果を本人に報告して、本人の考えを伺うことはできる。

②採決、採択、不採択、または継続審査の確認。

挙手により表決を行ない、採択2人、不採択2人の同数となり、委員長判断により不採択とした。

事実究明という部分、請願書に書かれている嫌疑については、司法機関の捜査による判断になる。現在、町民という立場であり、今後においてはその立場から社会的責任を

果たしていくべき。今後、議会の権限に属するものについては必要な措置を取るようになるが、この請願に関しては議会の範疇を超えるということで、今後の調査は不可と判断し、不採択と決定した。

9、まとめ。

委員会では、願意である事実の究明、厳正な措置、結果の公表について慎重な審査を行ない、議会の権限の範疇を超える案件と判断し不採択とした。当時副議長という職責でありながら辞職に至ったことは大変遺憾であり、個人に係る嫌疑ではあるが、本別町議会の信頼を損なう事態である。本別町議会基本条例には「議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」とあり、全議員が本別町議会議員政治倫理要綱等を再度確認し、遵守するよう努めるとともに、町民に信頼される議会づくりに努め、今後このようなことを起こさないことを決議書として広く町民に示すべきと考える。

以上で委員会審査結果報告といたします。

○議長（篠原義彦）　これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

宮本議員。

○1番（宮本やよい）　これ、一連の審査の中で明らかになった新たな事実があれば具体的に内容を伺います。

○議長（篠原義彦）　藤田委員長。

○議会運営委員長（藤田直美）　審査の中で事実になったということは、前副議長に関わる事件であるということと、飲酒をして運転をしたということの事実であります。本人が辞職していることから、ある程度の内容を認めたことになるということが判断をしております。

事実、詳細については、司法の判断もしくは本人の説明によるものになってくるのかなと感じております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについての事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書に対する討論を行ないます。

念のため申し添えますが、討論につきましては、委員会の議決結果、委員長報告に対するものではなく、議決対象案件であります請願第1号を採択することに対する反対または賛成の討論であります。

まず、採択することに反対者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○11番（高橋利勝）〔登壇〕　請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについての事実究明を行い町および町議会の名誉

を守ることを求める請願書に、反対の立場から討論をさせていただきます。

議会に与えられた調査権は、議会の持つ重要な職責を果たすため町村の事務について調査できる権限です。自治法 100 条による百条委員会を設置して行なう百条調査権と呼ばれています。

この調査については、自治法第 2 条第 2 項に定める町村が処理する事務が対象となり、民間団体等の事務、個人的事項は対象となりません。

さらに、議会の調査権は犯罪捜査や検察機関の捜査とは異質であり、十分留保することになっています。

また、議会基本条例に基づく本別町議会議員政治倫理要綱では、第 2 条第 2 項において、議員は政治倫理に対する事実があると疑惑が持たれたときは、その疑惑を解明し責任を明らかにするよう努めなければならないとありますが、既に本人は辞職をしていることから、求めることができません。

よって、本請願は、議会の権限でと受け止めることができませんので、請願に反対いたします。

以上、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（篠原義彦） 次に、採択することに賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5 番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、請願第 1 号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名を守ることを求める請願書につきまして、賛成の立場で討論を行ないます。

本請願におきましては、私自身紹介議員となっている立場であることをまず申し添え、この請願においては調査及び審査を行ない、事実究明の上で厳正な措置を行ない、結果を報告することなどが求められております。

これら願意の解釈といたしまして、議会として可能な範囲で調査、審査を行ない、可能な範囲で事件の原因や隠れた事情、背景などを明らかにし、その明らかになった事実等に対し議会としても厳正なる措置を考え措置を行ない、それら一連について町民に対し公開、報告等をすれば足りるものと理解しております。

本請願における審議過程においては、事実究明の調査に難色を示す御意見もあったところでございますが、その方法や内容が個別具体的に指摘されているわけではなく、議会としてできること、やれることは多々あるものと思料しております。

既に一定の事実関係などが、この議論の過程の中でも明らかになっております。

委員長報告に対する質疑でも一部明らかになったところでございますが、一例といたしまして、辞職した元副議長である柏崎秀行元議員が 3 月 1 日に議長に対して飲酒の上で事故を起こした、こういった趣旨のことを報告があった旨、これらを警察に話しているということ、また身代わり等については言及がなかったということ。

2 点目、応じるか否かは別として説明の場を求めるような通知をすべきであると、こうした趣旨の意見や発言に対しまして、議長経由で元副議長である柏崎氏に対してそうした趣旨の申入れ通知を行なったところ、それらに応じる意思はないといった回答があ

った。少なくともこれら事実が明らかになっているところであります。

もって議会としてできうることはあった、これからもあると理解をしているところでもありますし、議会基本条例等の趣旨を鑑みて、議会としての説明責任をしっかりと果たす。その上で意思や事後対策を検討する、これこそが議会としてやらねばならないことであるとも考えております。

こうした事態が生じたときにこそ原因を究明し、課題を洗い出し、事後対策を講じることこそが求められているのであり、こうした際に、議会の本質が問われるものであります。

このままでは、議会が失った信頼回復などにはほど遠く、政治不信、町議会不信は募るばかりであると考えするため、本請願は当然のことながら採択されるべきと考えるものであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、採択することに反対者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 請願第1号の採択について、反対の立場で討論します。

元議員は3月1日、議長に強い意志をもって辞職を申し入れ、3月11日付で一身上の都合により議員辞職願が提出され、翌日12日の定例会で賛成9人、反対1人で採決し、辞職が許可されました。御本人は一般町民となっています。

現在、警察による事情聴取を受け調査されているところであり、また、本人の意思もあり詳細を聞くことはできないと考え、議会において審議について把握できるものではないと判断します。

事実究明は法に従って行なわれるべきと考えます。

よって、議会として不採択とするべきと考え、請願第1号……。

ここでちょっと間違いがありました。

3月1日、議長に強い意志をもって申し入れがあり、一身上の都合により相談がありました。

事実究明を法に従って行なわれるべきと考えます。

よって、議会としては不採択とするべきと考え、請願第1号については反対します。

なお、今後議会としてこのようなことを起こさないために、飲酒運転撲滅に向けて全力で取り組むべきと考えます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、採択することに賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、採択することに反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（篠原義彦） 起立者3名です。

起立少数です。

お座りください。

したがって、請願第1号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書は、不採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

報告第3号令和5年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第3号令和5年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

令和5年度本別町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書のとおり繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和5年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費。

事業名、森林環境税賦課徴収に係るシステム修正事業、金額及び翌年度繰越額は286万5,000円、財源内訳、一般財源286万5,000円。事業名、社会保障・税番号制度住民基本台帳システム改修事業、金額及び翌年度繰越額は365万9,000円、財源内訳、国道支出金365万8,000円、一般財源1,000円。

3項戸籍住民基本台帳費。

事業名、社会保障・税番号制度戸籍附票システム改修事業、金額及び翌年度繰越額355万3,000円、財源内訳、国道支出金355万2,000円、一般財源1,000円。

これらにつきましては、森林環境税賦課徴収システムは更新時期が令和6年5月に、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムは更新時期が令和7年3月になりますが、改修作業に相当の期間を要するため令和5年度中からの準備が必要であったことから翌年度へ繰り越すものです。

3款民生費、3項児童福祉費。

事業名、物価高騰対応重点支援事業（こども加算）につきましては、国の令和5年度

補正予算による給付金事業で、給付の完了が令和6年5月になることが見込まれることから、翌年度へ繰り越すものです。

金額及び翌年度繰越額35万2,000円、財源内訳、国道支出金35万円、一般財源2,000円となっております。

4款衛生費、2項清掃費、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分につきましては、十勝川流域汚泥処理施設の修繕が年度内に完了できないことから、翌年度へ繰り越すものです。

金額及び翌年度繰越額1万5,000円、財源内訳、一般財源1万5,000円であります。

7款1項商工費、事業名、物価高騰生活応援商品券交付事業につきましては、国の令和5年度補正予算による物価高騰対策として住民1人当たり5,000円の商品券を交付したもので、商品券の換金等の完了が令和6年8月になることから、翌年度へ繰り越すものです。

金額及び翌年度繰越額3,130万円、財源内訳、国道支出金2,697万1,000円、一般財源432万9,000円となっております。

10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校空調設備整備事業につきましては、中学校のエアコン設置について早期に完了するため、補正予算により令和5年度中から着手し、設置完了が令和6年9月となることから繰り越すものです。

金額及び翌年度繰越額3,906万9,000円、財源内訳、国道支出金1,219万2,000円、地方債2,250万円、その他422万3,000円、一般財源15万4,000円となっております。

以上、令和5年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和6年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和5年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和6年度第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和6年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第6 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

初めに、令和5年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額76億1,585万2,000円に対し、歳出総額は74億8,499万7,000円で、歳入歳出差引額は1億3,085万5,000円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分736万7,000円を差し引いた実質の収支は1億2,348万8,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額9億8,548万4,000円に対し、歳出総額は9億8,093万7,000円で、歳入歳出差引額は454万7,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額、歳出総額はともに1億4,575万9,000円で、歳入歳出差引額はなしとなる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額11億2,816万4,000円に対し、歳出総額は10億4,985万3,000円で、歳入歳出差引額は7,831万1,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額3億3,788万4,000円に対し、歳出総額は3億3,545万5,000円となる見込みで、歳入歳出差引額は242万9,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億4,837万9,000円に対し、歳出総額は1億4,324万6,000円で、歳入歳出差引額は513万3,000円となる見込みであります。なお、地方公営企業法適用により、3月末で打切り決算を行なっておりますので、当該差引額は水道事業会計に引き継いでおります。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入総額4億7,299万2,000円に対し、歳出総額は4億6,152万1,000円で、歳入歳出差引額は1,147万1,000円となる見込みであります。なお、簡易水道特別会計と同様、地方公営企業法適用により、3月末で打切り決算を行なっておりますので、当該差引額は、新たに設置した下水道事業会計に引き継いでおります。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億4,223万7,000円、支出は1億4,044万8,000円で、当年度純利益は178万9,000円となる見込みで、これを前年度繰越利益剰余金7,170万6,000円に加えた令和5年度末の未処分利益剰余金は7,349万5,000円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が1,083万7,000円、支出は9,251万8,000円となり、不足額8,168万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、令和5年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万4,343人で前年度比1,325人の増、外来患者数が2万7,472人で前年度比774人の減、年間延患者数は4万1,815人で前年度比551人の増となったところであります。

病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は11億3,273万4,000円、支出は11億4,555万8,000円で、当年度純損失は1,282万4,000円となる見込みで、前年度繰越欠損金20億593万8,000円を加えた令和5年度末の未処理欠損金は20億1,876万2,000円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が1億5,924万6,000円、支出は1億9,861万6,000円となり、不足額3,937万円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

以上、令和5年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、令和5年度町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税であります。当年度分の調定額が9億3,904万6,000円に対し、収納済額は9億3,505万8,000円で、収納率は前年度同率の99.6%となりました。

また、滞納繰越分では調定額が1,922万5,000円に対し、収納済額は387万5,000円で20.2%の収納率となり、前年度比0.8ポイントの増となりました。当年度と滞納繰越分を合わせた収納率は98.0%となり、前年度比0.1ポイントの増となる見込みです。

次に、国民健康保険税は、当年度分の調定額が2億3,808万3,000円に対し、収納済額は2億3,269万2,000円で97.7%の収納率となり、前年度比0.4ポイントの減となりました。

また、滞納繰越分では調定額が1,995万9,000円に対し、収納済額は537万7,000円で26.9%の収納率となり、前年度比0.4ポイントの増となりました。当年度と滞納繰越分を合わせた収納率は92.3%となり、前年度比0.4ポイントの減となる見込みです。

以上、令和5年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、SDGs未来都市選定について報告いたします。

本町では、昨年6月にゼロカーボンシティ実現に向けて富山県の株式会社アール・エ北陸と連携協定を締結し、脱炭素の取組を進め、今年3月にはゼロカーボンシティの宣言をしたところです。

内閣府が行なっているSDGs未来都市の選定は、地方公共団体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を選定し、その取組に対して補助金による支援を行ない、成功事例の普及展開を行ない、全国の地方創生の深化につなげるものであります。

本町は、今年度の選定に向けてゼロから始める本別町、官民連携ローカルSDGsをテーマに、地域課題を解決するための経済・社会・環境の三側面における地域内循環を

促進する取組に脱炭素の要素も盛り込んだ取組を策定・提案し、全国で24自治体、道内では唯一本別町のみが選定され、5月23日に東京都内におきまして自見内閣府特命担当大臣から選定証が授与されたところです。なお、この制度は2018年度からスタートし、今年度までの7年間で206の自治体が選定されております。

今後につきましては、本別町脱炭素推進パートナーでもある株式会社アール・エ北陸とともに、関係団体で構成される協議会を設立し、国・北海道の交付金、補助金も活用しながら官民連携による取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、SDGs未来都市選定についての行政報告とさせていただきます。

次に、本町の出資しております第3セクター企業の経営状況について報告いたします。

昨今の経済状況につきましては、新型コロナウイルス感染症による活動制限の緩和などにより、経済全体の回復基調が期待される中、国際的な原材料価格の高止まりや、円安の影響等によるエネルギー、食糧価格の高騰など、中小企業を取り巻く環境は、依然として不透明で厳しい状況が続いております。

このような状況の中にあって、株式会社本別システム総合研究所の令和5年度の経営状況は、堅実な経営努力と徹底的な経費の削減、効率的な営業展開に努め、またデジタル需要を的確に捉えるなど、厳しい経営環境にありながらも収益の確保のため努力してまいりました。

営業面におきましては、小中学校公務用パソコンや病院のカルテ端末など順調に受注を受け、今期の売上高は前年比43.0%増の5,521万円、経常利益は75万円を計上し、1年ぶりに黒字決算で完了することができました。

経済状況につきましては、次期以降につきましても、円安や物価高騰等による影響で厳しい状況が予想されますが、今後、加速が予想されるデジタル技術のニーズを的確に捉え、競合に負けることなく、引き続き職員・協力会社一丸となり努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10時54分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 承認第4号

○議長（篠原義彦） 日程第7 承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第22回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第4号専決処分の承認を求める件について御説明を

申し上げます。

令和５年度本別町一般会計補正予算（第２２回）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和５年度歳入の地方譲与税及び各交付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金及び特別交付税の確定によるものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものです。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４,６４３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億２,８２４万４,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入ですが、２款地方譲与税から、５ページ、６ページをお開きください。

９款地方特例交付金までにつきましては、関係機関からの実績額の通知により調整を行なうものです。

次の１０款１項１目１節地方交付税５,１３３万６,０００円の増額補正は、特別交付税の確定によるもので、令和５年度における普通交付税総額は２９億３,７２７万７,０００円で、前年比０．０％、１４３万２,０００円の減、特別交付税総額は３億１,６７７万２,０００円で、前年比０．３％の増となります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は３２億７,４１３万３,０００円で、前年比０．７％の減となっております。

下段の１７款１項１目寄付金、１節総務費寄付金、指定寄付金、個性あるふるさとづくり基金３０１万１,０００円の減額補正は、決算見込みにより調整するもので、令和５年度決算見込み額は１億１,９９８万９,０００円となります。

７ページ、８ページをお開きください。

２２款１項１目１節自動車取得税交付金１２０万５,０００円につきましては、自動車取得税交付金は令和元年９月３０日をもって廃止されておりますが、それ以前の自動車の取得に係る追加徴収があったことからその分が交付されたものです。

９ページ、１０ページをお開きください。

２、歳出ですが、２款総務費、１項総務管理費、１４目基金費、２４節積立金４,６４３万円の増額補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定により、財政調整基金を４,２９６万円の増額、減債基金を５００万円の増額、個性あるふるさとづくり基金を３０１万１,０００円減額、森林環境譲与税を１４８万１,０００円増額調整するものです。

なお、財政調整基金は、これまで２億６,９９４万円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて１億８,４７３万４,０００円を積み立てることになり、令和５年度末現在高は９億６,５５３万４,０００円、前年度末から８,５２０万６,０００円の減となりますが、標準財政規模に対してはその２２．７％となる見込みであり、目安として

おります15%から20%を確保できる見込みとなっております。

なお、土地開発基金を除く、全基金の5年度末残高は、前年度より1億1,387万3,000円減の26億8,487万1,000円になる見込みであります。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第22回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第22回）〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和5年度本別町一般会計補正予算（第22回）〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第8 承認第5号

○議長（篠原義彦） 日程第8 承認第5号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 承認第5号専決処分の承認を求める件について、御説明申し上げます。

令和6年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容につきましては、令和5年度歳入において保険料の収納状況が見込んでいた収入額を下回ったことにより、令和5年度決算見込みにおきまして歳出額に対し歳入不足が生じるため、令和6年度予算からこれに充てる繰上充用をお願いするものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったもの

であります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 万 8,0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,5 1 6 万 7,0 0 0 円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

下段の 2、歳出であります。5 款 1 項 1 目繰上充用金、2 1 節補償補填及び賠償金前年度繰上充用金 1 1 万 8,0 0 0 円の増額補正は、先ほど御説明いたしました保険料につきまして歳入欠陥が生じてしまったため、令和 5 年度決算上において生じる不足分を令和 6 年度の歳入を繰り上げて充用し、補填するものであります。

上段の 1、歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、2 節滞納繰越分 1 1 万 8,0 0 0 円の増額補正は、歳出で説明しました繰上充用金につきまして令和 6 年度で収納される滞納繰越金を充てるものであります。

以上、承認第 5 号令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第 5 号専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 5 号専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）〕は報告のとおり承認されました。

◎日程第 9 議案第 3 4 号

○議長（篠原義彦） 日程第 9 議案第 3 4 号令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第34号令和6年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援事業のための経費の増額、補助金の内示による財源の調整等が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,053万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,531万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2の歳出ですが、各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては、人事異動などによるもので、23ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1款1項1目議会費、1節報酬222万円の減額、3節職員手当等、議員手当77万7,000円の減額及び4節共済費、議員67万4,000円の減額補正は、議員辞職によるものです。

2段目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費、記念品代、名誉町民63万8,000円及び12節委託料、業務委託料、名誉町民肖像画制作33万円の増額補正は、3月定例会で御同意いただいた名誉町民、故高橋正夫氏に対しまして条例で定めております名誉町民章及び肖像画作成の経費を計上するものです。

2目下、10目まちづくり推進費、8節旅費10万1,000円の増額補正は、定住対策プロジェクトチームによる先進地視察に要する旅費を計上するもの、その下、11節役務費18万円の増額、13節使用料及び賃借料41万4,000円の増額、17節備品購入費18万6,000円の増額補正は、6月1日付採用の地域おこし協力隊員が使用する公用車等の物品借上げと購入費用を計上するものです。

その下、12目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正160万2,000円の増額補正は、国の令和6年度定額減税及び補足給付への対応のため住民税システムの改修に要する費用を計上するものです。

11ページ、12ページをお開きください。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費、消耗品費各種事業用21万4,000円の増額、11節役務費3万7,000円の増額及び18節負担金補助及び交付金、補助金、エネルギー・食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金1,000万円の増額補正は、令和6年度に新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯への10万円の調整給付の経費を計上するものです。

13ページ、14ページをお開きください。

上段の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、補助金、老人保健施設建設費600万4,000円の増額補正は、特別養護老人ホーム廃止に向け入所対象相当者を老人保健施設で受け入れていくために必要な施設改修経費について補助を行なうもの、その下、本別町居住支援協議会200万円の増額補正は、国の補助事業により、居住支援協議会による空き家の適正管理及び有効活用等の事業に対する補助を行なうものです。

上から2段目の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正154万9,000円の増額補正は、児童手当制度改正対応のため児童手当システムの改修に要する費用を計上するものです。

その下、4目発達支援センター費、7節報償費、報償金、発達支援センター専門支援22万5,000円の増額補正は、国及び道の補助事業の地域障害児支援体制強化事業として心理検査、相談支援について、専門の有資格者による指導・助言に対する謝金を計上するものです。

17ページ、18ページをお開きください。

下段の9款1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、消防団員退職報償金280万9,000円の増額補正は、消防団員4名退団による報償金支給のため増額するものです。

19ページ、20ページをお開きください。

上段の10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金、補助金、仙美里小学校閉校記念事業協賛会250万円の増額補正は、令和7年3月で仙美里小学校が閉校することに伴い、協賛会による閉校記念事業に対する補助金を計上するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、上から2段目、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援事業（定額減税補足給付）事務費補助金160万2,000円は、歳出で説明いたしました補足給付対応のためのシステム改修に対する補助金を計上するものです。

その下、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援事業（低所得世帯支援）事業費補助金1,000万円及び事務費補助金25万1,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました低所得世帯への10万円給付事業に係る経費に充当するものです。

その下、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金、道路事業6,598万円の減額補正は、令和6年度交付金額の内示により減額するものです。

下から2段目の18款繰入金、2項基金繰入金、13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金10万円の増額補正は、歳出で説明いたしました定住対策プロジェクトチームの先進地視察に、令和5年度に企業版ふるさと納税で頂いた寄付金を充当するもので

す。

7 ページ、8 ページをお開きください。

2 1 款 1 項町債、4 目土木債、1 節道路橋りょう債、道路橋りょう整備事業債、地方道路整備事業 6,780 万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金の内示により不足する財源を町債に振り替えるものです。

なお、補助事業で予定しておりました 4 つの道路整備事業につきましては、事業内容等の変更はございません。

以上で、歳入を終わらせていただき、4 ページをお開きください。

第 2 表、地方債補正であります。1、変更は歳入で説明いたしました社会資本整備総合交付金の内示による財源調整によるもので、起債の目的、辺地対策事業、限度額 8,780 万円を 1 億 5,560 万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括といたします。

藤田議員。

○7 番（藤田直美） それでは 11 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、18 節負担金補助及び交付金中補助金の部分、これは定額減税に関わる部分だと思いますが、説明では令和 6 年に新たに非課税世帯などになった方へということでありましたが、非課税世帯以外にも対象となっているのかどうか、また手続きなどの対応について伺いたいと思います。

また、マイナンバーを持っている方と持っていない方での手続きの違いはあるかなど伺いたいと思います。

もう 1 つ、13 ページ、14 ページ、3 項児童福祉費、4 目発達支援センター費中報償費、報奨金、発達支援センター専門支援ということで、対象児童は何人ぐらいになったのか。その専門支援というところでは、どんな専門の支援となっているのかを伺いたいと思います。

もう 1 つは、17 ページ、18 ページ、9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費中 7 節報償費、報奨金、消防団退職報奨金 280 万 9,000 円の計上となっております。

4 名分ということで伺っておりますが、何年職に就かれていたのか。また退職の理由、加えて地域の団員、その地域の団員の規模の状況が十分であるかなどを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の御質問に答弁させていただきます。

12 ページの負担金補助及び交付金でありますけれども、今回の補正予算につきましては 1,000 万円の計上という形になっております。中身といたしましては、5 年度も

給付金を行なっておりますけれども、5年度の給付金が対象となっていない方であって、新たに6年度の住民税が非課税になる方、こちらの方が45世帯、また住民税均等割のみの課税の方を18世帯見込んでおります。ほか、転入者ですとか家族内の異動等で37世帯ほどということで、合わせて100世帯を予算計上させていただいております。

手続きにつきましては、6月の末に対象者となる方につきましてプッシュで通知をさせていただいて申請をいただく形を考えております。

こちらのほうにつきましては、マイナンバーの所持、不所持に関わらず同じ手続きとなります。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

発達支援センターの専門支援の部分なんですけれども、対象児童につきましては、心理検査相談支援ということで7名を予定しております。どんな専門家ってということなんですけれども、心理士を考えております。内容については、発達検査、心理検査で検査を通しての保護者への説明、相談、助言などのサポートを考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） 消防団員の退団された方4名の勤続年数ですとか、それから退団の理由、また地域の規模に対する体制についてでございますけれども、勤続年数、4名の方ですけれども、1名の方は32年0か月、もう1名の方27年と9か月、それからもう1名は23年0か月、もう1名10年と11か月となっております。

それから退団の理由でございますけれども、本業のほう忙しいというそういった理由の方が3名、もう1名の方につきましては転職ということで地元を離れていると、そういった形になっております。

それから地域の規模に対しての体制ですけれども、今年の4月1日現在につきましては、総体で88名の団員であります。ここ数年ですと、大体同じような団員数の中で火災などの対応を行なっております、その中で本団につきましては11名、第1分団につきましては33名、第2分団につきましては23名、第3分団につきましては21名ということで、ここ数年このような体制で行なっております、団員のほか職員も加わった中で災害対応をしておりますので、こういった形で対応はできていると捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まず、補助金の関係ですが、カードを持っている人、持っていない人と、皆さん同じ手続きを窓口ですということになると。減税されなかった分お支払いするということになると思いますが、それは振り込みだとかそういう形……分かりました。

窓口に来られない方への対応という部分ではどのような形をとるのか、その点だけ伺いたいと思います。来られなかった方への連絡だとか、そういうことがきちんとできるのかどうかという点です。

発達支援センターの部分ですが、7名の児童ということでしょうか。7名の児童に対

応するという、ちょっとその辺が明確でなかったのですが、つまり相談支援を受ける児童の数が増えたかどうかという点を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 手続きの方法ですけれども、こちらのほうから通知書のほうをお送りさせていただきます。その中に振り込み先の口座の情報も明記してあるもの、また、新たに御記入いただいて提出いただくというような形になっております。これは返信用封筒を入れまして、そちらのほうで申請をいただくという形を考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） お答えいたします。

7名の児童に対してということであります。

すいません、ちょっと増えたかどうかについてはちょっと押さえていません。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 予算時には挙がっていなかったものなので、その対象となる児童が増えたのかどうかという点ですね、対象児童が。専門支援はその時点では要らなかったということで挙げてなかったのかなと思ったんですが、今回この報奨金として、発達支援センター専門支援ということで、専門支援が要る対象の児童が増えたということなのか、必要になったということなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） すみません、ではその件についてお答えいたします。

今回6月末でうちのほうで心理士の資格を持っていた職員がいたんですけれども、その者が退職するということがありまして、それで引き続き必要な業務として心理士を雇う必要がありますので、今回予算に計上させていただいたということでもあります。

ですから、当初から増えたかどうかということなんですけれども、一応これから7名必要だということで予算計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） 先ほど藤田議員の御質問の中で、退団者4名の退団理由について御質問いただきまして、私その中で本業が忙しくなって多忙ということで3名、それから転職ということで1名とお話しといたしますか、いたしましたけれども、転職でなくて病気による体調崩されたということで1名の方、退団しております。すいません、訂正いたします。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 14ページになりますが、18節負担金補助及び交付金中、補助金の空き家の状況について、またそれに対する具体的な対応ってというのはどのようなになっているのか。

それから以前もいろいろ伺ったところ、居所不明とか、それから危険な状況があるっ

という話も出ていたんですけども、今回のこの件に関してはどのような状況なのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 阿保議員の質問に答弁させていただきます。

御質問の部分につきまして、老人福祉総務費の中の１８節負担金補助及び交付金の居住支援協議会の部分かと思っております。こちらのほうにつきましては、居住支援協議会、本別町のほう設立をしております、国土交通省のほうの補助事業を活用しながら、今回また事業を新たに展開していきたいと考えております。

６月から地域おこし協力隊の空き家コンシェルジュという形で職員を採用しておりますので、その職員を中心に空き家のマッチング、空き店舗のマッチング活用といったものも検討してまいりたいと思っております。

また、不良住宅の部分でありますけども、こちらのほうも法改正がありまして、それに伴いまして、また全国住宅産業協会のほうのバックアップもいただきながら、そういった法に沿った取組も展開していきたいと思っているところであります。そのための今回補正予算という形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○１０番（阿保静夫） するとこれから調査をして、いろいろな状況について把握していくということよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） これまで調査を重ねてきたものも活用しながら、新たなそういった空き家の部分についても加えていきながら、展開してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○１０番（阿保静夫） 居所不明っていう方もいらっしゃるかもしれませんが、とりわけ危険な状況にあるっていうときに持ち主の方と連絡が取れないっていうようなことがあったら困るなと思うんですけども、その辺についての整理というか、そういうことについてはどのような進め方をしますか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 管理不全空家といった、居住支援協議会の中で基準を設けながら、そういった住宅の対応に当たりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀） それでは歳出、まず１款の議会費についてお伺いをいたします。

こちら御説明では議員辞職によるものということで報酬、手当、共済費の減額が提案されてございます。この提案に際しまして、把握されている内容の詳細はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

また、この本提案に際しまして把握されている、承知されている内容につきまして、町長以下、行政執行機関としてはどのような受け止めを持った上での御提案となってい

るのか、お伺いをいたします。

2点目でございます。2款総務費お伺いをいたします。7節報償費で記念品代名誉町民ということで63万8,000円、12節委託料、業務委託料といたしまして、名誉町民肖像画制作で33万円の提案がございます。こちら御説明の中では、故高橋正夫氏が名誉町民と決定されたことに伴うもので、条例で定めているというような御説明がございました。その条例の定めにつきまして、具体的に条項や内容についてお伺いをいたします。

また、それぞれの具体的な内容と積算、またその必要性や根拠について、可能な限り詳細の御答弁を求めます。

続きまして、3款民生費、13ページ、14ページでございます。18節負担金補助及び交付金、補助金で、老人保健施設建設費で600万4,000円の計上がございます。御説明では特別養護老人ホームの廃止に伴うもので、入所者の受け入れのためということで補助金を交付ということでございました。こちら町から特別養護老人ホームが廃止されてなくなると、ただ、しかるにそれに関連するサービス自体がなくなることではないよというところから、この提案の具体的な内容とこの提案に際して、今後の展望等についてどのようなものをお持ちの上での御提案なのか、お伺いをいたします。

続きまして、10款教育費でございます。21ページ、22ページ、学校給食費で3節職員手当等14万4,000円、4節共済費で1万1,000円の計上がございます。この提案の内容についてお伺いをするのと、学校給食人件費ということでございますが、この学校給食を提供するに際しまして、これら現状としてどのような課題等を有した上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えさせていただきます。

私のほうから議会費の部分についてお答えさせていただきます。

今回提案内容につきましては、3月に議員、副議長が辞職されたということに伴い、年度内においても補選もないということですから、1名分12か月の報酬、手当、共済費の減額を行なったというところでございます。議員1人いなくなっただけでかからなくなったというところとしか、こちらとしては捉えておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうからは、まず総務費の報償費、記念品代、名誉町民の関係から答弁させていただきます。

こちら記念品につきましては、条例で定められております名誉町民章の作成費用ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、名誉町民条例第4条におきまして、名誉町民に決定されたものに対して名誉町民の称号及び名誉町民章を贈るものとするということで規定がされております。この規定に基づきまして、名誉町民章につきましてはこういうものを作成しますということで条例のほうでうたわれておりますので、その分の名誉町民章の作成を予定しております。

具体的内容といたしましては、名誉町民章の大きさにつきましては、縦横65ミリの

ものでありまして、こちらにつきましては仕様といたしまして、銅製金メッキ七宝仕上げのものを予定してございます。こちら名誉町民章につきましては、基本的に一点ものとなりますので、こちらの作成につきましては型枠から作成していただくということもありまして、若干高額になっているところでございます。

そのほかに名誉町民章の略章ということで、襟章ですね。襟章につきましては横 27 ミリ縦 17 ミリの襟章も同時に贈ることとなってございますので、こちらの経費を計上させていただいております。

その下、業務委託料、名誉町民肖像画作成でございますが、こちらにつきましては条例等で特にうたっているものではございません。御覧になったことはあるかと思いますけれども、3 階会議室の壁にこれまで名誉町民になられた方の肖像画を飾らせていただいておりますが、そこに併せて飾るものということで考えておりまして、こちらにつきましては 10 号の油絵を予定しております。これはこれまでの絵と同じ大きさのもので考えておりまして、こちらにつきましてはちょっと絵描きが分からないということもありまして、日本肖像画協会というところに問い合わせをさせていただきまして、北海道内において肖像画を取り扱える事業者を御紹介いただきまして、そこから見積りをいただいているところでございます。33 万円の内容といたしましては、肖像画の単価につきましては、日本肖像画協会のほうで 1 号当たりの単価 3 万円ということで定められておりまして、10 号の絵を描いていただくということで、30 万円の消費税 33 万円ということで計上をさせていただいているところでございます。

あと、ちょっと私のほうから最後の学校給食費の人件費の部分について答弁をさせていただきたいと思いますが、今回学校給食費の補正につきましては、こちら手当の異動がございましたので計上させていただいているものでございまして、特段職員の内容等が変わっているものではございません。扶養人数の変更に伴って一部減額をさせていただいているという内容になってございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の質問に答弁させていただきます。

14 ページ、老人保健施設の建設費 600 万 4,000 円の内容であります。

こちらのほうにつきましては、老健施設と覚書、または協定書によるものに基づくものでありまして、この内容につきましては、エアコンの設置費用という形になっております。

今後の展望といたしましては、今後特養像の方の受け入れに当たりまして、今現在施設が年数経過をしておりますので、水回りですとか、機械浴の設備ですとか、また壁ですとか天井ですとかっていった部分の改修を年次で予定をしております。これにつきましては、国の補助等を活用したものを活用いただきながら、そういった残りといいますか、負担分を町と協議をしながら進めていくという形で考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから学校給食の提供の関係についてなんですが、学校給食なんですが、学校給食法に基づきながら安心安全な給食の提供を心がけておりま

す。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

1番目にお伺いをいたしました議会費の部分についてでございます。議員辞職に伴うものの御提案でございますが、承知されている経緯や背景等を踏まえた上でどのような受け止めを持たれているかという所見を問うてございますが、議員が1名欠員したに過ぎないと、これ以上のものは有していないということによろしいのか、改めてお伺いをいたします。

2点目でございます。名誉町民に関するものでございます。記念品代といたしまして63万8,000円の計上がございますが、こちらは条例の第4条称号等というところで、名誉町民の称号及び名誉町民章を贈るものとするということが条例に明記されております。この名誉町民章というものが銅製の金メッキでというところで、サイズも縦横65ミリでよろしいんですね、であるが、型枠から作るために高額となっているというところ。また、襟章についても同時に付与するというところでございます。こちら併せて条例等に記載があるからということを明言されているからというところでございますが、その余、そのほかにこの条例や規則等にのっとりこの名誉町民になる方に対して支給等されているものがあれば具体的にお伺いをいたします。

また、この肖像画制作につきまして協会にお伺いをしたというところでございます。日本肖像画協会というところでしたね、お伺いをしたというところでございます。こちらについては条例等に明記はないというところ。ただ、庁舎3階の大会議室にこれまでの名誉町民の方の肖像画があるからというところと捉えてお伺いをしていたところでございますが、ということであれば、つまりは慣例等にのっとりこの提案がなされているというところと捉えてよろしいのか。

また、日本肖像画協会から御紹介をいただいたその道内の企業、事業所からの見積りということでしたが、こちらについては当然のことながら行政として公金の支出に際しては安価で済むようにと、最小の経費で最大の効果を得るためという法の定めにとったことで、例えば複数の事業者から相見積もりを徴取したりということの努力等がなされているのかという点について、お伺いをいたします。

3点目、特別養護老人ホームの廃止に伴う御提案でございますが、こちら改めましてすいません、エアコンの設置というような御答弁もあったところですが、具体的にどこに何台とかについて、もう少し詳細の御説明を求めるものでございます。

4点目にお伺いいたしました教育費の部分、学校給食人件費、武田次長より御答弁がありました法にとりというところで、安全安心の給食を提供するためということでございますが、この安全安心の給食を提供するために、現在この提案に際しまして、そうした体制が危惧されるような事態というのがあるのか、あればどのようなものなのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からとします。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議会費の部分についてお答えいたします。

本補正予算の提案に当たりましては、当初予算におきまして、議長以下議員総勢 12 名掛ける 12 か月、報酬におきましてはそういう形で計上していた予算につきまして、1 名辞職して補選の予定がないという状況から執行残が生じるというところでした、その部分について減額するということで事務局からの予算要求がありましたので、適切と判断して提案したところであります。

予算の積算におきまして、辞職に至る経緯につきましては特段問うものはございませんというところでございます。特段、町として、行政サイドとして、辞職に至る経緯については問うべきものは何もございません。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず、名誉町民記念品代でございますが、本件におきましてはその他に支給するものはございません。

肖像画についてでございますが、議員御指摘のとおり条例等はないので、こちら慣例により作らせていただきたいというものになります。

相見積り等のお話でございますが、こちら肖像画というものが、こちらにつきましては基本的に人物画と違って、肖像画についてはこういう描き方をしなければならないというのが何かあるようでして、帯広市内におきます今回記章の見積りをお願いしております業者等に、肖像画を描けるところっていうのをちょっと紹介いただきたいということで問い合わせしたところなんですけれども、基本的には道内においてそういったところのものを取り扱っているところっていうのはその事業者はちょっと承知してないということで、そういったこともありまして、全日本の肖像美術協会のほうに問い合わせをさせていただいたところでございます。

その肖像美術協会に所属する会員、札幌市に在住されている会員の方を御紹介いただきまして、この方から見積りをいただいたということになってございますが、こちらの全日本肖像美術協会っていうのが国内唯一の肖像画の美術の専門の美術団体ということになってございますので、こちらそういった実績等も踏まえた中で、こちらについては肖像画ということで描いていただきたいと考えてございますので、こちらについては相見積りというのにはなじまないものなのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 再質問に答弁させていただきます。

エアコンの設置箇所になります。老健施設におきまして、リハビリテーション室、デイルーム、医務室、会議室、あと 2 階から 3 階にあります各階にあります共有スペース、こちらのほうの 7 か所に設置をしたいということであります。

今後の展望といたしましては、施設が平成１２年の３月に建設になっておりますので２４年が経過ということもございまして、長寿命化を図りながら施設の維持を図っていきたいと考えております。

施設の運営に当たりましては、３年ごとに町側と老健施設側で協議をしながら、運営に当たっていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 学校給食費の人件費になります。

今回の人件費の補正につきましては、扶養者の異動に伴う職員手当等の補正でありまして、現在の給食センターの体制等の状況を含んだものではございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） まず、最後御答弁いただきました教育費の部分でございます。

この提案の中で学校給食費の人件費ということで提案がありまして、この直接的なことではなく、この御答弁にありました法に基づいて安全安心の給食を提供する体制をとということでございましたので、その御答弁に対して問うてございます。

この提案の中から、今御答弁いただいたことは先ほど三品総務課長から御説明いただきましたので理解をしているところでございます。武田教育次長の御答弁に対して私が再度お伺いしてございますので、その安全安心の給食を提供する体制について、この提案時に対して何か課題等はないのかという問いでございますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 安全安心の給食の提供についてという部分になりますが、先ほどちょっと答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、給食センターの使命として安全安心な提供、確実に児童生徒に届けることが一番だと思っております。その提供に当たって給食センターの体制ですとか、そういったところで悪い点があれば改善していきますし、今後についても安全な給食提供のために業務のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

水谷議員。

○４番（水谷令子） １９ページ、２０ページ、１０款教育費、１８節負担金補助及び交付金、仙美里小学校閉校記念事業協賛会ですけれども、内訳を伺います。

また、閉校後の学校について、現時点で何か考えがあるのか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） まず、仙美里小学校閉校事業協賛会の内訳になりますが、まず収入といたしまして寄付金が２５０万円、補助金が２５０万円で予算規模としては５００万円を予定しているそうです。

また、歳出のほうですが、記念品や修学旅行の補助、雑費等事務局費として４９万円、それと記念事業といたしまして記念看板、記念運動会、全校キャンプ、あと記念式典の記念事業で２０４万円、あと記念誌の発行を予定しているそうで、記念誌の発行で２４

7万円といった内容となっております。

閉校後の校舎の利活用については、現時点ではまだそういった話し合いは行なわれてはおりません。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第34号令和6年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、反対の立場で討論を行ないます。

御提案の説明、また質疑に対する答弁の中から予算提案のあったもののうち、故高橋正夫前町長を、高橋正夫氏を名誉町民としたことにつき記念品代63万8,000円、肖像画制作といたしまして33万円の合計96万8,000円の予算提案がなされたところであります。うち肖像画については慣例によるものということであり、明確な根拠に基づくその必要性というものは認められるものではありません。町財政が厳しい折に公金をもって高額な肖像画の制作を行なうことなど、時代錯誤であると捉えております。

現在、役場庁舎3階の大会議室に掲示されている肖像画については、6点のうち平成3年に制作した2点が最後のものであり、33年前、実に30年以上前に制作されたのが最後となっております。仮に肖像画の制作を認めたとしても、提案の33万円は高額であり、同じ10号サイズであれば10万円程度で制作できる事業者が全国には複数あることが確認されており、妥当な金額とも認めることができません。

そもそも条例に定められた名誉町民の定義である、町民が郷土の誇りとし、かつ深く尊敬に値する、これに該当するのかといった疑問の声も多く、そうした町民の声、町民感情も無視することはできません。

故高橋正夫氏を名誉町民と提案された町長を筆頭に、そのようにお考えの皆様の内心、心のうちで崇敬の念を抱き続け、その功績を後世に語り続ければ足りるのであって、金額の妥当性、根拠が明確な必要性もともに認められない予算提案が含まれた本補正予算案には、反対を致すところであります。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和6年度本別町一般会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者 7 人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 34 号令和 6 年度本別町一般会計補正予算(第 2 回)については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 35 号

○議長(篠原義彦) 日程第 10 議案第 35 号令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長(宮口淳哉) 議案第 35 号令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整によるものであります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 8,518 万 1,000 円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

中ほどの 2、歳出であります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、4 節共済費 8,000 円の増額補正は、共済費負担金率の変更によるものです。

下段の 5 款保健事業費、3 項健康管理センター事業費、2 目健康管理事業費、2 節給料 15 万 5,000 円、3 節職員手当等 27 万 7,000 円、4 節共済費 4 万 6,000 円の増額補正は、職員の昇格による給料額及び標準報酬月額の変更並びに共済費負担金率の変更によるものです。

上段 1、歳入であります。6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3 節その他一般会計繰入金、事務費分 8,000 円及び健康管理センター、健康管理事業分 47 万 8,000 円の増額補正は、収支の調整によるものであります。

なお、5 ページ以降の添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第36号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第36号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第36号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び介護保険制度改正に伴うシステム改修に関するものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ727万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,497万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段、2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料163万1,000円の増額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用を計上するものです。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料448万9,000円の減額、3節職員手当等311万1,000円の減額、4節共済費136万2,000円の減額、18節負担金補助及び交付金4,000円の減額は人事異動によるものであります。

なお、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていた

できます。

同じく3ページ、4ページの上段、1、歳入ですが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金727万5,000円の減額は、歳出で説明いたしました職員の人事異動及びシステム改修による繰入金の調整によるものであります。

以上、令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第37号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第37号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第37号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、居宅介護支援事業所の人事異動に伴う人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,741万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,771万9,000円とするものであり

ます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3 ページ、4 ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、各科目におきます補正は、社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへの移行に伴う人事異動によるもので、5 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、1 款サービス収入、1 項1 目介護給付費収入、3 節居宅介護サービス計画費収入8 9 5 万2,0 0 0 円の減額補正は、歳出で説明しました社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへの移行によるものであります。

次の4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目1 節一般会計繰入金8 4 6 万1,0 0 0 円の減額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第3 7 号令和6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1 回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3 7 号令和6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1 回)についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3 7 号令和6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1 回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第1 3 議案第3 8 号

○議長(篠原義彦) 日程第1 3 議案第3 8 号令和6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1 回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長(小川芳幸) 議案第3 8 号令和6 年度本別町国民健康保険病院事業

会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を37万9,000円減額し、収益の合計を11億8,410万9,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を245万9,000円増額し、費用の合計を12億2,036万4,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を245万9,000円増額し、8億3,783万5,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号基礎年金拠出金公的負担経費を37万9,000円減額し、1,840万円とするものです。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります、収益的収入。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金37万9,000円の減額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費245万9,000円の増額ですが、1節給料、2節手当及び4節退職給与金は、人事異動等による調整によるもの。5節法定福利費は、人事異動及び負担金の負担率変更による増額となっております。

なお、給与費の増減の内訳は5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和6年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 39 号

○議長（篠原義彦） 日程第 14 議案第 39 号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第 39 号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、予定価格が 1,500 万円以上の動産の買入れとなることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例、第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的であります。現在、本別消防団第 2 分団に配置されております消防車両につきまして、平成 5 年 11 月に取得してから 30 年が経過し、老朽化していることから、消防体制の維持向上を図り、火災等の災害に対応することを目的に更新するもので、内容につきましては、小型動力ポンプ付水槽車 I 型、キャブオーバー型、4 ドア・ダブルキャブ、オートマチック方式、後輪駆動、ディーゼルエンジン、水槽容量 5,000 リットル以上 1 台となっております。

財産の取得は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約によるもので、見積合せ参加事業者は、株式会社二二商会、北海道ドライケミカル株式会社、株式会社北海道モリタ、山崎自動車株式会社の 4 者を選定し、令和 6 年 5 月 8 日に見積合せ執行通知を行ない、令和 6 年 5 月 27 日に見積合せを執行しております。

契約金額は 5,357 万円で、見積回数は 1 回で決定をしております。

契約の相手方につきましては、札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号、株式会社北海道モリタ、代表取締役岩村純一でございます。

仮契約につきましては、令和 6 年 5 月 27 日に行なっており、納入期限は、令和 7 年 3 月 31 日としております。

以上、議案第 39 号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日 6 月 5 日から 12 日までの 8 日間は休会であり、6 月 13 日午前 10 時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から 6 月 6 日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2 時 01 分）

令和6年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

令和6年6月13日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | |
|-------|-----------|
| 日程第 1 | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|-----------|
| 日程第 1 | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-------|---------|-----|-------|---------|
| 議 長 | 1 2 番 | 篠 原 義 彦 | 副議長 | 1 1 番 | 高 橋 利 勝 |
| | 1 番 | 宮 本 やよい | | 2 番 | 加 藤 徹 己 |
| | 3 番 | 丑 若 浩 行 | | 4 番 | 水 谷 令 子 |
| | 5 番 | 梅 村 智 秀 | | 6 番 | 石 山 憲 司 |
| | 7 番 | 藤 田 直 美 | | 8 番 | 方 川 一 郎 |
| | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 | | | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 佐々木 基 裕 | 副 町 長 | 村 本 信 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 野 和 幸 | 総 務 課 長 | 三 品 正 哉 |
| 農 林 課 長 | 篠 原 順 彦 | 保 健 福 祉 課 長 | 長 屋 和 幸 |
| 住 民 課 長 | 宮 口 淳 哉 | 健康・こども課長 | 高 橋 紀 尊 |
| 建設水道課長 | 加 藤 勉 | 企画財政課長 | 松 本 秀 規 |
| 未来創造課長 | 野 崎 昌 也 | 老人ホーム所長 | 前 佛 清 治 |
| 国保病院事務長 | 小 川 芳 幸 | 総 務 課 主 幹 | 上 原 章 司 |
| 建設水道課主幹 | 小 出 勝 栄 | 健康管理センター主幹 | 前 佛 友 子 |
| 総務課長補佐 | 石 川 雅 康 | 教 育 課 長 | 高 橋 哲 也 |
| 教 育 次 長 | 武 田 敏 英 | 社会教育課長 | 千 代 孝 徳 |
| 農委事務局長 | 舩 舘 憲 | 代表監査委員 | 井 出 英 彦 |
| 選管事務局長 | 三 品 正 哉 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之
総務担当主事 今 井 綾 香

事務局 次 長 越 後 忠

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから本日の会議を開きます。

6 月 4 日に産業厚生常任委員会が開催され、梅村副委員長から副委員長の辞任の申出がございました。

許可された後、新たに副委員長の互選が行なわれましたので、その結果を報告いたします。

産業厚生常任委員会の副委員長には、丑若浩行議員と決定いたしました。

以上、報告いたします。

◎日程第 1　議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦）　日程第 1　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕　報告いたします。

発議の取扱いについて申し上げます。

本日までに 1 件の提出がありました。

発議第 3 号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、以上 1 件の発議については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに 2 件の提出がありました。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書、以上 2 件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、決議の取扱いについて申し上げます。

本日までに 1 件の提出がありました。

決議案第 1 号飲酒運転撲滅を宣言する決議、以上 1 件の決議については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦）　これで報告済みといたします。

◎日程第 2　一般質問

○議長（篠原義彦）　日程第 2　一般質問を行ないます。

2 番加藤徹己議員。

○2 番（加藤徹己）　議長の許可をいただきましたので、通告済みの 1 問について質

問をいたします。

質問事項。

緊急を要す南４丁目ペンケキロロ川護岸改修工事。

質問要旨。

南４丁目を北から南にかけて縦断するペンケキロロ川は、これまで幾度も氾濫し、大きな被害をもたらしてきました。現在、南４丁目下流域では、護岸部分の一部が傾倒して川幅が狭くなっているため、護岸改修工事を急ぐ必要がありますが、考えを伺います。

要旨の明細。

南４丁目は低地にあり湿地帯でしたが、昭和５２年頃に農業関係補助事業により、ペンケキロロ川が大規模改修され、現在に至っています。しかし、経年などにより、ペンケキロロ川南４丁目下流域護岸の一部が傾倒して川幅が狭くなっているため、排水能力の減少があります。

また、川の南４丁目最南端流域は、途中からトンネル構造により国道の地下を横断して排水されていますが、明渠排水構造に比べると排水能力が低下する懸念があります。

現在、護岸の傾倒部分については傾倒防止の応急措置が施されましたが、近年の大雨災害の発生状況を見ると、地域住民の命と財産を守るためにも、護岸改修工事を急ぐ必要がありますが、以下について伺います。

１点目、これまでの維持管理の実施内容と、今後の考え方について伺います。

２点目、今後の改修工事への考え方と見通しについて伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員より御質問のありました、緊急を要す南４丁目ペンケキロロ川護岸改修工事について答弁をさせていただきます。

本施設は、昭和５２年に南本別地区道営土壌浸食防止事業にて大規模改修を行ない、以後、維持管理を行ないながら現在に至っております。

１点目についてであります。これまでの維持管理の実施内容につきましては、水路の土砂上げ、護岸の一部補修、転落防止柵などの補修を行なっているところがあります。

過去５年間では、主に土砂上げの実施が７回、護岸の一部補修が４回、水路転落防止柵の補修を１回行なっており、今年の春には、護岸傾倒箇所の傾倒防止対策を実施しているところでもあります。

今後の維持管理につきましても、これまでと同様に安全パトロールを行ない、支障箇所はその都度速やかに現場対応をし、維持管理を図ってまいりたいと考えております。

続いて２点目であります。これまでに大雨等で水路の断面不足での氾濫による浸

水被害は確認しておりません。浸水被害は雨水の滞水によるもので、緊急に大規模改修工事をする必要性まではないと考えておりますが、現時点で本河川護岸の複数の区間で、議員もおっしゃるとおり、護岸の傾倒も確認されているところであります。

また、近年の集中的な大雨、ゲリラ豪雨等などで一時的に傾倒している護岸の部分が越水することも十分考えられますことから、部分的な傾倒区間の改修工事については、早急に実施をしてまいりたいと考えております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 答弁をいただきました。

これまでの維持管理につきましては、定期的な点検、見回り等を行なっていて、水路の土砂上げ、しゅんせつですね、それと、上流部分にある、坂下町にピットがあるのですけれども、その砂上げ等も実施をしているのを確認をしているところです。

また、今回傾倒部分が発覚したわけですが、この部分については、点検をしていただいた中で、過去5年間点検をしていただいて、しゅんせつが7回ということでしたけれども、その中で草刈り等がされていなかったために、今回の傾倒部分が発覚しなかったということですので、今後は点検の都度、草刈り等もしていただかなければならないのかなと考えるところです。

また、南4丁目のペンケキロロ川については、坂下町から約五、六メートルの落差で水が流れてくるわけですが、2点目で話されましたけれども、今まで過去に浸水被害がなかったという判断をしているということですが、御承知のとおり、南2丁目の北側にあります、坂下町からの落ち口ですが、過去に自動車会社があったわけですが、そこも浸水をして、その一帯の国道までの一帯は、長靴でも入れないぐらいの浸水被害を受けております。これは事実でございます。

また、その地域の住民の方々も、この部分については記憶に新しいということでございますし、今回、傾倒部分が見つかった部分についても、過去に床上浸水までして住宅に住めなくなったという状況もございまして、これも地域住民からの指摘でございますけれども、この浸水被害がなかったという認識については、もう一度確認をしたいと思います。

今回、傾倒部分が分かったのも、この浸水被害を受けた地域住民から、傾倒部分がある、この部分については、3月29日の雨が降ったわけですが、このときの総降水量は1日で25ミリメートルでした。朝から雨が降っていたのですけれども、午前中1時間当たり3ミリメートル、4ミリメートル、そして1時までの1時間当たりの降水量は4.5ミリメートル、14時までは4ミリメートルということで、その後小降りになり、夕方点検したところですが、これぐらいの雨でも、南4丁目の坂下町からの落ち口については、かなりの水量があります。まだまだ氾濫するまでは

なかったのですけれども、傾倒部分については氾濫するまではいかなかったのですけれども、相当水位が上がっていたということで、地域住民からも、この部分については早急に直さないと、今後、大雨災害、本別町が地域防災計画によって制定しております特別警報基準が示されていますけれども、このような４８時間の降水量が１９６ミリメートルとか、３時間雨量は７９ミリメートルとか、このような水量では到底持ち切れない状況になると思います。この部分についての早急な改修工事を急ぐという必要があると考えます。

１点目については、今後さらにしゅんせつと草刈り、２点目については改修工事と、今まで被害がなかったという部分について再度確認をしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今、加藤議員からお話ございました。

１点目、草刈りについての部分でございますが、直営にて水路の土砂上げ等、先ほど町長からお話ありましたが、維持管理として実施してきているところでございますが、確かに水路の部分ののり面部分について、中に入ってまでの草刈り等についてはできていなかったのかなと思ってございます。その部分について、議員がおっしゃられました、壊れている部分が見つかるのが遅くなったのではという部分についても、そういう部分もあると思ってございます。

今後につきましては、併せて、その水路の川の横には町道も走ってございますので、町道の草刈り等も併せた中で一緒に、その部分については随時対応していきたいと考えてございます。

２点目、浸水はなかったのかどうかという部分で、今お話しいただきました。先ほど、町長からのお話の中で、浸水の部分についてはあくまでも排水路、護岸の中から氾濫をして、水路の中から溢れて浸水に至ったということではなくて、あくまでも、今回その部分の浸水というのは、南４丁目部分につきましては、国道から中に入りまして、住宅があつて水路があるというような中で、どうしても国道側から、道路の形状的に地帯全体が低くなっていていっているという部分がございます。先ほどお話の中でありました、元トヨタのディーラーあつたところにつきましては相当低い部分、位置的には低くなってございます。そういう部分では、その前の道路の排水が溢れてということで、それが広がって事業所の中に入ったという経過もございます。

そういう意味で、浸水被害というのは過去に、直近で言えば平成２７年、約９年前になりますけれども、その時点で今の事業所、ディーラーと、南４丁目の１軒の方、床下浸水ということで、２戸ですね、南の方面では２戸の浸水があつたという形で記録が残ってございます。その際には、ポンプアップという形で対応させていただいたのと、職員を使つての、手作りの土のうを緊急的に積み上げて、その部分だけ緊急的

にしのぐというようなことでやってきたところでございます。

今後、それらの浸水時、これは先ほど近年の大雨、いつ降るか分かりませんので、そういうときの対応としての緊急対策としては、これまでやってきた方法を継続しながら事前に対応していきたいと考えておりますし、今回、南4丁目付近、議員からお話をいただいた区間、事前に現地のほう、私たちも調査させていただいております。大きく傾倒している部分というか、傾いている部分については複数見受けられている部分もございます。今現時点では、雨が降ったときにすぐ倒壊するだとかという恐れはないとは思ってございますが、複数、4か所ほど区間にして見つけてございますので、これについては、方法的に原形復旧という形で早急に直していきたいと考えてございますので、順次対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 水路の関係の点検としゅんせつ、それから草刈りについては今後も必要なことですので、実施をしていただきたい。

これまでも、しゅんせつについては、過去5年は報告もございましたし、立ち会って見たこともありますけれども、きちんと職員で対応させていただいております。また、トンネルの中まで、直径150センチメートル程度のトンネルですけれども、その中に入ってまでしゅんせつをいただいているということで、これについては非常に有効な作業だと考えております。

2点目ですけれども、氾濫はこれまでなかったということですが、私が南4丁目にいたのは昭和55年なのですから、その前に、一度、まだ56年ですか、その後昭和63年にも、このペンケキロロ川が氾濫をして、現在傾倒している部分ですが、そこで氾濫をして床上浸水をしたということで、これは道路から流れてきた水とかではなくて、川が氾濫をしたということで、今回も地元の住民から指摘されておりますので、近年、10年、20年はもしかしたら大丈夫だったのかもしれないのですが、記録ではないのですけれども、その昭和の時代にそういうことがあって、これはもう護岸工事が終わった後ですから、あるので、このことで心配をしているということでございますので、この部分については、地元の被害にあった方がこういうことを言って、床上浸水までして住めなくなったと、そして、その方々が、ほかの自治会に転居して、家を直したり、新築したり改築したりとかして住んだということを聞いておりますので、この部分については、事実の錯誤があるのかなと思いますけれども、今後もこのような対応をきちんとしていただいて、護岸工事については何らかの補助金等も充てながら、早急に改修工事をしていただきたいと考えております。お願いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問について答弁をさせていただきます。

確かに、昭和55年、それから63年にも浸水があったというお話を受けていると

ころでございますが、基本的に南4丁目周辺は、加藤議員も御承知のとおり、とても土地柄的に低地にあつて、形状が国道との段差もありますことから、どうしてもあそこに雨水等の雨水が滞水をして、そこが冠水してしまうといったところが大きな要因であろうと、私どもは捉えているところでございます。

今回の御質問、ペンケキロロ川の河川改修につきましては、当初は、50年以前はかなり氾濫をしていたとお聞きしてございます。そういったところで、ここの部分につきましては、農業サイドの補助金を活用しながら52年に大改修をして、今の原形となつてございます。

その後、年数も経過しておりますことから、この河川につきましては、もう傾倒部分もありますから、今、傾倒部分につきまして、一定程度修繕を図っているところでございますが、しかしながら、安全パトロールを実施しますと、さらに4か所、まだ修繕が必要だろうということを担当から報告を受けておりますので、この4か所につきましては、早急に改修を行なうよう指示をしているところでございます。

南4丁目全域の浸水、冠水の部分につきましては、まずは、この護岸工事が原形をとどめ、流水が速やかになるよう、ここを第一の前提として今後進めてまいりたいと思つてございますし、草刈り等もしっかりやっていきたいなと思つてございます。

その上で、今後あの地区の、そういう大雨に、災害による対応を今後どのようにしたらいいのか、それはまた別の角度から検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう申し述べ、答弁とさせていただきます。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、1番宮本やよい議員。

○1番（宮本やよい） それでは、通告済みの1問について質問させていただきます。

国保病院による在宅みとりの実現を。

高齢化が進み、本町の高齢化率は42.4%。多死社会となり在宅みとりの需要が高くなっています。人生の最終段階の過ごし方を選択でき、希望者のみとり実現には国保病院の協力が必要不可欠と考えますが見解を伺います。

本人の尊厳を大切に、住み慣れた自宅での療養、自分らしい生活を続け、人生の最期を家族と穏やかに過ごすことは、とても重要だと考えます。人生の最期は病院という時代から、近年では、病院で死を迎えたくない、自宅で穏やかに最後を家族と迎えたいと自宅でのみとり希望者が増えています。本町でもそのような声に応えていくべきと考えますが、それらを踏まえ、本町の在宅みとり件数、うち国保病院の在宅みとり実績を伺います。また、在宅みとりを実現するための課題と取組について伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 宮本議員より御質問ありました、町国保病院による在宅みとりの実現をについて答弁をさせていただきます。

まず、本町におきます在宅みとりの件数であります。町国保病院以外の町内外の医療機関を含め、総数となりますと行政サイドにおける総数というものは把握してございません。町国保病院では、令和5年度において1件、また、令和4年度においても1件の在宅にてのみとりを行なった実績があります。

在宅みとりにつきましては、町国保病院では、本別町国民健康保健病院における適切な意思決定支援に関する指針に基づき、人生の最終段階における医療提供を進めております。

その基本方針は、患者、家族等と医師をはじめとする医療、介護従事者が最善の医療、ケアを作り上げていくため、患者、家族等に対し、適切な説明と話し合いを行ない、患者本人の意思決定を基本とし、医療、ケアを進めるものとしております。

また、患者の医療、ケアの方針決定手続につきましては、患者本人の状態に応じた専門的な医学検討を経て、本人と医療、ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、本人による意思決定を基本に、また、本人の意思が確認できない場合は、家族等が本人の推定意志を尊重するなど、本人にとって最善の方針を取ることとしております。

また、時間の経過や心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化し得るものでありますので、都度適切な状況の説明がなされ、本人や家族等も含め、繰り返し話し合いを行ない、医療、ケア方針の決定を行なっており、そういったプロセスを経て、在宅での療養、医療を希望される場合は、町国保病院といたしましても、本人や御家族の意思を尊重しながら、医療サービスの提供を行なっているところであります。

在宅みとりを実現するための課題につきましては、医療を提供する側とすれば、医師や医療スタッフの確保はもちろんでありますが、在宅での看護、介護力が課題と考えております。

町国保病院におきましては、訪問診療や往診という形で、自宅療養者への医療サービスを提供しておりますが、今後、多くの方が在宅みとりを希望されるようになるためには、訪問看護や訪問介護の機能拡充が必要と捉えているところであります。

在宅みとりに関しましては、本人や御家族の意思決定を尊重し、必要な医療サービスが提供できるよう、今後も院内体制の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、町長のほうから、令和5年度1名、令和4年度1名、でも実際に希望があればやっているという答弁をいただきましたが、現状では在宅みとりを希望していても、何かあったら救急車を呼ぶように言われる。救急車を呼ぶということは、蘇生の処置をされます。つまり、それは望まない治療をされるということであって、結局、在宅みとりは実現できなくて、諦めるしかない、そういう状況に実

際はあります。

でも、前町長など、特別と思わざるを得ない方のみとりは、新聞にも載っていましたが、この対応の違いは何なのか。同じ町民、平等に対応すべきだと思いますが、この状況では差別と言わざるを得ません。

みとりをしてもらえる人と、してもらえない人の違いは何なのか、町民が納得、理解できるような明快な答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○病院事務長（小川芳幸） 私のほうから、再質問に関しまして答弁をさせていただきます。

質問にございました、国保病院といたしまして、みとりがしていただける人、いただけない人、そういった差別があるのではという御質問だったかと思います。

先ほど、町長のほうからも答弁をしてございますが、基本的に、国保病院でみとりをしたほうがよいですとか、入院をしたほうがよいですとか、そういった対応というのはしてございません。あくまでも、本人、御家族等の意思決定、この部分というのが一番尊重されるというものでございますので、先ほど答弁に申し上げましたが、そういった病院の運用上の指針、これに基づいた診療といいますか、対応を取っているという実情でございますので、特定の人物について優遇をするだとか、サービスが拡充されるだとか、そういったことはないということを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、本人や家族の希望でということでしたが、実際には、みとりを希望しても24時間対応できない、訪問診療はするけれども往診はできないということで、ほかの医療機関に紹介をしたり、在宅みとりができないので入院するしかないという実情があります。

でも、御存じだとは思いますが、十勝管内の公立病院でも在宅みとりはやっています。例えば、隣の足寄町であれば、院長自らメインでやっています。不在時、自分が対応できないというときには、ほかのドクターに依頼するなどして対応しています。

そのように、本人や家族としっかり話し合って、関係者やドクター間での情報共有など、しっかり打合せをすれば、何の問題もなく、もっと多くの希望者に在宅みとりはできると思います。そして、本町、訪問看護、訪問介護も揃っています。あとは病院、ドクターの協力さえあれば、いつでも、幾らでも実現できると考えます。

そういうことから、本町はできないのか、やらないのか、どちらなのでしょう。何がクリアできれば、もっと多くのみとりをできるのか、お聞きします。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○病院事務長（小川芳幸） ただいまの質問に対しましての答弁になりますけれども、国保病院といたしまして、在宅でのみとりはできるのか、できないのかというところ

で申し上げますと、先ほどの指針でもございますとおり、本人が希望するということであれば、その部分については、病院としても適切な対応をしていくと、これまでもそういったみとりも実際に行なってきたということでございます。

ただ、对患者と病院、ドクターという、関係者、そのほかにも、今、質問にもございましたけれども、看護の部分であったり、ケアの部分であったり、そういった多くの関係者、この在宅みとりというものに関しましては、複数のそういった関係者がいる中で、本人にとっての最善の医療、ケアというものを提供していくことが、本別町としても重要なことと考えておりますので、より多くの希望者に対応していくという部分で言えば、国保病院といたしましても、今、御指摘のありましたドクターの部分、やはりその共通理解といいますか、共通意識を図っていく、ただ、それは体制的としてしっかりやっていくということも必要なのかなとは捉えておりますけれども、病院だけの問題ではなく、やはりさまざまなところのサポートがなければ、在宅のみとりという部分では、基本的には多くは対応できないのかなと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 先日配布された、第9期銀河福祉タウン計画にも載っているのですが、計画の基本的な考え方、住み慣れた地域の本人が望む場所で、最後まで自分らしく生きぬくとあります。医療と介護の連携という部分には、医療は24時間体制、在宅医療の充実と書かれています。

この計画を実行、実現するためにも、訪問診療だけではなく、往診もするべきと考えます。そうすることで、本別町は最後まで不安なく住み続けることができる町ということもアピールできるのではないのでしょうか。

また、町民を含めた全ての関係者が、高齢期における地域生活のイメージと同一の目標を共有し、目標の達成のために同じ方向を向いて取り組むことが必要になりますという一文もありますが、これ、町立病院は関係ないのでしょうか、協力しないのでしょうかというところで、計画に書いてあることと実際にやっていることが違うと思います。希望があればと言っていましたけれども、実際には、先ほども言いましたけれども、できていません。

そして、第8期、令和3年の4月から令和6年の3月までの第8期の銀河福祉タウン計画と、第9期の銀河福祉タウン計画、内容が全く同じで変わっていないということは、達成できていないからそのままだと思うのですが、それはなぜですか。町民のために取り組む気があるのかどうか、伺います。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○病院事務長（小川芳幸） まず、1つ目の訪問診療だけではなく、往診もすべきと、そういうアピールができるのではというところでございますが、基本的に、訪問診療の延長線上で、いわゆる時間外等、休日、急変等、そういった場合について、往診と

いう形で実際に対応もしているところでございます。

特に、訪問診療が実施、対象者以外の方に往診というのは、その部分については、当然、現実的にできないと思っておりますので、当病院といたしましては、訪問診療の延長線上の中で、往診という形での医療サービスを提供しているというところでございます。

また、銀河タウン福祉計画の部分でございますけれども、国保病院が、住み慣れた地域で最後まで生活をしたいと、そういった町民の希望に応えるというために、協力をしていないというような表現があったと思いますけれども、決してそういうところではなく、ケアのほう、いわゆるケアサイドといいますか、介護サイドとも連携しながら、当然、一人の患者に対してのアプローチについては、医療が必要な部分があれば医療相談という形でも当然対応もしておりますし、その患者にとって適切最適な医療提供が受けれるように対応しているつもりでございます。

また、変更が今までないということは、できていないのかというところでございますけれども、繰り返し申し上げさせていただきますけれども、基本的に、国保病院で在宅みとりを行なわないとか、そういうことでは決してございません。必要に応じてといいますか、患者の希望に沿った形で対応していくというのが、現在のスタンスというところでございます。以上です。

○1番（宮本やよい） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1間について質問をいたします。

質問事項。

本別町中心部の活性化について伺います。

質問趣旨。

J A本別町のAコープ撤退に伴う跡地の有効利用及び道の駅周辺の再開発が本町の中心部活性化のために必要と考えますが、本別町が今後どのように関与していくのか伺います。

要旨の明細。

空洞化する本別町中心部に人を集めるためにJ A本別町を中心とした本別町中心部活性化協議会、これ少し説明申し上げますと、これはJ A本別、明治乳業本別工場工場長、北海道糖業本別所長、農業大学校校長、道の駅事務局などの有識者で構成される協議会であります。これが発足し、本別町はオブザーバーとして参加しています。都市計画マスタープランにおいて中心市街地の活性化をうたっていますが、現状を鑑みて本別町が考える中心部の活性化について見解を伺います。

1、当初予算でAコープ跡の建物修理の補助金1,200万円の計上がありました。跡地利用の内訳はコンビニエンスストアを中心とした多目的施設を目指していると聞

き及んでおります。これらの検討に当たり、行政も積極的に関与していくべきと考えますが、現状と町の見解についてお伺いいたします。

2、前述の中心部活性化協議会において街中フィットネス等のアイデアが出されていますが、公民館のオカモトグループのフィットネス器具を活用するなど、行政で実施する事業と連携が可能と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員より御質問のありました、本別町中心部の活性化について答弁をさせていただきます。

本町が策定した本別町都市計画マスタープランは、令和3年からスタートした第7次総合計画と整合性を図りながら、同年8月に改定版を策定し、よりよいまちづくりを進めるための指針として位置づけをしております。

計画では、将来都市構造として、国道242号線、銀河通り商店街を中心に様々な施設が集積していることから、将来的にも当該地域においては多くの人が集い、にぎわう拠点づくりを目指すことを明記しております。

1点目のJ A本別町のAコープ跡地に設置される多目的施設への関与についてであります。議員御承知のとおり、4月25日に農協3階会議室において、J A本別町主催の中心部活性化協議会設立総会が開催をされ、町からもまちづくりを実践する担当課であります、未来創造課の職員がオブザーバーとして参加したところであります。

会議では、当該施設にコンビニエンスストアが置かれること以外ほとんど決まっていない状況であり、参画者から、本別町の現状や情報発信の手段など、様々な意見が出され、閉会したとの報告を受けているところであります。

町といたしましても、引き続き協議会に参加させていただき、議論された情報を収集する中から、計画にも記載されておりますとおり、よりよいまちづくりに資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、協議会への参加のほかにも、町と農協が協力する形で、4月からは街中活性化推進委員として、地域おこし協力隊を2名採用し、主にAコープ跡地を拠点として活動しており、当該施設利活用に向けた研究も進めているところでありますので、今後も引き続き各関係機関と連携を取りながら、街中活性化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

2点目の行政で実施する事業との連携についてであります。町といたしましても様々な事業を展開しているところでありますが、行なう事業の内容や参加動向も踏まえながら、最適となる場所における事業展開は必要であると考えておりますので、街中活性化も踏まえながら、連携が可能な事業につきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） ただいま御答弁いただきました。

まず、第1項目でございますけれども、1,200万円のテナントがまだ決まっていない時点で建物修理を出す当事者である町がオブザーバーであるというのが、私には理解できません。町民の皆様から見たら、お金だけ出して、後はお任せとも受けとられかねないと考えております。ここはひとつメンバーとして、行政として、一緒に汗をかくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2番についてでございますけれども、オカモトグループと名前を出させていただきましたけれども、やはりそういう施設には指導者がいて、初めて効率のよい運動ができる。特に、本別町は高齢化が進んでおります。その点からも、現在置かれている公民館の向かいには体力増進センターがございます。同じような施設が密集している形になると思いますので、これを解消するためにも、やはり協議会のアイデアであるフィットネスを街中に持ってくる、それを実現したほうがいいと思いますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問について御答弁をさせていただきます。

まず、初めに一言言わせていただければ、旧Aコープ、今後開店予定のコンビニエンスストア等が入居する施設でございますが、ここは、あくまでもJA本別町の所有物件でございます。かつ組合員皆さんの資産でありますことから、町がそこに対して積極的に関与したり、方向性をお示しすることはできないものと、まず捉えてございます。

今回、先ほども議員がおっしゃった1,200万円の関係でございますが、今回、町が補助させていただきましたのは、市街の北地区における買い物客の利便性を維持する、そういった観点での農協への施設修繕に係る助成でありまして、この部分につきましては、JA本別町としっかりと幾度となく協議を重ね、合意に至ったものでございます。

従いまして、本事案についての今後の検討とか今の在り方とか、今後の在り方等につきましては、まずは、行政の考えよりも、持ち主のJAの考えを最優先すべきと私は考えております。

そういったことで、これ以上の答弁はちょっとできないということで控えさせていただきますと思いますが、次に、中心部活性化協議会の質問もございました。この部分につきましては、農協が中心となって協議会を設立をいただいたと。町は其中でオブザーバーとして参加をしてございます。こういった、それぞれのまちづくりに関する協議会、そして、そこを勝手連的にやるような団体、様々な各関係機関が本別町にはございます。議員も御承知でしょうが、未来らぼとか、いろいろな団体がそれぞれ活動をしていただいて、ボランティア活動、社会貢献活動はもちろんでございますが、まちづくりに資する意見等も様々な形で頂戴をしてございます。こういったこ

とでの協議会と、私は同様のものと考えてございます。

そういったことから、ただ、町が関係を持たないというわけでは決してございません。オブザーバーとしてしっかり中に入っていきたいと思っております。

ただ、中心部活性化協議会は、いまだ設立総会 1 回しか開催されておらず、先ほどフィットネスの器具の活用等もありましたが、協議会として、検討、協議をして、その結果を町のほうに打診したということは、事実は一切ございません。私のほうに、そういったことで活用してくれと、させてくれということも一切、今のところそういった意見はないわけでございます。

そういったことが、この協議会の中でしっかりと論議を踏まえて、意見をまとめて、町のほうに要請、それから要望をしていただければ、町としてもできるものとできないものがございしますが、しっかり検討してまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この協議会につきましても、行政機関下の協議会ではありませんし、また、そういったことから言えば、私の立場からこうすれあすれということは差し控えをしたいと思っておりますので、その辺を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○3 番（丑若浩行） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番梅村智秀議員。

○5 番（梅村智秀） それでは、通告済み 2 問につきまして一般質問を執り行ないます。2 問とも、1 問 1 答細目方式を採用して執り行ないをいたします。

また、本日、御多忙にもかかわらず傍聴にお越しいただきました皆様、また、中継等を御覧いただいている皆様に対しまして、心よりの御礼を申し上げます。

まず、本質問に入る前に、本日共有がなされましたが、給食センター職員等複数人を含む町民の方より、一般質問の内容を再精査する申入書なるものが議長宛に提出され、本日共有されたところでございますので、一定の御説明、補足等をさせていただきたいと考えております。

申入書の趣旨には、1 点目、個人が容易に特定できる内容となっている。2 点目、一方的な聞き取りによる内容となっており、真実かどうか曖昧。3 点目、議会という公の場で話し合われる内容ではないと考えるといった趣旨のものでありました。

1 点目でございますが、町行政に関する事務、いわゆる職務遂行における非違行為等問題提起に際して、公務員の氏名や役職等を含む一定の情報というものが明らかに

されることは問題がないと考えているところであります。町行政、機構図等で既に所属役職等とともに、職員氏名は町内全戸に対して配布、または新聞報道等がなされて氏名公開されていることから、一般的な個人情報等との取扱いとはならないものと思料をするところでございます。しかるに、あえてそれらを特定すること、固有名詞等をあげつらうということは、私自身はこの質問において考えてはいないということを申し添えさせていただきます。

2点目、本日までに給食センター職員等2名を含む4人の方と、御署名なされた4人の方とお電話にてお話しする機会をいただき、約3時間ほど、新たにこの通告内容に対して、事実等の認識について伺いすることができました。状況等の説明と併せて、通告書記載について、主に2点につき、事実と異なるものがあるとの御主張もありました。主な御主張、また状況説明といたしましては、要旨明細2に記載のズボンが濡れるまでアルコールを吹きかけるについて、これは一方的なものではなく、ふざけ合っていたものである。何度もこれら行為をやっているが、カウントしたわけではないので感覚値ではございますけれども、2割程度の頻度ではやり返しもされているということでございます。

また、腰や腹部など身体接触を行なうについて、こちらも一方的なものではないと、接触を行なったと考えている対象者3名とは、スキンシップやコミュニケーションとして、相互に触ったり触られたりを行なっているということでございます。当事者間ではハラスメント等々の認識はしていないとのこともおっしゃってございました。

記載事項について、一方的なものではないこともある。対象となった当事者間の認識では……。

（「議長、休憩願います」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 今、休憩と言いましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（篠原義彦） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続けてください。

○5番（梅村智秀） 休憩中、この申入書に対しての説明等は不要であるということで、議長よりお話をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1問目でございます。

給食センターで発生の事故、ハラスメント事案対応は。

質問要旨。

給食センターにおいて、執拗で悪質なハラスメント行為等が散見され、被害や改善

を訴える者は複数人に及ぶ。また、人身事故も発生しており、いまだ被害者に対する明確な謝罪を含めた事後対応が済んでいないが、事実と所信を質す。

明細 1、かねてより、調理員に対してばばあなどと呼ぶ、調理中に私物のスマートフォンを利用する、味見ではなく単なる喫食と思われる検食がなされる、特定の者が急に離席する等、給食センター内で、職員に対する問題提起がなされていたが、これまでの具体的対応とその後の実態について問う。

明細 2、令和 5 年 6 月頃より、複数の調理員に対して長期間かつ頻回にわたり、調理白衣の臀部、お尻の部分にみそやカレーを塗る、ズボンが濡れるまでアルコールを吹きかける、腰や腹部など身体接触を行なう、容姿や身体的特徴を揶揄する、無視や他の調理員と対応態度を変える等の事実が明らかとなったが、事案の受け止めとこれまでになされた対応策について事実と所見を問う。

明細 3、令和 6 年 1 月 18 日、構内において配送、回収業務中に人身事故が発生した。被害者は上述 2 に加え、同じく長期間かつ頻回にわたり、殺虫剤をかけられる、靴を隠されたり雪山に捨てられる、家族の悪口を言われる、検食と称し多量の麺類を食べることを仕事だと強要される、同じく、塩など多量の調味料を入れたものを食べさせられる、特定企業名や CM でのせりふ等を印字したシールをセンター備品で作成し、私物を含め靴、鞆、衣服などに多量に貼られる、トラック乗車時に卑わいな言葉を発言させられる、配送、回収時、トラックに乗車させてもらえず、数百メートルを走ってトラックを追いかけてさせられる等の陰質かつ悪質な行為と併せて、運搬口でトラック後部にいるにもかかわらず後退し、挟まれそうになる、給食運搬用コンテナ、重量数百キログラムを固定する前に発進され、コンテナに潰されそうになる、トラック荷台にいるにもかかわらず、閉じ込められ発進される、冬休み明け頃からコンテナを降ろした際雪山ぎりぎりに駐車され、何度か申入れをしても改めてもらえない、結果として、荷台昇降ゲートを収納するためのスイッチはゲートに乗らなければスイッチを操作できなくなった等、日頃より極めて危険な状況下に置かれ、本件事故は、職員の単なる過失ではなく、故意性が極めて高いと推認するのが当然であるが、事実と所見を問う。

明細 4、これら一連について、所属部署の上席に相談、または総務課に対し相談がなされているにもかかわらず、速やかなる救済措置等が取られておらず、事故対応と併せて不適切であると認めざるを得ない。本町役場の変われない、変わろうとしない悪しき体質が露呈したと考えており、改善が急務であるが事実と所見を問う。

明細 5、これら一連について、町長、教育長の責任の有無について所見を問う。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 梅村議員の給食センターでの発生の事故、ハラスメント事案対応はについて答弁をいたします。

まず、1 点目のかねてより問題提起がなされていたが、これまでの具体的対応と、

その後の実態についてでございますが、御指摘のあった項目に関しては、令和4年12月に問題提起として扱われたもので、それぞれ職場内における実態、内容を確認するため、関係職員とも面談し、最初の調理員に対する呼称に関しては、当事者並びに周囲に不快な思いをさせる場合があるので、注意するよう指導しております。

そのほかの項目についても、関係職員とも協議し、必ずしも問題提起とされたものとは主観の違いもあった項目もありますが、職員間でのコミュニケーション、そして提起がされている状況に鑑み、周囲に誤解を受けることのないよう、適切なコミュニケーションを図るなどして留意するよう申し伝えたところであり、その後においては、提起された項目について、再度職場で問題とされる状況には至っておりません。

次に、2点目の令和5年6月頃から複数の調理員に対する事案に関する受け止めと、これまでになされた対応策について、事実と所見に関する質問でございますが、令和6年1月18日に発生した、敷地内における車両事故を契機に、受傷した調理員からの申立て、また、1月下旬における他の調理員からの申出並びに全調理員を対象とした聞き取り調査等によって取得した情報によって、梅村議員がこのたびの質問にて提示された事実に関し、実情を把握するに至ったところであります。

このことを受けまして、原因者となる職員とも面談し、事実確認を行なうとともに、その行為に関し、不適切な事案であることを原因者本人にも認識させ、直ちに改善するよう指導を行なったところであります。

質問内容にて示されたその行為は、ハラスメントに該当する不適切な事案として受け止めているところでございます。

次に、3点目の令和6年1月18日に敷地内で発生した事故に関しての事実と所見に関する質問でございますが、当該事故につきましては、既に質問された内容と重複いたしますが、令和6年1月18日午後1時25分ごろ、給食用コンテナ類の回収作業中、最初の回収作業を終え、次の回収地に向かうため、リフト付給食車のリフトを畳む必要があり、給食車の停車位置がいつもより前方に出ていたことで積雪が邪魔し、受傷者が車両後部に回り込んで、車体後部左側にあるリフト昇降のスイッチを操作する作業ができなため、リフト上に乗ったまま身を乗り出し、リフト昇降のスイッチ操作をしていたさなか、運転者はその行為に気づかず、車は一旦ブレーキを踏み停止しましたが、前に出すぎていたので、後ろに下がろうとした際、車両後部左側の傍らに立っていた見出し用スノーポールに身を乗り出していた受傷者の首が挟まる状況となり、運転者はすぐに気づいて車を前に出したものです。

この事故に関しては、運転者として多少にかかわらず車両を動かす以上、周囲の安全確認をすることは当たり前であり、このような事故を発生させたこと自体、相当な反省をすべき事案であることを認識をしているところであります。

また、質問の中にありました、故意に起こした事故の可能性が極めて高いと推認するのが当然との部分でございますが、当日の一連の動きについて、停車した位置の理

由、その後の行動について、運転者に聞き取りを行なっておりますが、単純な不注意、確認不足による過失によるものとの陳述であり、故意によるものか不注意によるものか断定には至っておりません。このことは、受傷者にも説明し、断定できない事情であることを理解いただいているところであります。

次の４点目の一連についての救済措置等の対応に関する質問でございますが、まず、車両事故に関する救済措置等の状況です。発生日の１月１８日に受傷者からの報告の以前からふざける行為があったとの内容から、事実の詳細が明らかになるまでの間、受傷した職員と運転していた職員の給食車の同乗勤務を外すようにしたほか、運転していた職員の給食車運転業務を、当面、従事しないよう措置したところであります。

また、ふざける行為に関し、勤務中における受傷者と接する際には、言動全てに注意を払い改めるように注意をしたところです。

なお、受傷者は病院での受診がされており、２月２６日、担当主査から本人へ容体確認をしたところ、完治したとの報告を受けております。

また、治療費については、公務中に発生した事故に鑑み、現在、書面による関係手続を行なっているところですが、受傷者からは事故の発生状況に疑義があることを理由に署名承諾を得ることができず、見合わせている状況となっております。

他の調理員に対するハラスメント行為に関する救済措置については、１人の調理員からの１月２６日での申出をきっかけに、２月中旬に１回目となる全調理員へ聞き取り調査を行ない、その後、２問目の質問での答弁と同様になりますが、原因者となる職員とも面談し、事実確認を行なうとともに、その行為に関し不適切な事案であることを原因者本人に認識させ、直ちに改善するよう指導を行なったところであります。

また、３月下旬、車両事故により受傷した調理員、ハラスメントの実態を申し出た調理員ほか１名の調理員が来庁し、原因者のその後の改善状況が芳しくないとの申出を受け、同時期となる３月下旬、原因者の職員と面談し、改善状況が進んでいないとの指摘を説明し、今後、必要とされる改善すべき内容と改めて実直に勤務するよう具体的な指導を行なったところです。

さらに４月に入り、新年度として給食業務の開始に際し、円滑な業務推進に寄与すべく、朝礼の際、原因者である職員からこれまでの不適切事案について事実であることを認めた上、勤務態度を改める旨を含め全ての関係調理員に対し謝罪をしております。

４月中旬に入り、その後、不適切事案の再発の有無確認、また、過去の不適切事案の詳細な事実、調理員個々の心証等を再調査することを目的に、４月中旬から２回目となる全調理員への聞き取り調査を行ない、８名の調理員のうち、４月から採用となった１名を除き、５名からは原因者の謝罪の意思は伝わり、当たり前のあるべき姿での勤務がされているとの肯定的な評価でありましたが、２名の調理員からは謝罪の意思は伝わらず、勤務態度に改善が見られないとの否定的な評価でありましたので、繰り

返しとなりますが、勤務中の姿勢から、業務指示を行なう際の声量、声質に至るまで、不快とされないよう具体的な指導を行ない、工作中に失った信頼を仕事で回復するべく現在も面談を継続しているところであります。

さらに否定的な評価をする調理員に対しては、この間も面談し、その後の評価状況を継続して確認しているところであり、当該職員の勤務が肯定されることを目指して職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

なお、この間の一連の事案である車両事故並びにハラスメント事案について、原因者である職員に対し、公正、公平及び厳正な対処が必要との判断から、本別町職員の公務員倫理に関する条例第8条に基づく本別町職員倫理委員会へ両方の資料を提出済みで、現在、審理がされているところであり、その審理結果によって必要な措置を取ることにも救済措置等に含まれるものと考えております。

次に、5点目の町長、教育長の責任の有無についての所見に関する質問でございますが、町長は、地方自治法の規定により、その権限に属する事務の一部を、教育委員会並びに教育長である私に事務の執行を委任されております。

教育委員会は、別の法律の定めるところ、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により、教育委員会の職務権限が規定されており、同条各号において、教育施設の管理、職員の任免その他人事に関すること、学校給食に関すること等が規定されております。

従いまして、このたびの給食センターで発生した事故、ハラスメント事案に関する処理については、立場上、私が当然負わなければならない任務であり、義務があるものと認識しております。

この間、これら一連の事案を抱える中にあっても、幸いにして給食センターが持つ最大無二の役割である安全、安心の給食の提供に関しては、遅配、欠食等の事故を起こすことなく従前と変わらずその役割を果たしてまいりましたが、人事管理を中心とする職場の規律保持、適正な運営といった管理運営事項としての面では、一連の事案についてはいまだ継続中であり、このように本別町議会の議場において質されることとなり、町民の皆様には多大なる御心配をおかけすることに至った点については、深くお詫びを申し上げる次第であります。

今後において、一連の事案について、早期に収束、解決を図るとともに、給食センターが職員にとって働きやすい職場となるよう改善を進め、もって町民の皆様の信頼回復に努めることが私の職責であり、責任を果たすものと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、明細1について再質問を行ないます。

御答弁からでございますが、令和4年12月頃の事案であるということでございます。

まず、冒頭の休憩中にもお話がありましたので、あえてお伺いをいたしますが、本件につきまして、事実及び事実認識等の確認を行ないます。

通告内容に事実誤認や、または事実であっても、センター内の職員等によって、これらを起こさざるを得なかった理由というか、起こしてしまった理由について、しんしゃくすべき事項等はあるか、あればお伺いをいたします。事実確認と、何かしんしゃくしなければいけない理由、事由等があったのかという点について、まずお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、梅村議員の 1 問目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、調理員に対してという部分でございますが、こちら、そういった事実はありませんでしたが、お互いにふざけ合ってと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、ある程度理解し合った中でのこととなっております。

あと、スマートフォンの利用についてですが、こちらが調理中にそういった調理のレシピを見たりとか、そういった部分で見ることはあったということです。

検食という部分ですが、こちら、栄養士と交互に検食しているということで、検食の一部ということで、そういった事案ではないと聞いております。

最後の離席するという部分になりますが、こちらの部分については、いきなりその持ち場を離れたということではなくて、その持ち場で作業はしていたのですが、ほかの仕事を覚えてもらうために、違う作業をやってもらうために、元々いた持ち場を離れたということと聞いております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） 1 番について、事情等の御答弁をいただいたところでございますが、まずこちら、この呼称、呼びかけに対して、やめてほしいというような相談があったのではないのでしょうか。この辺の事実について、改めて確認を行ないたいのですが、こちらは、お互いふざけ合っていたよということではなく、そもそもこのきっかけというものについては、できればそういう呼称はやめてほしいですよという申入れがあったからであって、御答弁とは齟齬が生じると思いますが、できれば端的に事実をお答えいただければなと考えるところでございます。

また、スマホ等の利用について、レシピ等の確認をということでありましたが、これは、では教育委員会としては、業務上必要なものであると。それらについてセンター内で共有がされていないから誤解が生じたというような御認識でよろしいのかお伺い

をいたします。

また、これが業務上必要なレシピの確認とかということであれば、私物のスマートフォンやそうした通信機器を使うのではなく、業務に必要なものであれば、通常、業務用携帯や業務用スマートフォン等、そういったものを用意して貸与するのが一般的、当然のことではないかと考えますが、業務に必要だというお考えであれば、それらの見解についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） まず、最初の呼び方の部分についてですが、こちらについては、問題提起されたのが、呼ばれた、そもそもそう呼ばれたというか、職員からではなくて、別な職員のほうからそういった問題が挙げられております。

実際にそう呼ばれた方に確認したところ、そういった呼び方で呼ぶこと自体は決していいものではありませんが、ハラスメントといいますか、そこまでふざけ合った仲でというようなことで、話を聞いております。

ただし、そういうのを呼ばれるほう、またそれを見ている方がいて、それを不快に思う方もいらっしゃると思いますので、そういうこともありますので、それについては注意、指導をしております。

次に、スマートフォンの利用の部分になりますが、こちらについては、本来であれば業務で使うものは業務用として用意するのが本来だと思いますが、そういったものもありませんでしたので、そのときには私用のスマホを使用したということで、本来であれば、きちんと業務用を用意したりとか、事前にそういった資料を用意しておくのが本来かなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目、明細1について改めてお伺いをいたしますが、こちら、どうもその事実の認識はいかがなのかと。多分、その令和4年度の12月ということで、時期の特定もできているというところで、一定の本件について文書等も存在するのかな、共有等もなされているのかなと思料をするところからでございますが、そもそも、これそういう呼称を使われるのは辛いと、やめてほしいというようなことでの相談、これが複数の方からあったのが事実だと捉えてございますが、その辺を改めて、本当にそれは単に見ている方、聞いている方が不快に思うよということが理由だったのか、この事実について、ここは明快にお答えをいただきたい。

また、御答弁の中から、これらについては今は改善されているというような趣旨で私は聞いたのですけれども、もうすでに、今現時点というか直近、聞き取り等を何度か行なっていたということですが、その時点において、直近において改善していたのか、令和4年12月以降改善して、例えばスマートフォンの利用であるとか、検食等についてとか離席について、またはそういった呼称等について改善したと捉えてよろしいのか、事実をお伺いします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） まず、令和４年の１２月で問題提起された部分ですが、こちらについては呼び方も含めてまず問題提起がありまして、それに基づいて調理員の方々と聞き取りを行なっております。その中で、そういった呼び方に対して快く思わないといったようなことは、調理員の皆さんのほうからは、そういったお話はなかったと伺っております。

改善されていたのかという部分になりますが、こちらについては、その当時は問題が解決いたしまして、改善されていたものと思っておりましたが、その後の答弁にもあったのですが、令和６年１月の事故を契機にまたそういう話が伺いまして、その当時においては改善されていて、改善されたままだという認識でおりました。ただし、その１月の事故のときに、改めてそういった問題提起というか、問題が再度改めて、そこで聞いたというところがございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） つまりは、改善していなかったということになると思うのですが、であれば答弁に齟齬があると思いますが、いかがです。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前１１時５２分 休憩

午後 １時３０分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

答弁からいたします。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

改善の状況につきましてですが、令和４年の１２月時点では問題は解決したと認識しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） 令和４年１２月時点では解決をしたというところがございますが、令和６年１月頃に、また、その再発というか、そういう問題提起がさらにあったということがございますので、つまりは解決し切っていないと捉えられるのが通常であると考えますが、その見解を伺います。

また、令和４年１２月の時点では一旦改善したと。しかるに再発したということであれば、こうした問題提起がなされたときに、しっかりとそうした課題、この芽を摘み切れていなかったと捉えられるのが通常であると考えますが、見解を併せて伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

梅村議員のおっしゃるとおり、令和４年１２月の時点では解決したと認識しておりましたが、令和６年１月１８日の事故を契機に、そういった課題がまた出てきたということです。問題については解決し切れていなかった、また、問題が起きた課題を摘み切れていなかったと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） それでは、明細１終わりました、２に移ります。

記載にあります、例えば、調理白衣の臀部、お尻の部分にみそやカレーを塗るですとか、こうした行為、当然、本町においては食育なるものを実施しているところでございますが、これ対象となる児童や生徒、この子どもたちに対し、また、いわゆる食材を利用したいたずらと言っているのか、ハラスメントと言っているのか、いじめと言っているのかという点でございますけれども、給食費等を払っている父兄、また、本町の給食センターのみならずでございますけれども、額に汗をしながら食材を生産されている方々、それらを加工されている方々に対しましては、どのような御説明をなさるおつもりか伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 １時 ３３分 休憩

午後 １時 ３３分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 答えいたします。

本来であれば、食育を推進していかなければならない給食センターで、このような食材を使った、いたずらとは言ってはいけないと思いますが、こういった事案が発生したことについては不適切であり、大変御迷惑をおかけしましたと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） 私は、どのように思っていますかと聞いているのではなくて、どのように説明なさるのですかと聞いてございますので、改めて御答弁を求めます。

いわゆる説明等を行なうというような、そのようなお考えがあるのか、また、行なうのであれば具体的にどのような方法等を取ろうとお考えなのか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 答えいたします。

ただいま、この案件につきましては審理中ということもありまして、問題が解決というか、終結いたした時点で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） それでは、明細２終わりました、３に移ります。

こちら、記載にある令和６年１月１８日の事故についてでございますが、この事故

の被害者と言われる方、明細に記載のとおり、数々のこれもいたずらなのか、いじめなのか、ハラスメントなのか、表現は様々かも知れませんが、そういう扱い、そういうことを受けているということでございます。

例えば、この行なわれていることについて、一定の部分については、センター内で責任のある立場の方、現場において責任のある方等が把握をしていたのではないのかなと捉えるところでございます。

例えばでございますが、特定企業名やCMでのせりふ等を印字したシールをということでございます。これは備品である、いわゆる商品名で言えばテプラというものです。これで多量にシールを作って、例えば、夢とかという書かれたようなものを作って貼ると。それが、私、確認をしてございますけれども、その貼られたシールが実は薄汚れていると。これ、なぜなのかということ調べてみると、剥がしても剥がしても貼られると。それは上席の方も見ているということでもございました。

こういうことが看過されること自体が、極めて問題だと考えてございますが、こちらに記載の事象について、上席の方の把握というものはあったのか、把握していたのであれば、どのような具体的対応を取ったのかを伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

シールの件でございますが、こちらについては、私自身は、こういったことが繰り返されていたというのは把握しておりませんでした。

また、そのセンター内において責任ある者が把握していたかどうかについては、私のほうは今のところ、把握していたのかどうかというところは、ちょっと把握はしておりません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） つまりは、これだけの悪質なことが起きていて、センター内でのどのような扱いをされていたのか、その上席の方々の管理監督責任というものについても、いまだ判明していないと捉えてよろしいか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

センター内でこういうことが起きていたことについて、私自身が把握できていなかった、また、センター内でどのような対応を取っていたかについても、私自身把握していないというところは、改善していかなければならないところかなと感じております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 御答弁の中では、本件一連について、複数回の聞き取り等を行なって、現在条例等に基づいて倫理委員会なるもので諮られているというようなところでございましたが、これですね、当然この条例の中には、いわゆるその管理監督責

任の部分についても言及があるところですが、今の複数回聞き取りをやった中で、それらの事象が把握し切れていないという中で、この倫理委員会、適正に運営される、正しい採決等がなされるとお考えなのか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

私の答弁の仕方が悪かったのかなと思う部分もありますが、そういった聞き取り調査の中で、初めて私のほうでそういった案件があったというところを認識しました。

倫理委員会のほうなのですが、倫理委員会のほうにも、こちらの案件につきましては、そういった案件がありましたということを全て資料として提出しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） であるならば、改めてお伺いをいたしますが、例えば私、一例として、つらつらいろいろな事案、事象を並べてございますけれども、一例として、靴にそうしたシールが貼られていると、でもそれが薄汚れていると、それが、剥がしても剥がしても貼られるから、もう諦めて貼りっぱなしにしていると、それを靴に、大きく夢などと書かれているわけですから当然目に入るであろうというところであり、それを例えば現場の管理監督をなされるような方が、次長も所長というお立場でございますけれども、現場に常勤でいらっしゃるような方々が、それをまず把握していたのですかと、それに対してどういう対応を、問題提起される前、どのようにしていたのですかと、管理監督の状態について伺ってございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

現場において責任のある者が、こういった事案については把握はしておりました。

ただ、お互いがふざけ合っていたというような認識と、貼られた本人からそういった申出もなかったということで、お互いがふざけている中での出来事かなというところで見えていたところがございます。

いずれにいたしましても、そういったことにおいて、嫌な思いされたということでありますので、その部分については、管理監督が届いていなかったのかなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 御答弁では、嫌な思いをされたという結果がありきで、結果として管理監督が不行き届きであったというような御趣旨の答弁でございましたが、現

在、倫理委員会の設置の根拠となる条例、本別町職員の公務員倫理に関する条例等でも、第5条において、管理監督職員の責務ということで、その職責の重要性を自覚し常に率先垂範して等々の記載があり、管理監督職員は職員の職務に関わる非行を発生させることのないよう職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない等々うたわれているところでございますが、御答弁からは、それは双方が問題ないというような判断をすれば、いわゆるお互いのふざけ合いとか、お互いのコミュニケーションだということで看過される、見過ごされると、これが今の本別町行政、ひいては給食センターの実態であると捉えてよろしいか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

そういった、ふざけ合っていたのではないかという実態の中で、本来であれば、御本人が嫌な思いしていたということに気づけなかった、本来であれば、事前にそういった案件があれば、そこに気づいて指導なり注意しなければいけないと思うところでしたが、それができていなかったということでもありますので、管理監督がきちんとなされていなかったと認識しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） つまりは、こうした責任のある方々の管理監督が不行き届き、適正でなかったということから、やった側も、やった側についてはそれを未然に防ぐことができなかった、やられた側に関しても、そういった意を酌んであげることができなかった、結果、つまりはこのようなことになっていると捉えてよろしいか改めて伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

結果といたしましては、そういったことで、管理監督がきちんとしてできなかったと感じております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、明細3終わりまして、4に移ります。

これまでの答弁からも明らかになってきたところでございますが、行政の運営として適切なことがなされていなかったのだというところが、これまでの御答弁からも明確になったところでございます。

現在においては、例えば、このトラックの運転等に関しては人員の配置替えをしたりとか、そういったことも行なって、一定程度の対応、対策は取っているという御答弁でございましたが、改めて、その御答弁の中で、今の現時点においても全ての方から納得というか、改善が確認されるというような認識まではもらえていないというところございました。

これまでの経過、経緯といたしまして、上席や総務課等に相談をしてきたと。ただ、

それを何度も聞き取り等をやり直したという事実も発覚したところでございます。ここに至るまでの一定程度の数か月の間において、私自身でございますけれども、問題が発覚した際に、何度か教育委員会ないしは町行政、総務課等と折衝いたしまして、双方当事者等のそれぞれの言い分等を整理した上で、適切に対応してほしいのだというような申入れを行なってきたところでございます。

結果として、できれば議会で取り上げることをないように、適切な対応をしてほしいというような相談、要望を行なってきたわけでございますが、この認識について、事実と認識について間違いがないか、また、それを受けてどのようにお考えで、具体的にどのような対応を取ってきたのか伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 8 分 休憩

午後 1 時 4 9 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

事故が起きてからの経過になりますが、梅村議員おっしゃるとおり、議員の方からも御指摘受けながらというところでしたが、まず事件が起きてから、その事故の詳細についての聞き取りを行なっております。事故報告書の作成を行なったところでしたが、まずそこで、その事故の内容について疑義があるというところから始まりまして、まずその事故についての聞き取りを行なっております。これは現場でも 1 回行なっておりますし、あと、私自身も双方から聞き取りを行なっております。

聞き取りの結果、教育委員会としては、故意によるものなのか、不注意によるものなのか、そういった断定は、委員会としてはできないというところで、そういったところで、いろいろ一つ一つ確認を取りながら、両方からお話を聞いて確認を取りながら進めてきたというところで、ちょっと時間はかかってしまったかなと思っております。

また、ハラスメントの関係についても、2 回、調理員の方から聞き取りを行なっております。1 回目の聞き取りにおいて聞き取った内容、こちらについてまた間違いがないのかということで、当事者とも確認を取ったりとか、そういった部分で大変時間はかかっておりますが、ハラスメントの部分については、改善はされているのかなとは思っています。ただ、その職場環境の部分、働きやすい環境、よりよい環境で働けているかどうかという部分では、まだそういった状況にはなっていない、今後も続けて対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） これ結果といたしまして、双方から時間をかけて聞き取り等を行なったということでございますが、結果として、その双方から納得等がしてもらえ

るようなところに至っていないのではないかなと私自身は考えているところでございます。

これ当然、こうした事案が生じたときに相談をする、難しい言い方をすれば公益通報等を行なう、これ、そういう立場に置かれた方が、どれだけ勇気のいることだと思いますか。何度か聞き取りをやり直ししている、私自身もそうすべきではないかということも意見申し上げましたし、御答弁はありませんけれども、執行機関側と教育委員会でどのようなやり取りがあったのかという点についてお伺いいたします。聞き取り等を何度かやり直しをしたという点について。

つまりは、1回で済まなかったというところは、客観的に見て、適切なものにまでは至っていなかったよというところではないのかなと考えるところでございますので、その辺についてもお伺いをいたします。

こうした聞き取り等を丁寧に行なうということについては、いわゆる職員を守ると、また、それ以上被害や加害行為等を広げないという点でも相当大切なこと、こうした組織では大切なことだと思いますが、その点について本当に大きく欠落しているのではないかと私自身は考えておりますが、どのような御見解をお持ちなのか、執行機関並びに教育委員会ともに伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

2回聞き取りを行なっております。

まずは、この1回目の聞き取り調査に関しては、今回の問題に特化した聞き取りではなくて、今の職場環境について思うところがありませんかといったような聞き取りを行なっております。

なぜこのような聞き取りを行なったかと言いますと、その事案に特化して聞き取りを行なうと、その部分が強調されるというか、誇張されて答えが返ってくるという可能性もあるのかなと思ひまして、今、職場環境について不満であったり、思うことがあったらお聞かせくださいというような聞き取りを行なっております。

2回目の聞き取りについてなのですが、1回目の聞き取り調査、あと、本人からの確認で、そういった事案があることが判明いたしましたので、2回目についてはセクハラの案件に特化してというか、そこだけで聞き取り調査を行なっております。セクハラでなくてハラスメント全般についての聞き取りを行なっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 執行機関側ということで、恐らく総務課のほうで相談を受けた関係かと思ひますけれども、総務課のほうで受けさせていただいたときには、1回目の調査内容において、中身が全体的に、私ども現場にいるわけではありませんので、その文章のみ、聞き取りのみをもって判断をしていくわけですが、その内容について全体的な像が見えないということで、再度聞き取りをしてもらいたいとい

うことで、1回目、2回目は、数度そういった話はさせていただきながら、補完をしていったという形になってございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） つまりは、教育委員会におけるマネジメントの中での聞き取り等に対して疑義があったとか、不備とか、過不足な点があったから、そういった申入等を行なっていったと私自身は理解しております。認識誤りだよということであれば御指摘をいただきたいなと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、こうした相談、公益通報等を行なうというような体制がしっかりしていないと、働く職員の皆さんも、万が一何かがあったときには守ってもらえないのではないのかなというような印象を持たれると思います。

こうした、ある種の何か問題が生じても適切な対応ができない、言い換えるならば事なかれ主義といいますか、ある種の隠蔽体制といいますか、私はこういうところが本当に課題だなと個人として感じているところであり、少なくない町民も同じような認識を持っていると捉えているところでございます。

こうしたことが町民の皆さんの町政に対する不信につながっていくと、給食センターにおいては、ふるさと給食、先ほども言及しましたが食育など、評価できる取組というものも当然なされていると捉えていますけれども、結局、上席に当たる方や、組織、機関がしっかりしていないから、こうした問題が小さなうちに芽を摘み取ることができず、こうして大きな問題に発展していつているのではないのかなと捉えているところであります。

こうしたことが生じた際、例えば職員の逮捕の事案何かもありました、直近であれば。もはや、公務員の倫理観に頼るということが、もう成立しないのではないのかなと私自身考えるところで、こうしたことが生じた際に、しっかりと弁護士や有識者等を、そうした専門家、これらを交えた第三者委員会というものに委ねるというような体制づくりが必要であると考えております。名ばかりのそういう委員会等ということにならないような体制づくり、これが必要であると、予算措置等も行なって、しっかりやる必要がある、真に風通しのよい組織に変えていく必要があると考えております。

また、もう1点、これは大きく言えば全庁的に、こうした庁舎や、こうした公共施設等にいわゆるカメラ等の設置、これも必要ではないのかなと思います。これは、当然のことながら様々なものの抑止力にもつながるし、万が一のことが生じた際の事実究明にもつながっていきます。

当然、昨今であると、カスハラ等の言葉もあるとおり、窓口対応をする職員を守るとか、何か、水かけ論になったときの証明証拠になったり、音声を入れる入れないという問題もあるでしょうけれども、そうしたことにもつながってくるのではないのかなと考えているところでございます。

これらの新たな体制づくりという点について、体制の再構築、これらについて、ど

のような御見解をお持ちか伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいま、倫理委員会のみならず第三者委員会の設置ということで、お話をいただきました。

倫理委員会におきましては、基本的に職員を選任させていただいておりますが、当然、倫理委員会の中だけで解決といいますか、答えを出せないところがございますので、倫理委員会におきましては必ず、うちも顧問弁護士おりますので、顧問弁護士の意見、また、毎年来ていただいております、コンプライアンス研修を行なっております講師の先生の方の御意見等もいただきながら、その意見を付した中で、倫理委員会の中で最終的な結論を見いだしているところがございますので、今後につきましてもそういった形で、外部の声についてはきちんと取り入れていきながら、こちらのほうをしっかりとした形で、その審理を行なっていきたいと考えているところでございます。

また、カメラの関係でございますけれども、こちらにつきましては、いろんな観点からカメラつけたほうが良いという意見は、先ほど議員おっしゃったとおり、カスハラの観点というところでも、最近どこの町でもカメラの設置というのは出てきているところかなと考えております。

こちらにつきましては、いろんな部分、プライバシーの部分ですとか、そういったところも勘案しながら、今後、これは設置をすべきかどうかというのも含めて考えていかなければならないかなという課題であるとは捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、その倫理委員会において、町の顧問弁護士等の意見も付しているというところでございます。

先ほどの御答弁の中では、いわゆる事故等について断定ができないというような御答弁でございましたが、これ断定ができないで済む話ではない、それぐらい重大な事案であると私は捉えておりますが、結果、では倫理委員会等では、これらについても、そうした専門家等の意見を参考として、何らかのいわゆる断定というものをなされる御予定なのか、伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいま、倫理委員会につきましては審理途中でございますので、詳しいお話はできないことではありますけれども、最終的に倫理委員会で作り上げた書類につきましては、一度弁護士のほうに全部見ていただくということでこれまでもやっておりますし、今回の件に関してもそういった形で進めていきたいとは考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、4番終わりました、5番に移ります。

これら一連について、町長、教育長の責任の有無という点でおきまして、教育長よりは御答弁をいただいたところでございます。こちら、私、町長にもお伺いしてございますので、改めて、町長、教育長、双方について、どのような責任があるとお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 梅村議員の御質問に答弁をさせていただきます。

町長の責任はいかにというところでございますが、今回の給食センターにおける一連の事例につきましては、教育長及び教育委員会の事務担当から、その都度説明を受けてきております。現在、それらを資料としてまとめていただき、現在、本別町職員の倫理委員会で審理中ということでございます。

この場におきまして、町民の皆さんに御心配をおかけしたこと、心からお詫びを申し上げたいと思いますし、また、執行機関は違いであれど、町の職員には変わりございませんので、今後も各職場の環境、特に風通しのよい職場環境、そして、信頼感ある職場環境の改善に向け、鋭意努力してまいり所存でございます。

責任論で言えば、これもひっくるめて町政全般、いろんな施策を展開する中におきましても、私は執行側の長でありますので、全ては私の責任ということで捉えているところでございます。

今後におきましては、このようなことがないように努めてまいりたいと考えておりますが、ただ、今、先ほども言いました倫理委員会で審理中でございますので、双方の意見等もしっかり、今後、聞き取りが入るのだろうと思います。そういったところで、一部の切り取りの発言とか、いろんなその部分を一つ一つ精査をしていかなければならないだろう、そういったことも、今、視野に入れているところでございます。

いずれにいたしましても、今まで教育委員会サイドから報告を受けた段階におきましては、これはちょっと行き過ぎた行為である、私もそう思って捉えているところでございます。そういった観点から、先ほども言いましたが、そういった職場の環境の改善に向け、鋭意努力を今後もしてまいりたいと思ってございますので、その辺を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 私のほうから、私に課せられた責任について、改めて説明申し上げたいと思います。

最初のほうで答弁させていただきましたとおり、教育行政全般に関しましては、これは私に委任された仕事でございます。この中で、このような町民の皆様は御心配をおかけする事態に至ったことは大変遺憾でございます、私に課された今やらなければならない仕事、それは本当に給食センターを軸として発生していることでございますので、しっかり給食センターに与えられた機能、児童、生徒たちに安全安心の給食

をしっかり供給すること、さらには町民の皆様への信頼回復に努めるということが私に課された責任であると自覚しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 町長よりは御自身の責任という部分について言及があったところでございます。教育長からも改めて御答弁があったところでございますが、ここでそうした中で、お2人とも責任があるということでございましたが、町長の御答弁にもあったとおり、双方の意見というものがある。ただ、結果、事故というものが生じて怪我がしている、これは客観的に把握ができるようなことで確認が取れているわけでございますが、この怪我をされた被害者の方に、町長、教育長はどのような謝罪等を行なったのか、明確なる謝罪、おわびというものは行なわれたのか伺います。

また、仮に行なっていないということであれば、なぜ行なっていないのか、その理由についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 私のほうから、その部分についてお答えさせていただきます。

最初に怪我をされました職員の方と、現場のほうで、そういった事情につきましてお伺いしたときに、初めてこういったハラスメント事案が出てきたという中で、当然、梅村議員からもありましたけれども、なかなかそういったものを本人の口からは、なかなか言いづらい環境もあったのではないかとと言われておりましたけれども、私ども、度重なるそういった調査の中で、その都度、怪我をされた方、一旦は御理解いただいと、時間たって、またやっぱり言えなかった部分があって、また再度調査をしてと。そういった部分で、今回、書類で今、治療費の部分、調整といいますか申請中ということで、その部分についても、一旦そういった部分については御本人も御理解いただいたのですけれども、今、先ほど言いましたように、署名、承諾が得られていないというところでは、今、留保がされているところでございます。

先ほど言いました担当の現場、あるいは、隣にいます、所長の責も負う次長のほうから、そういった部分ではそれぞれ聞き取りがされて、私のほうはそれぞれ逐一報告は受けてはいたのですけれども、最終的に今、謝罪をしたのかというところで言うと、今、そういった部分では係争といいますか、そういった部分も想定される中で、私としては早期に解決、収束したいと思っておりましたし、そういった部分の謝罪というところでは、当然、正式な形でとはあるとは思いますが、そういった部分での私からの正式な謝罪という、今、形にはまだ至っていないというのは現状でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 私のほうからも答弁をさせていただきます。

今、先ほど教育長が答弁をされておりましたが、私といたしましては、故意によるものなのか、不注意によるものなのか、そこについては断定はできないという報告を

受けておりまして、そして、その受傷者が、一旦理解をいただいたというところを報告受けておりまして、この案件につきましては、ここで一定程度、理解の下を終了するのかなというところで今日まで至ってございますが、つい先日、そういったことで、保険の関係もひっくるめて、理解がされていないようだというお話があったところでございます。

そういったことで、今後、どのような形になっていくのか、今の現段階では私の口から何とも言えませんが、そういったことが判明した段階において、何らかの行動を取っていきたい、そう思っているところでございます。以上であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） お考えと事実については分かりました。

ただ、これは私の考えでございますけれども、これ1月18日に発生した事故で、もう数か月経過しているわけでございます。

それぞれ主張があったり、双方に主張があったり、また、係争の懸念等というような趣旨の御答弁もありましたけれども、結果の部分について、怪我をされているというところもありますし、結果として、この被害の方は職場も退職されているわけございまして、そのときにおいても、精神的に追い詰められているというような客観的資料等も確認ができていますわけでございますから、例えば、謝り方とかというのは種々あると私も捉えておりますけれども、結果の部分だけについて、一定程度の謝罪等というものがいまだ明確にないということは問題ではないかなと考えており、先ほど町長のおっしゃられた、風通しのよいとか、信頼感のある職場というところには、こういうところから結びつかなくなってくるのではないかと考えるところであります。

この令和6年新年度を迎えて、町長を先頭に新たな、様々な新事業等も取り組まれていて、私自身、一議員として、そうした取組については、当然のことながら一定の評価というものをしているところであります。

ただ、先ほども述べたところでございますが、こうしたことが生じたときの事後対応といいますか、それは本当にお粗末だなと考えているところ、繰り返しますが、事なかれ主義、ある種の隠蔽体質、このように私は捉えているところであり、せっかくいろんなことをやっていっても、町民の信頼を得るところまでには至らないというところにつながるのではない、もったいないなと思っているところでございます。

町長御答弁にありました、風通しのよい職場、信頼感のある職場、そのようにおっしゃられるのであれば、具体的にどのようなことを、何か想定されていることを、こういうふうに変えていく、こういう組織にしていくという具体的なお取組等、今、念頭にあればお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をいたします。

私は従前から申し上げておりますが、私の心の中に隠蔽という文字は一言もなく、

私は公平で公正、そして、常に公開を原理として、町民の皆さんとともに町政を推進してきてございます。こういった意味で隠蔽体質と言われるのか、ちょっと心外でございしますが、そういったことを町民の皆さんが、今までの町政の在り方、そして、今回の事例につきましても、最終的にどのような取扱いをして、最終的に終着するのか、そこを見ていただいて、町民の皆さんに判断をしていただきたいという気持ちでおります。

それぞれの改善策につきましては、私も各会議のほうで、いろいろ現場の課長のほうにお願いをしてございます。風通しのいい職場、それから、今、若い職員が比率高いですので、しっかりと声を聞きながら職場内をまとめていただきたいというところでございます。

一番大切なことは、思ったことを率直に言える環境、そして、駄目なことは駄目としっかりと言える環境、職場づくり、それが私は大事だと思ってございますので、いろんなお金をかけて研修、それも大事なのかもしれません、その職場内の人間関係をいかに構築していくかが私は重要だと思ってございますので、その辺につきましても、常日頃、各現場に落としてございますし、今後もしっかりと指示をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの町長の御答弁を踏まえて、教育委員会としてはどのようにお考えか。現場の方々の声の一つとしては、給食センターの中ぐちゃぐちゃだと、このような表現をなさっている方もいらっしゃると思います。

町長の御答弁を踏まえて、二度とこうしたことが起きないように、また、子どもたちに対して安全安心の給食を提供していくために、二度とやっぱりこういったことが起きないように抜本的な体制の構築、改革というものが必要であると私は考えてございますが、所信のほど伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

先ほどからも、梅村議員から質問の中でありましたとおり、しっかりその現場で起きたこと、把握の在り方、それから、それを組織としてどう対応していくかということについては、多々、今回のこの関係につきましても反省するところがあるかと自分も思っております。

町長が言われましたように、風通しのいい職場、それはすなわち現場で働いている方が生き生きとした働き方をできなければ当然ならないと思っておりますので、今回、先ほどから御指摘ありました部分、しっかり自分たちのこれからの組織の改善等に役立てていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました、2問目に移ります。

質問事項。

熊出没情報の周知は早く、広く、確実に。

要旨。

町内でも、熊の出没が頻回にあり、危険回避や家畜などの財産を守るためにも、その情報を適切に広報し、被害防止のための体制構築が必要であるが事実と所信を質す。

明細。

現在は興味本位の見物を避けるため、場所を特定した広報はあえてせず、周辺の自治会には連絡をするとの運用であるが、見物を目的とし意図的に熊出没地周辺を訪れる町民は存在しないか、極めて少数であると考え、町民の命と財産を守るためにも新たな体制構築が必要です。

明細1、見物人対策は、興味本位による周辺立ち入りの注意喚起を徹底すること、一定期間広報車等で周辺巡回を行なうことなどで十分に対応が可能であるが、これまでに見物人らが事故に遭遇したり、周辺地域への迷惑行為等に及んだことはあるのか、また、その具体的内容を問う。

明細2、周辺の自治会、こちら、自治会長へということですが、連絡を行ない、その後は自治会長の裁量に任せている現状であるが、該当地域に居住する者以外への注意喚起も必要である。この際、自治会長には具体的にどのような対応を求めており、万が一の事故や被害が生じた際、自治会長の責任の有無等についての所見を問う。

明細3、状況によっては過敏に反応しすぎないことも当然であるが、目撃情報が寄せられた際、直ちに現地確認を行ない、注意看板の設置、同報無線やホームページでの周知と併せ、周辺の巡回などが必要である。スマートフォンのアプリ等を活用し、目撃者が直ちに連絡、共有できる体制、トレイルカメラ等の設置をし、その後の安全を確認する体制構築も効果的である。休日等に目撃情報が寄せられた際の役場の役場体制、実態と併せて所見を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の熊出没情報の周知は早く、広く、確実にについて答弁をさせていただきます。

近年、他町村での熊出没や被害等の情報が、新聞、ニュース等で報道され、人や家畜、農畜産物の被害情報を聞くことが多くなりました。

このような中、本別警察署主催の本別、足寄、陸別の猟友会員と自治体と警察が連携したヒグマ対応合同訓練が本別町山手町の神居山登山口にて6月10日に開催され、市街地に近い場所での訓練を行ない、改めて関係機関との情報共有と役割を確認したところであります。

本別町におきましても、熊の目撃や足跡などの情報が寄せられている状況にありま

す。

1 点目の御質問であります、これまで見物人における事故の遭遇、そして、周辺地域への迷惑行為等はございません。

2 点目につきましては、熊の目撃情報につきましては、本別警察署、もしくは本別町役場に寄せられますが、猟友会の方に直接寄せられる方もおられます。

情報提供がありましたら、警察と猟友会、町で痕跡の確認等の情報を収集し、警察による近隣住民への注意喚起を行なっていることについて、町から周辺自治会長に情報提供を行なっております。

万が一、事故等があった場合につきましては、自治会長等に責任はございません。

3 点目であります、2 点目でもお答えいたしました、警察と猟友会、町で現地確認を行ない、注意喚起の看板設置や、状況に応じて、同報無線やホームページで周知しております。

ヒグマの注意喚起といたしましては、春先と秋口に、同報無線や町広報紙への掲載を行ない、山に入る際の注意点を周知しております。

また、本年度導入予定のLINEを活用した情報発信ツールは、町からの通知機能も備えておりますことから、熊出没情報の活用に向け、検討してまいりたいと考えております。

また、職員の対応につきましては、休日であっても、平日と同様の対応を取っております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） それでは、明細 1 について改めてお伺いをいたします。

こちら、こうした事案が生じたことがあるのかという御答弁については、ないという御答弁でございました。ということであれば、これは過剰な懸念ではないのかなと私は捉えております。私自身の認識としては、町民の意識がそのように低い、いわゆる物見のために危険なところに出向いていくと、このように低いと私自身は捉えてはおりません。

よって、あえて周知しないという必要性はないと、むしろ、していかなければいけないと捉えておりますが、この辺についての見解を伺います。

御答弁にも言及がございましたけれども、これら、一定程度報道がなされていたりとか、警察関係のホームページ、ネット上で情報提供がなされているような事実もあります。

これらを踏まえて、あえて周知しないということについて、現在の御見解を改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、現在のところ周知していない状況ではありますが、町長の答弁からもありましたとおり、周知は行なっておりません。

現在のところ、議員から質問のあるとおり、何か迷惑行為、ほか、事故等も起きていない現状もあります。

そのような中、今後、議員おっしゃるとおり、周知等のほうも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） こちら、周知の必要性、検討ということでございましたが、当然のことながら、いわゆる出沒が確認された地域の住民以外にも、季節によってでございますけれども、当然、山菜採りであるとか、周辺の方々が散策等に出向くと、本町においては結構散歩等もなされる方も多いわけでございますし、また、曜日等にもよりますけれども、業務でそうした山林等の近くに入る、森林組合等もございますしね、そういった林業関係の方々、こういった方々にも、今現在は適切、的確な情報共有というのがなされていないと。こういった方々に対する注意喚起の観点からも、検討というところでございますが、むしろ必要であると、先ほど申し上げたとおり、過剰な懸念であるというところから、その辺に対する配慮、注意等も、失礼、そういった業務関係の方々、地域外の方々に対する注意喚起というものは重要であると考えておりますが、改めて認識を伺います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

今、例えというところで森林組合というところも例えられたところでございますが、森林組合でいけば町からの発注の工事等もございます。また、森林組合で受けている伐採等の工事等もございますので、町で把握できている部分の伐採工事がそこで行なわれている部分につきましては、森林組合にも情報提供をこれから行なっていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 追加で答弁をさせていただきます。

今、実際に全道における熊の頭数は増加しているということでございます。

以前は、熊は少なくて人里に下りてこない、そういったところで目撃もほとんどなかった時代から、今は、山里どころか市街地まで出沒してくると。そういった中で、周知方法でございますが、それは、昔は本当になかったものですから、見物本位の方もいらっしゃって、そういった対応で今きていたと思いますが、そういった環境の変化、そして時代のニーズとともに対応も変わってきますので、今後につきましては、先ほど答弁、課長からもいたしました、周知のほうも変更しながら、しっかりと今の時代にあった周知方法を考え、それを実践してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、明細1終わりました2に移ります。

こちら、自治会長へ現在、周辺の自治会ということで、自治会長への連絡を行なっているということでございます。

万が一の事故等が生じた際、自治会長の責任はないということですが、こうした本別町、郡部の、また熊が出没しやすいところ、農村等のコミュニティというものを考えていったときに、これは仮にということになっていきますが、例えば、熊ってその場に留まっているものではないわけですから、移動もします。その範囲も広いし、速度も速いというところから、例えば、出没地域の近隣の方だけには連絡をしたけれども、結果として連絡をしていないところで被害が生じたと、仮にですけれども、そういったことがあれば、心理的な負担や責任、自責の念に駆られるというような懸念も示されております。自治会長なんかも、一定程度高齢化しているようなところもあるわけですから、やはり精神的な部分といいますか、そうした心理的負担を払拭してあげる必要性もあるなというところと、実際、連絡をもらっても具体的な指示がないから、結局は自分の判断で、どこに連絡をする等々の判断をしていかなければならないというところで、やはり負担だという声もあるところであります。

これらについて、やはり自治会長の負担の軽減や、また、こうした連絡体制を的確にしていく、そうしたことが必要だと考えておりますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

自治会長に周知しているところの部分でございますが、町長からもお答えあったとおりなのですが、役割分担というところを明確にしている部分もございます。

町と猟友会につきましては、現地に赴き、痕跡の確認、目撃情報の足跡の向いている方向等も、確認等も行なっております。そのような中で、警察のほうと連携いたしまして、警察のほうは住民への周知ということで、近隣の住民の方へ広報をしていたいただいているところでございます。

中に、何件かこういう事例がありまして、自治会長に特段、地域近隣住民に説明、警察のほうで広報を行いますと、何があったのか怖がると言ったら変ですけれども、何かこういう事件があったのかなということで、不安に思われる方がおられます。そのために、町といたしましては、自治会長のほうに連絡を取らせていただきまして、こういうような事案がありまして、広報をしていますというようなことで周知させていただいているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、明細2終わりました、3番に移ります。

こちら、本町にも多くある山間部といいますか、農村部といいますか、そういったところで、人家や畜舎等から相当離れているというようなところであれば、当然のこ

とながら過敏に反応しすぎることもないというような御意見やお考えもあり、それについては当然、尊重もすべきだなと考えるところでございます。

しかし、さきにも述べたとおり、熊の出没回数が昨今増えているというところもありますし、行動範囲も広い、移動速度も速いというところ、道内においては畜舎等へ侵入し、家畜を襲う事例というものも確認されているところであります。全国的に熊出沒への警戒感が高まっているというような現状でございます。

これから行政で活用する予定のLINE等のいわゆるアプリ、こういったものを使い、写真や位置情報、これらを的確に、正確に、確実に把握をするような体制が急がれる、また、同報無線や町のホームページ、こういったものでも共有がしていく必要があると考えております。

また、当然のことながら注意喚起や見回りもろもろの中で、猟友会のお力をお借りする、また、地域のお力をお借りするということも必要になってくると思いますので、必要に応じて、当然のことながら委託費や報償費の支出というものも必要になってくるやもしれませんが、そうした体制構築というのは必要ではないかと。また、トレイルカメラ、簡易に設置できるカメラ等でございますけれども、こうしたものを設置することによって、出沒後の後追いというものもできますので、当然のことながら費用は必要になってくるものではございますが、こうしたものの整備が必要ではないかと考えるところでございますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

今、御提案いただいたトレイルカメラに関しましては、町でも所有させていただいております。箱わなを設置しております。その部分で、熊がどのような行動をして、入るか入らないか、また1頭なのか2頭なのか、そういうような部分も監視するために、トレイルカメラを活用させていただいております。

そういうような中で、先ほどの注意喚起の部分でいきますと、同報無線、町広報、LINEアプリにつきましては、今後の運用の中で、どのように周知できるかというところを見極めながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 通告済みの1問について質問いたします。1問1答細目方式で行ないます。

質問事項。

学校給食の地産地消向上で町を活性化。

質問要旨。

学校給食においては食育や地域活性化のねらいから本別町でも地産地消が実践されています。成長期の子どもの心身の健全な発達のため、安全で安心な地場産食材を多く利用するには、学校給食と町内農業者が連携を強化することが必要です。地場産食材の利用拡大や通年利用の活路を見いだすための考え方を伺います。

要旨の明細。

(1) 地場産の利用とその拡大について。学校給食関係者と農家の代表者や関係機関が参加して、献立の共有と食の農産物の情報交換や、地場産割合についての食物、重量、納品生産者数、金額の年度別の推移、自給率の月データを取り上げるなど情報の共有を行なう体制づくりが必要と考えますが、見解を伺います。

2、農地の見える化について。学校給食協力農家の情報の収集が必要です。小規模農家や地域おこし協力隊の活用など、新たな担い手の育成にもつながると考えます。学校給食に適合する形での新たな供給システムが必要と考えますが、見解を伺います。

3、地場産利用の供給体制について。ふるさと納税を活用して農家の所得を守り、農家からの新鮮野菜の納品物と地場産食材の通年使用を可能にするため、給食調理室に真空調理機器を設置し、春休み、夏休みを中心に農産物の冷凍保存に取り組んでいる自治体があります。地産地消の食材を活用することで、CO₂削減の観点からSDGsにつながると考えます。本別町としてもふるさと納税などを活用した取組について見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 水谷議員の学校給食の地産地消向上で町を活性化についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問ですが、地場産の利用とその拡大、また、安全で安心な地元産の食材を多く取り入れたメニューづくりのため、給食センター職員が町内の農産物生産者を訪問し、農作業を実際に体験するなどして生産の現場を理解し、生産者の思いや地産地消の大切さなどを食育に活かす取組を行なっておりますが、さらなる地場産の利用を拡大するためには、町内において、どのような農産物が、どの時期に、どれくらいの収穫量があるのか把握することが重要であり、そのためには役場農林課や農業関係団体等との情報共有が必要となりますので、まずは関係団体等との連携を図るところから検討を始めていきたいと考えております。

次に、2点目の御質問ですが、地場産の利用拡大のためには、御質問にあるとおり、学校給食協力農家の情報収集が必要ですが、これまでも、協力農家とは常に連絡を取りながら地場産の農産物を利用してきたところです。

また、学校給食で使用する農産物を農家に計画的に生産依頼するためには、学校給

食と生産者とのつながりや、より多くの生産者等の情報収集をすることが重要であり、そういった過程をシステム化することによって、効率よく運用できるものと考えております。

また、システムを構築するためには、生産者や農業関係団体等との情報共有が必要となりますので、関係団体との連携を図るところから検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問の地場産食材の通年利用についてでございますが、年間を通して地場産農産物を使用するためには、乾燥、冷蔵、冷凍といった加工品にする方法がありますが、そのためには食品乾燥機や長期間低温貯蔵する倉庫、真空調理器といった冷凍加工する施設が必要となり、施設整備には多大なる初期費用と光熱水費等の維持管理費を要します。その費用に対して、給食で使用される食材の量を考慮いたしますと、給食センター独自で加工施設を整備するよりも、豆腐、大豆ミート、あんこなどの地場産農産物を加工し、販売しているものを積極的に使用しながら、地場産農産物等を通年利用し、地場産品の消費拡大につなげていきたいと考えております。

また、ふるさと納税の活用ですが、現在のところ、第3子以降の給食費が減免となる学校給食費多子世帯軽減事業で活用しております。

いずれにいたしましても、学校給食は、成長期の子どもたちの心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供し、子どもたちに望ましい食習慣を身につけさせることや、地域の食に関する産業や自然の恵みに関する理解と関心を深めるなどの教育効果も大きいことから、関係各所との連携、協力を得ながら、学校給食の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） （1）です。総務所管事務調査においてお話を伺ったとき、職員の方は、やっぱり熱心に地産地消に取り組んでいる方がいらっしゃいまして、その方は2023年の4月に十勝毎日新聞社のインタビューにおいて、子どもたちと農業者、保護者、行政機関と一緒に町ぐるみで手作りの給食を作りたいと話しておられました。その方はやはり1年間通して、昨年、町内農家において、作付けや収穫、出荷、選りから、時間を見つけては行けるところに農作業体験をさせていただいていたというようなお話を伺っております。

また、農家と、個人的に本別の子ども食を考える会というLINEグループも作っているが、コロナ関係で、それは実現していないというお話も伺ったところです。

この点におきましても、いろいろな試みは積極的に行なわれていると理解したところではありますが、やはりこの地場産食品を広げるためには、やはり先ほど教育長からお話がありましたように、関係団体との関係を図っていくというところから積極的に行なっていただきたいと考えております。

また、このことにおいて J A 女性部の方々の協力も多く受けていると伺っていますので、通年を通したやはり計画をしていただきたいと考えておりますが、このことに関して見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、水谷議員の質問に答弁させていただきます。

教育長の答弁からもありましたが、やはり地場産品をいかに使っていくかというところになりますと、どのような農作物が、どの時期にどのぐらい収穫量があるのか、まずそういった情報が必要になるかなと思っています。

そのためにも農家であったり、農協、農林課との連携も大切だと思っておりますし、水谷議員からもありましたが、食を考える会といいますか、そういった会も、公的なものではないのですが、まず私的なところからというところで始めようかなというところで、ちょっとコロナの関係で、それ以後は話が進んでいないのですが、まずはそういった関係団体等との連携から始めていきたいと考えておりますし、また、その連携の中でいろいろな情報を得た中で、年間というか、通しての計画のほうも立てていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4 番（水谷令子） 次に、2 番手にいきます。

先ほど教育長からお話ありましたように、農家の協力もあり、連携は取れているところであるというところですが、さらに広げるためには、やはり情報システム化の連携を取って関係を構築していきたいというお話がありました。

この地場産食材を広げるためにおいて、給食センターでも広く、1 年に 1 回行なわれているのが、やはり本別の食材をふんだんに使った、ふるさと給食だと思っています。子どもたちの記憶に残る給食というところでは、本別で給食を食べたというのは、やはり子どもたちにとっても成長において大事な点だと思っています。

今まで、この給食において、地域おこし協力隊がどのような点で活用されていたかという点でお聞きしたいという点と、それから何か本別高校の生徒のレシピを使ったものも行なったことがあるという、私がそういう記憶があるのですけれども、そういう点においても、ちょっとお話を伺いたいと思っています。

また、この点において、1 人の協力員の方は町内でレストランを開いて、本別町に在住されたという経緯もあります。ただ、新規農家というところでは、そこまで広がっていないのかなと。

私、厚真町に視察に行ったときに、やはり地域協力隊の方がハウス農家を利用して、ほうれん草を使って、毎年、地域に残っていただいているんだというようなお話を伺ったことがあります。こういう点においても、地域協力隊を小規模農家において、例えば高齢化で使っていない農地を利用するだとか、そういうところにも目を向けながら、小さな農業、よく町長がおっしゃっていますけれども、これは本別町でもできていけ

るのではないかなと考えているところです。

また、もう1点お聞きしたいのは、令和5年の11月に、札幌の人気スープカレー店とコラボしてキーマカレーを作ったというような事実があると思いますが、この経緯はどうしてこういう経緯が起こったのか、お聞きしたいと思っています。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、水谷議員の質問にお答えいたします。

まず、ふるさと給食の関係になります。最後のカレーのところと、ちょっとお話重複する部分があるかと思いますが、ふるさと給食につきましては、地元の食材を使って、地元のものを作って食べていただき、子どもたちに食の大切さを知ってもらうという企画になっております。

その中で、ふるさと給食の中で、去年、札幌のスープカレー屋とコラボして、キーマカレーのほうを提供しています。こちらについては、給食センターで使用していますジャガイモ、町内の農家のジャガイモを使用していますが、その方が、そのカレー屋と知人であって、そういったつながりで、令和5年のふるさと給食のときに札幌のカレー屋とコラボして、給食のメニューを作ってみないかということで、去年実施しております。

それと、ほかにふるさと給食の関係になりますが、まず、本別高校の創生学、そちらで考えられたメニューをアレンジしたものをふるさと給食に提供していることもありますし、あと、地域おこし協力隊の活用というところで言いますと、地域おこし協力隊の方に入っていて、メニューの開発といいますか、給食で提供するメニューと一緒に開発しまして、例を挙げますと、ジャガイモのスイートポテト、普通スイートポテトといえばサツマイモを使用するのですが、ジャガイモを使ったスイートポテトメニューを開発し、給食に提供しております。

それと、農地の利用といった部分になりますが、給食センターのほうで学校給食として発注する農産物についてはそれほど多くはないものかなと思っておりますが、そういったものでも計画的に発注することによって、新しい担い手の育成の一端は担えるのかなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 新規農家の取組というところで、この給食の食材につなげていくという点では、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの武田次長からも答弁がありましており、農地の見える化というところを、ちょっと今、先にその辺をお話しさせていただきたいと思っています。こちらにつきましては、JAのほうでマッピングシステムというものがございまして、作付情報というのは把握しております。そのようなところで、先ほど教育長の答弁にもありましてと

おり、関係団体との協力というところで情報を活用させていただきながら、農家の人との、今年はこのようなものを作っていますよという情報を把握してまいりたいと考えております。

また、もう1点、小規模農家や地域おこし協力隊、確かに先ほど例を挙げられておりました厚真町等でいきますと、ハウス栽培の農家が多数ございます。そのような中で年間、二毛作と言うのですか、2回採れるとか、そういうようなところでいきますと、そういうようななりわいという部分が成り立つのかなと思いますが、なかなか十勝、本別町となりますと寒冷地で、そのような部分での農業の営みを行っていないというところで、家庭にハウス等はございますが、自家消費部分を栽培しているとか、そういうような部分になりますので、なりわいというところでいきますと、少し地域おこし協力隊というところの協力というのは、なかなか難しい部分が出てくるかなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 3に移ります。

先ほど、通年使用という点では、やはり施設整備が必要であり、やはりお金の関係、財政の面で厳しいところがあるというお話を伺いました。

そこで、ここにも書きましたように、ふるさと納税を利用しながら、農家の財政を助けながら、先ほど私が言いました真空調理機器、これを設置して、春休み、夏休みに、旬の野菜を真空化して冷凍するという、それも、やはり1回にできるものではありませんから、研修を積みながら、いろいろな農産物を増やしながら、研修しながら、食材の切り方も工夫しながら、パックにして冷凍にし、また春休み、夏休みに、それを加工品だとか、例えばソースにするだとか、自家でそういうものを作っていくという工夫をされている自治体があるというところなのですね。

その辺でもう一度、そういうような施策はないかどうか、考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 答えいたします。

教育長の答弁のほうにもありましたが、そういった、加工して、冷凍なりして年間通して使うということになりますと、まず費用の面がかかるというのが一番大きな問題かなと思っております。

仮にそういった加工しても、今度は加工したものを保存しておく場所も必要となりますので、そうやって考えていきますと、給食のためだけにこういった施設を建てるのであれば、すでに加工してあるものを使って、地元農産物を年間通してで使っていきたいと考えております。

また、ふるさと納税の活用についてなのですが、仮にそういった施設を建設することになれば多額な費用が当然かかってきますので、その際には、そういったふ

るさと納税の活用も考えていかなければならないのかなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） この機器を利用した自治体なのですけれども、やはり災害があつて、こういうようなことを考えたということもおっしゃっていました。

本別町の学校給食は、小学校、中学校、高校の成長過程において、心身の健全な発達のためになくはないものだと思っております。子どもたちが学校に行くのが楽しい、給食が楽しい、とってもおいしいからという声を直接聞いています。また、転勤してくる先生方、本別町の給食は大変おいしいですよと耳にしているところです。

日々、時間に追われながら安心安全な給食を作っていただいている職員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。学校給食において、これまで農家の方の協力があることも力強いことだと思っております。

今後、職員の皆さんの活力になるために、子どもたちの給食時の笑顔の写真パネルを給食センターに貼るなどする工夫や、また、職員の研修や視察、他町との交流を行なう予定はあるのか伺います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） お答えいたします。

まず、給食の機器の関係、災害のあったときという部分になりますが、今、給食センターのほう建ててから10年ほど経っておりまして、機器類についても、今後、更新計画を立てながら、そういった機器の部分を更新していきたいと考えておりまして、その際には、そういった災害が起きたときのことも考えながら、そういった機器類については更新していきたいと考えております。

また、安心安全な給食の提供というところで言いますと、水谷議員のおっしゃるとおり、農家とか、ほかの関係機関の連携も非常に大切なことだと思っておりますので、今後においても関係団体との連携を図りながら給食の提供を行なっていきたいと考えております。

最後の職員の関係なのですが、センター内で子どもたちの笑顔の写真とか貼ってあると職員の仕事の励みになるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

研修については、研修旅費等組みながら対応して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告をしておりました1問目、SDGs未来都市選定についてを質問いたします。

質問要旨。

SDGs未来都市の選定は、SDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を

選定し、その取組に対して補助金による支援をする全国の地方創生の深化につなげるものとされています。取組の策定、提案の具体的内容について伺います。

地域の個性を活かしながら、経済、社会、環境の3つの側面から総合的に実施されていることが重要とされ、地域で生活している人だけでなく、地域との関わりを持つ企業や団体と連携してSDGsに取り組む自治体を選定されております。本町は、ゼロから始める本別町、官民連携ローカルSDGsを掲げて取組を策定、提案し、選定されたという町長より行政報告がなされましたが、どのような地域課題を挙げ、本別町のSDGs未来都市を目指しているのか伺います。

1つ目に、地域課題を解決するための経済、社会、環境3側面における地域内循環の促進について伺います。

2つ目に、脱炭素の要素を盛り込んだとありますが、具体的にどのような事業を想定しているのか伺います。

3つ目に、関係団体で構成される協議会を設立し、補助金も活用しながら官民連携による取組を進めるとありますが、関係団体とは。また、補助金の活用とはどのような事業を想定して進められるのか伺います。

4つ目に、選定された内容では、SDGs17の目標のどの項目を掲げて、どのような本別町の未来都市を目指しているのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の御質問にお答えをいたします。

2018年に開始されましたSDGs未来都市選定制度につきましては、自治体SDGs推進評価・調査検討会が選定基準を踏まえた総合的な評価を行ない、内閣府がその助言を受けて毎年30程度選定することとなっております。

2024年は、全国から応募した自治体のうち24団体が未来都市に選定され、これまで累計で206都市が選定されておまして、北海道内では、北海道、札幌市、ニセコ町、下川町、上士幌町に次いで、本町は6自治体目の選定となったところであります。

議員御指摘のとおり、このSDGsの取組は、地域課題を解決するために、経済、社会、環境の3つの要素を好循環させ、新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現する先導的な取組に対して評価されるものであります。本町は、この3側面をうまく地域に循環させ、町内での課題解決の手段として取り組む予定であります。

まずは、経済面において地域産品の高付加価値を行ない、既存のクレイマメ等の商品をSDGsブランド化し、新しいチャレンジとして、本別町SDGs商品・サービス認定制度の設立を目指したいと考えております。

次に、社会面では、公共施設が近接する市街地中心部の空き店舗に着目をし、既存の建物を活かして中心市街地の機能やサービスをリブランディングし、まずはパイロット店舗で町民ニーズの高い事業を実施し、その後は商店街に出店する人材・移住

者の活躍の場として活用していくことを目指しております。

最後に環境面ですが、現在、静山研修センター跡地に設置を目指しているオートキャンプ場施設において、太陽光発電設備を設置し、照明などの電力として活用できるよう、キャンプ場のゼロカーボンパーク化を目指したいと考えております。

これらの3側面は、脱炭素の要素を盛り込んだ実効性の高い活動として、地元事業者が主体性を持つことが可能となり、官と民が連携した自律的好循環につながるものと考えております。

次に、3点目の協議会の設立内容と補助金等の活用についてであります。本年度パートナー事業者の選定プロポーザルにおいて、受託候補者となった株式会社アール・エ北陸と本別町が共同で事務局を担い、町内の様々な業界団体から現在協議会委員の推薦をいただいているところであります。次週、1回目のSDGs脱炭素推進協議会を開催する予定となっており、今後の方向性と事業の具体化に向けて協議していきたいと考えております。

なお、主な構成団体は、本別町商工会、JA本別町、本別町森林組合、本別建設業協会、十勝地区トラック協会等となっております。

また、補助金の活用につきましては、総務省等の補助金を申請したいと考えているため、今後、早い段階で補正予算を提案させていただきますので、その際は、改めて御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、交付金の活用につきましては、先ほど述べた事業とSDGsの啓蒙啓発に充てたいと考えております。

次に、4点目の17の目標設定と、どのような未来都市を目指すのかとの御質問であります。3側面のゴールについては、経済分野で、8番の働きがいも経済成長も、17番のパートナーシップで目標を達成しようを、社会分野では、8番と11番の住み続けられるまちづくりを、環境分野では、11番に加えて、4番の質の高い教育をみんなにと、7番のエネルギーをみんなにそしてクリーンにを設定しております。

また、目指す未来都市につきましては、このSDGs未来都市の提案を作成するに当たり、地域の課題を踏まえた2030年本別町のあるべき姿を描いたところであります。

今後は、未来につながる暮らしの実現に向けて、持続可能で、みんなが笑顔で暮らせる社会を目指して着実に取り組んでいく所存であります。

また、官民連携による協議会を中心に、これまで遅れを取っていたSDGs脱炭素の取組を加速させて、実行したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

ただいま、質問の中身について御答弁いただきました。

御説明でもあったように、全国では24自治体、北海道では今年度唯一ということ
で、行政報告でもされております。これはとても素晴らしいことだと思いますが、
今回選定された市町村へ、総理大臣より、創意工夫にあふれた取組を評価するコメン
トも出されております。この創意工夫という部分が大変重要なんだなと思っていまし
たが、優れたSDGsの取組を提案する自治体を選定するということでは理解をして
おります。内閣府からも具体的な提案の内容が公表されていないことや、新聞紙上と
行政報告のみでは不十分という思い、また、新聞紙上では心つながる町本別町を図で
示したという言葉もありましたので、今のところその部分はつながっていないのかな
と感じているところです。

先ほど、事業についての説明もございました。選定されたメリットという部分につ
いてですが、持続可能なまちづくり、事業について、今後は啓発に取り組んでいくな
どの内容も示されておりました。その取組について、さらに加速させられるというメ
リットという部分には分かりましたが、現在のそのメリット、交付金、事業に対する
補助金が、枠外で設定されるという内容かと思いますが、現在はそのメリットしかな
いと。

一方で、SDGs未来都市に選定されること自体にデメリットはないとは思いますが、
選ばれたということは、とても期待されることになります。予測不可能な時代
においては、数年前に最適だと思っていたことが古くなってしまったり、社会情勢の
変化による新たな課題が見えてくることもあると思います。

その適切な進捗評価、軌道修正を行なう柔軟性や対応力について求められてくると
も思いますが、先ほど述べられていた事業の中、その適切な進捗評価と達成状況とい
うのはどのように判断していくのか、そして今後、関係団体も含め、町民に丁寧に説
明していく責任があると思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

進捗、達成状況についてでございますけれども、これから、来週の20日に1回目
の協議会を立ち上げる予定でいます。基本的に、その協議会の中で、方向性ですとか、
そういうものを決定していくことになるのですけれども、進捗ですとか評価も、当然
その協議会の中で行なっていくという形で進めていきたいと考えております。

町民の説明なのですけれども、補助金も活用しまして、専門のホームページ、立ち
上げたり、そういうPR活動も行なっていきたいと考えているところです。

それと、先ほどSDGsのメリットというところでちょっとお話あったのですけれ
ども、例えば、こういうSDGsの未来都市の選定を受けることによって、地域課題
の解決が進むということで、まず1点目。それと、こういった取組が新聞等で周知さ
れることによって、地域の特性や町の取組、そういったものも周知されるかなと考
えていますので、企業進出ですとか、そういうところにつながっていければなという期

待を持っているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） ただいま、この新たな機会の創出という部分でのお話だったかなと思いますが、今後、機会を創出するということで考えられている事業とは具体的にどんなことなのか、またその補助金の活用についても、1事業、枠を超えての採択がされるというような特典がついていると思いますが、それは、計画に対してなのか、事業に対してなのか、また、今後SDGs、未来都市計画に基づいた活動を積極的に実施していくと思いますが、定期的に取り組の進捗評価だとか、その達成度、公表とともにフォローアップというのが行なわれると思いますけれども、何年計画でこの計画というのをやっていくのか、また、そのフォローアップが、どのようなフォローアップを受けられるのか、政府からですね。今後のスケジュール感、スケジュールと今年度取り組む具体的な事業、予算規模ですとか、長期的な予算規模ですとか、具体的にあれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 答えいたします。

この事業自体が、3年の計画で申請をしています。先ほど答弁のほうにもあったのですが、経済、社会、環境の面での事業を提出をして、それが認められたという形になっていますので、今の段階では、これから協議会で具体的にどうしていかうかということを決めていくのですけれども、その事業を、まず推進をしていくという形になっております。

令和6年度の事業につきましては、実は、先ほど交付金の話、藤田議員おっしゃられたのですけれども、デジ田の交付金、対象になるのですけれども、令和7年度の申請になるものですから、大きな取組としては令和7年度からとなるかなと考えています。今年度につきましては、総務省の補助金を活用して、ホームページとか普及啓発に充てていきたいと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 先ほど事業のお話もされて、ただいまスケジュール感といいますか、何年計画という部分では3年というお言葉が出てきましたが、先ほど、経済、社会、環境の面で、地域産品の新しい認定制度、新しいチャレンジのための認定制度ですとか、中心部の空き店舗の活用、キャンプ場で太陽光発電を利用した脱炭素社会につなげていくなどのお話がありましたが、この3年の中でこの事業をやっていく、目標としてはこういう事業だということによろしいでしょうか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 答えいたします。

今回、内閣府のほうに申請を挙げさせていただいたのが、こういった事業が主な事業になってきます。

それと並行して、今回、これから補助金の申請をさせていただく予定なのですけれども、北海道の補助金を使って、そういう木質バイオですとか、そういう新エネルギーの関係、そういったポテンシャルを調査するような事業も並行して行なって、そういった脱炭素の取組も含めて行なっていきたいと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 1問目を終わり、2問目に移りたいと思います。

通告しておりました2問目、中央公民館と河川敷運動場のトイレを洋式化へ。

質問要旨。

令和5年5月より新型コロナが5類に引き下げられ、外出を制限していた町民の活動も活発になっています。誰もが気兼ねなく外出できる環境を整備するためには、利用者の多様な特性に配慮した公共トイレの整備や、適正利用の推進が不可欠です。

1つ目に、近年、高齢者の増加や障がい者の社会参加、子ども連れの外出機会の増加が進むなど、公共トイレを取り巻く環境が変化しているにもかかわらず、現在の中央公民館の3階女性用トイレに洋式トイレが1基、ほか3基は和式となり、高齢者、幼児は利用しにくいとの声があります。

中央公民館のトイレですが、正面玄関から入るフロアが2階という作りになっていることから、町民の方が一般的に言われている2階が、正式には3階となることから、その3階トイレのことを指しております。

2階には多目的トイレがありますが、中央公民館は幅広い世代が利用し、多いときは200人以上が来場する施設となっております。3階の和式トイレを洋式に変え、ベビーチェアやおむつ替えシートの設置など、多様な来場者へ配慮した利用しやすい空間にするべきと思いますが、考えを伺います。

2つ目に、河川敷運動場の南球場、弥生球場、サッカー場に仮設トイレが設置されていますが、和式となっております。特に幼児、小学生、低学年は不便を感じており、安心して活動できる環境ではないと思います。簡易水洗仮設洋式トイレに更新するべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 藤田議員の中央公民館と河川敷運動場のトイレを洋式化へについて答弁をいたします。

1点目の中央公民館の3階女性用トイレについてですが、議員御指摘のとおり、年に数回100人以上の方が集まる催しが大ホールで開催されております。近年の人口減少に伴い、来場される方は減少傾向にありますが、逆に高齢者の割合は高くなっております。

先週開催しました、ほんべつ寄せの際は、休憩時間にトイレを利用される方も多くいらっしゃいました。女性用トイレ室内での待ち状況は把握できておりませんが、ロビーに人が並んで待つ状況ではありませんでした。しかし、膝や腰への負担を考えま

すと、洋式トイレの利用が多くなっていたのではないかと考えられます。

中央公民館は、昭和55年の供用開始から40年以上が経過し、施設や備品等が老朽化しております。過去にも利用者の皆様にアンケート調査を実施したり、利用者団体の方と協議を行なった中で、施設の改修や備品の更新を図ってまいりました。

本町においては、国の動向を踏まえ、平成29年3月に、本別町公共施設等総合管理計画を策定し、その個別施設計画として令和2年12月に、本別町社会教育施設等長寿命化計画を策定し、今後40年間の長期方針等を示しております。冷房設備の設置を行なった後は、施設の長寿命化を図るため、屋上の防水工事やトイレ排水管等の改修も検討する時期となっておりますので、利用されている皆様の声を伺いながら、緊急性や優先度を勘案し、優先順位をつけて施設の改修計画を検討する必要があると考えております。

現在あるトイレについては、多目的トイレを除いては、車椅子を利用されている方の利用が難しいため、段差解消や入り口の広さの確保するなどのバリアフリー化も含め、今後の公民館全体の改修計画と合わせて検討する必要があることから、当面はポータブルの洋式便座を和式トイレに設置して対応してまいりたいと考えております。

なお、公共施設のトイレでは便器との接触がない和式を望まれる方もいらっしゃいますので、利用者の声を伺いながら、ポータブル便座の設置数を決めていきたいと考えております。

ベビーチェアやおむつ替えシートの設置については、現在のトイレスペースでは設置が難しいことから御不便をおかけいたしますが、エレベーターで2階に降りていただき、既存の多目的トイレを利用させていただきたいと考えております。

なお、3階に多目的トイレを設置する場合には、スペース的にロビーの改修を含めたものとなりますので、今後の改修計画策定にあたっては、公民館としての機能のほか、災害時の避難所としての機能も考慮した中で、関係部局と協議を行ないながら検討する必要があると考えております。

2点目の河川敷運動場の仮設トイレにつきましては、少年団の小学生や保護者に状況を確認したところ、陸上競技場の洋式トイレも併用しているとのことでしたが、仮設トイレの洋式化を望む声が多かったことから、今年度はポータブルの洋式便座を和式便器の上に設置して対応を行ないたいと考えております。

御提案いただきました簡易水洗仮設洋式トイレの導入につきましては、河川敷は河川の氾濫の恐れもあるときなどに備えて、そういった施設の撤去をする必要があることから、導入に当たっては、トイレの管理と含めまして、利用者等と協議を行なった中で、利用しやすいものを検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

先ほども言いました、高齢化や少子化、女性の活躍など、社会ニーズの変化によって、トイレに対するニーズも多様化しております。特に災害が多い日本では、災害時のトイレ対策も課題であることから、トイレの洋式化、ユニバーサルトイレの対応など、平時から災害時まで使えることが重要だと思います。中央公民館は避難所にもなっていることから、洋式トイレの数は十分とは言えないと思います。

今回、今後40年以上使うということで、応急的な措置ということで、当面ポータブル便座の利用ということですが、早期に大規模改修が必要になるということで、財源も必要になってくることから、改修というのは非常に厳しいのかなとは思っておりますが、早期に変えて、町民が使いやすくするべきだと思います。

また、河川敷運動競技場のトイレですが、仮設トイレとはなっていますが、耐用年数についてはどのようになっているのか伺いたいと思います。令和元年の質問の際には、取替えの時期には必ず洋式にするという言葉はありましたが、先ほどと同じ、高齢化、少子化、女性など、トイレに対するニーズも多様化しているということから、今必要であるということ、応急的な措置をしていただけるということですが、早期に設置を考えるべきと思いますが、具体的な時期についての考えを伺いたいと思います。

また、アンケートなどを取ったということですが、私もまた仮設トイレについては不衛生であるという認識が強く、使いにくいということも指摘されておりますが、汚くて行く気になれない、行きたくても行けない状況では、健康被害につながってしまいます。仮設トイレも洋式とすることで、衛生的にも保てますし、簡易水洗式という先ほどのものもあったり、また、パーティションなどを入り口に設置することなどで使いやすくなるということも考えられると思いますが、その点についての考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 藤田議員の再質問に対して、私のほうから答弁をさせていただきます。

トイレのニーズが多様化している、中央公民館、平時、また災害時、洋式トイレが不足しているという御指摘で、今後40年間は公民館を改修して使用していく予定であります。その中で、トイレを含め排水管の修繕ですとかも行なう時期となっております。

具体的には、長寿命化計画、令和3年から令和12年の計画となっております。令和7年度までに、基本的な構想を練るということになっておりまして、その後、実際に改修等を行なっていく予定ではありますが、現在、冷房設備を設置することをまず優先させますので、計画の時期が若干ずれていくかなとは考えておりますが、できるだけ早い時期に、議員御指摘のとおり、トイレを洋式化にしていきたいと考えております。当面の間は、教育長から答弁させていただいたように、仮設のような形になりますが、据置型のポータブルで対応していきながら、利用者の皆様の御意見を伺っ

た中で、改修を考えていきたいと考えております。

運動場の仮設トイレにつきまして、耐用年数というお話でしたけれども、今使っているものが平成２３年に購入しております。すでに十数年はたっておりますけれども、まだまだ使える状態であります。

新しい洋式の仮設トイレを購入した場合の費用等についても、業者に問合せを行ない、金額等は把握しております。

まだ使えるものですので、当面の間は、先ほども申しましたように、洋式のポータブルを置いて、子どもたち、また保護者の意見を伺いながら、必要に応じて新しい洋式トイレを購入について検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○７番（藤田直美） 再度質問させていただきます。

長寿命化計画の中で、トイレの改修も順次行なっていくということで、伺いました。

本別町も財政が厳しいということは、もちろん承知していますが、その中でも、今年度公共トイレの改修や新築が行なわれております。これは大変いいことだなと思っておりますが、トイレの改修については、利用頻度、効果について十分な検討をし、今回の毎日、もしくはイベントなどで、確実に多くの方が使われる中央公民館と河川敷運動公園の仮設トイレについては、優先度がかなり高いのかなと思っております。先ほど、教育長からもその優先度が高いというようなお言葉もあったので、その認識はされているのかなと思います。

また、中央公民館のトイレの部分ですが、現在は多様化、利用する人の多様化という部分ですが、現在、子育てに関しては父親、男性、積極的に行なっておりまして、よい時代になったかなと思いますが、男性用トイレにベビーチェアやおむつ替えシート、ベッドはありません。また、そういうことも、当面多目的トイレを利用してということでもあります。今後、計画していく上でそういう部分、もちろん町民の意見、いろいろ聞くということもおっしゃられておりましたが、SDGsの関係でもそうですが、大変これは重要な部分かなと考えておりますので、そういった部分、町内外から訪れる場所になっていますので、関係部局、連携を図りながら、様々な意見を聞き総合的に判断すべきことから、例えば、公共のトイレを改修する場合には、福祉、健康、子ども、災害、建設などからなるトイレ政策部会などがあり、その中でたくさんの意見を聞いて改修に臨むというのがよろしいのではないかなと思いますが、その点についての考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 再答弁をさせていただきます。

公共トイレということで、中央公民館のトイレの多様化ということで、２階のトイレ、多目的トイレは、ベビーチェア、おむつ替えシートがあるのですが、それ

以外にはございません。

その多目的トイレは、男性、女性、どなたも使えるトイレではありますが、議員がおっしゃったように、男性の子育てがこれから重要となってくるということもありますので、トイレを改修する際には、子育てをしている世代の方々の意見を伺いながら検討しなければならないと考えております。また、トイレの改修に当たっては、多くの部局の皆さんのお話を聞いた中で改修をしなければならないと考えております。

改修にはやはり相当の金額がかかるものですから、いつ行なうということはこの場では明言できませんけれども、いろいろな部局と慎重に協議を重ねた中で、利用者が利用しやすいトイレを作っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○ 7 番（藤田直美） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 4 8 分 休憩

午後 4 時 0 5 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10 番阿保静夫議員。

○ 10 番（阿保静夫） 通告に従いまして、1 問について質問をいたします。

質問事項は、ゼロカーボンシティへの取組は全町民と共にということで伺います。

このたび内閣府より、本町の脱炭素を盛り込んだ取組の策定、提案に対し、SDGs 未来都市として、今年度道内唯一、本町のみが選定され5月23日、認定証が授与されました。今後、官民連携の取組を進めるとのことですが、どのように進めるのか見解を伺います。

要旨の明細ですが、地球温暖化を防ぐため、脱炭素、CO₂削減の取組は、今や世界的な課題であり、安心して暮らせる未来のためには必要不可欠な取組となっています。そしてこれを進めるためには、町民の皆さんの協力が不可欠です。

今後、関係団体で協議会を設立、国、道の交付金、補助金も活用しながら官民連携による取組を進めるとしてありますが、自治会や事業所等、全町民の取組としなければならないと考えますが、どのように進めるのか伺いたいと思います。

具体的には、家庭でのCO₂削減、SDGsについての認識と理解を得るということとをどのように進めていくのか。2 つ目には、児童、生徒の教育の中でどのように触れていくのか。3 つ目には、町民の皆さんが取組の成果が分かり、情報が共有できる……。

○議長（篠原義彦） 阿保議員、この質問要旨だけでいいです。

○ 10 番（阿保静夫） そうですか。

ということで、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の御質問にお答えをいたします。

SDGs 未来都市の選定の主な内容につきましては、先ほど藤田議員の質問で答弁させていただきましたので、重なる部分につきましては、避けてお答えをさせていただきます。

本町は昨年度、町内の各団体と、脱炭素の取組を推進するため準備委員会を立ち上げて、全員の参加者から意見を承り、今後の方向性について確認したところであります。今年度は本格的な協議会を設立し、次週、1 回目のSDGs・脱炭素推進協議会を開催する運びとなっております。この協議会では、今後進める事業の合意形成と最終決定の場となり、道筋をつくる場となることを想定しておりますが、そこで決まった各種事業の詳細につきましては、ワーキンググループを立ち上げて掘り下げることを想定しております。

そのワーキンググループにおきましては、事業に興味がある事業者や個人の参加をイメージしておりまして、具体的な手法や取り組み方について協議をし、出资方式や連携の形で事業が展開されることを想定しております。その場合、協議会委員に限らず、事業に興味のある方々が対象となることにより、取組が周知され、事業が展開されやすくなるため、幅広い取組になるものと期待を寄せているところです。

また、国の補助金や交付金につきましても、今は官民連携による取組が優遇され、認定されやすい状況となっているため、協議会を中心とした中間支援組織の設立を目指して、今後取り組んでまいりたいと考えております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用する予定となっておりますが、一部を啓蒙啓発活動に充てたいと考えており、様々な方へ取組を周知するため、専用サイトの構築や看板等の設置、さらには研修会や講演会等を開催して、SDGs や脱炭素の取組に対して理解を得られる活動を展開しなければならないと考えております。

これまで述べた活動のほかに、今年度は環境省の補助金と北海道の補助金を活用し、地球温暖化対策実行計画の策定と、地域の再エネルギーや新エネルギーを活かした設備を導入する場合を想定し、その可能性を探る調査を行なう予定となっております。この取組につきましては、公共施設はもとより民間事業所の状況を把握することが重要となるため、必然的に先ほど御説明いたしました協議会と同様、民間との連携が欠かせないものであると考えております。

今後は官民連携プラス、先ほども議員からお話がありましたが、学校教育、社会教育活動も意識した取組を行ない、各世代が2030年のSDGsのゴール、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、それぞれ、家庭におきましても様々な行動ができるよう、環境を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの答弁にもありましたけれども、自治会や事業所等、全町民での取組として広げていかないと、なかなか前進しないと思っております。

その点では、自治会での議論や共通認識を形づくっていく、そのためにはどのような対応をしていくか、どのように進めるべきかについて、考え方があれば伺いたいと思います。

それから、これからの時代を担う児童生徒は、私の考えでは、かなりいろんな情報の中で、認識は深まっているのではないかと私自身は思っていますけれども、形あるものとして、児童生徒への教育の中で、今後SDGsの考えを広めていく、そういう世界を実現していくということの、教育の一端として考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についても伺います。

そして、重要なのは、これらの取組とか到達点、成果などが、町民の皆さんと情報共有できる、今ここまで達成しました、さらにこういう目標でいきますみたいな、そういう情報の共有ということも重要だと思います。

以上、3つの点になろうかと思えますけれども、それぞれについて考え方を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、全町民の取組ということで、自治会での議論ですとか共通認識というところなのですけれども、今、計画しているのは、まず町民の皆さんについては、SDGsですとか脱炭素の関係の研修会、講演会、あと、環境教育の場に参加をしていただいて、その必要性についてさらに知識を深めていただくことで、町全体の取組につなげていければと考えているところであります。

それと、児童生徒の教育の関係なのですけれども、教育の一環としてということですが、もう既に教育委員会の協力隊のほうで、例えば公園のほうで、植物ですとか、そういう教育を行ったりもしていますし、新年度に入りましたら、学校教育、社会教育ともさらに連携をして、そういったことも実施をしていきたいと考えているところでございます。

町民の情報共有というところなのですけれども、先ほど藤田議員のところでも答弁しましたのですけれども、ホームページ等を作っていくというところで、そういうところで情報発信していくというのと、広報紙のほうで、5月号から脱炭素の関係の特集記事を、2ページずつなのですけれども掲載をして、周知も図っておりますので、そういった形でできるだけ、やっていることがきちんと伝わるように情報共有をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それぞれ取組の具体的な内容が示されておりますけれども、やはりこれ、町民一人一人が取り組むということが決定的に重要で、言い換えれば家

庭の中からの取組ということになろうかと思います。

そのためにも、具体的には、やっぱり自治会にきちんと議論するものを下ろすというか、伝えて、それぞれの取組をしていただく、相談をしていただくとか、そういうようなことが必要なのかなと思います。

もちろん、それぞれの個人の認識というのが最大に重要だと思いますけれども、全体として取り組むということを考えたときに、自治会での協力というのが決定的に重要かなと思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

先ほど申し上げたのですけれども、町民の皆さんについては、いろんな研修会や講演会の場で知識を深めていただくというところと、今後、協議会、開かれていきますので、その中で、今いただいた意見等も参考にしながら進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 情報の共有ということについても触れられたと思います。

情報共有して、今、本町が、今どこまでこの取組が進んでいるかということを知らせていくということも必要だと思います。

町報等の活用もあろうかと思いますが、情報共有という点ではどのような進め方をするか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

これから協議会を開催して、どういった進め方でやっていくかというのも、そこで検討するところになるのかと思いますけれども、まず、先ほど言ったホームページで情報共有していくということと、当然広報紙も使いながら、皆さんに進捗状況、そういうところも報告できたらと考えています。以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時19分）

令和 6 年本別町議会第 2 回定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 6 月 1 4 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 1	議案第 4 0 号	本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2	議案第 4 1 号	本別町児童発達支援センター条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 2 号	辺地総合整備計画について
日程第 4	発議第 3 号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について
日程第 5	意見書案第 3 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 6	意見書案第 4 号	厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書
日程第 7	決議案第 1 号	飲酒運転撲滅を宣言する決議
日程第 8	請願第 2 号	上押帯西 1 9 号線の一部と上押帯西 2 1 号線を町道認定することを求める請願書
日程第 9		常任委員会の閉会中の継続審査等の件 (産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 1 0		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 1 1		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 4 0 号	本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2	議案第 4 1 号	本別町児童発達支援センター条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 2 号	辺地総合整備計画について
日程第 4	発議第 3 号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について
日程第 5	意見書案第 3 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 6	意見書案第 4 号	厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書
日程第 7	決議案第 1 号	飲酒運転撲滅を宣言する決議
日程第 8	請願第 2 号	上押帯西 1 9 号線の一部と上押帯西 2 1 号線を町道認定することを求める請願書
日程第 9		常任委員会の閉会中の継続審査等の件 (産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)

日程第 10

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)

日程第 11

議員派遣の件

○出席議員（11名）

議 長	12番	篠 原 義 彦	副議長	11番	高 橋 利 勝
	1番	宮 本 やよい		2番	加 藤 徹 己
	3番	丑 若 浩 行		4番	水 谷 令 子
	5番	梅 村 智 秀		6番	石 山 憲 司
	7番	藤 田 直 美		8番	方 川 一 郎
	10番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	健康・こども課長	高 橋 紀 尊
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉	企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規
未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也	老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治
国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸	総 務 課 主 幹	上 原 章 司
建 設 水 道 課 主 幹	小 出 勝 栄	健康 管理 セ ン タ ー 主 幹	前 佛 友 子
総 務 課 長 補 佐	石 川 雅 康	教 育 長	高 橋 哲 也
教 育 次 長	武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲	代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦
選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 雅 之	事 務 局 次 長	越 後 忠
総 務 担 当 主 事	今 井 綾 香		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1　議案第 40 号

○議長（篠原義彦）　日程第 1　議案第 40 号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊）　議案第 40 号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正です。

それでは、提案の概要について説明いたします。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満 3 歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準を見直す改正であります。

以上、概要の説明とさせていただきます。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は、省略させていただきます。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のとおり改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第 40 号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の条例改正に伴う保育士スタッフの配置等について、調整等について、配置調整等についてどのようなものか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 今回の改正であります家庭的保育事業とは、国が待機児童解消のために児童福祉法の保育事業として行なってきた制度で、本条例は国の法律に基づき作られた条例であります。

この事業は、保育士や保育士等以上の知識及び経験を有する者が認定こども園や保育所などと連携をして、事業者の自宅や安全面が考慮された保育室などで保育する事業であります。

本別町では、この待機児童の解消に作られたこの家庭的保育事業は行なってはおりません。今回の質問にありました部分については、20人を15人、30人を25人ということで、いわゆる保育士1人に当たる児童を見る人数を少なくし、保育の充実を図るものの改正であります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第41号

○議長（篠原義彦） 日程第2 議案第41号本別町児童発達支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第41号本別町児童発達支援センター条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う改正です。

それでは、提案の概要について説明させていただきます。

今回の改正は、児童福祉法第43条の改正に伴う文言の修正及び児童福祉法第6条2の2の改正により、これまで肢体不自由のある児童を支援の対象としていた医療型児童発達支援が、全ての障がい児を対象とする児童発達支援に一元化されたことによる改正であります。

以上、概要の説明とさせていただきます。

それでは、改正文を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は、省略させていただきます。

本別町児童発達支援センター条例の一部改正する条例。

本別町児童発達支援センター条例（平成29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「指導」を「専門的助言」に改め、同条第4号中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第41号本別町児童発達支援センター条例の一部改正について、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号本別町児童発達支援センター条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号本別町児童発達支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第42号

○議長（篠原義彦） 日程第3 議案第42号辺地総合整備計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第42号辺地総合整備計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第4項に基づく知事との協議の上、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することとなっております。

本案の本別町美里別辺地は、令和5年度で計画期間が終了したことから、今期令和6年度から令和10年度までの5か年計画を新たに策定し、北海道と協議中のところ、5月17日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案書の次のページ、総合整備計画書により説明させていただきます。

本別町美里別辺地でございますが、1、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情ですが、次のページを御覧ください。

（1）道路。

①町道東中西中間道路道路改良舗装事業は、本別市街地から北西約6キロメートルに位置し、道道本別留辺薬線と道道美里別本別停車場線とを結ぶ主要町道で、美里別川兩岸にある耕作地への通作道路として重要な道路となっておりますが、現道は未改良で乾期における風塵や降雨降雪時の路盤軟弱化により、交通安全並びに農業機械、車両運行に多くの支障を来しております。

本路線の早急な道路整備により、本町の基幹産業である農業経営の円滑を図り、地域住民の生活環境整備のため計画したものです。

②町道美里別川沿道路道路改良舗装事業は、本別市街地から北西約15キロメートルに位置し、美里別東上地区と美里別東中地区を縦貫する道路で、現道は未改良で乾期における風塵や降雨降雪時の路盤軟弱化により、交通安全並びに農業機械、車両運行に多くの支障を来しております。

本路線の早急な道路整備により、本町の基幹産業である農業経営の円滑を図り、地域住民の生活環境整備のため計画したものです。

③橋りょう長寿命化補修事業は、町が管理する橋りょうは現在150橋あり、このうち建設後50年以上を経過した橋りょうは約11%みられ、20年後には約71%まで増加します。今後急速に増大する老朽化橋りょうを、計画的・効率的に保全するため平成24年12月に策定しました本別町橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょうの適切な補修を行なうことで橋りょうの長寿命化とコスト縮減を図り、将来にわたり安全安心な道路網の確保のため計画したものです。

（2）農道。

農地耕作条件改善事業としまして、昭和54年に造成されたL型ブロック水路が、老朽化や集中豪雨に伴う越水によりひび割れや破損している部分があり、改修することから、営農環境の整備や維持管理の省力化を実施することで、生産性並びに作業効率の向上を図るため計画したものです。

前のページにお戻りください。

3、公共的施設の整備計画ですが、施設名、道路、町道東中西中間道路道路改良舗装事業他2事業。事業主体、本別町。事業費、3億20万円。財源内訳、特定財源1億8,492万3,000円、一般財源1億1,527万7,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億950万円。施設名、農道、農地耕作条件改善事業。事業主体、本別町。事業費4,980万円。財源内訳、特定財源3,436万2,000円、一般財源1,543万8,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,540万円とする内容でございます。

以上、議案第42号辺地総合整備計画の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号辺地総合整備計画についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第3号

○議長（篠原義彦） 日程第4 発議第3号議員報酬減額支給に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、提案理由並びに概要について御説明を申し上げます。

本定例会において、藤田直美議会運営委員会委員長より提出がなされました、町議会議員に対する飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書に対する請願調査報告書には、当時副議長という職責でありながら辞職に至ったことは大変遺憾であり、個人に関わる嫌疑ではあるが、本別町議会の信頼を損なう事態である、とあります。

町の皆様に対し、御迷惑、そして不安と憤り、町議会に対しさらなる失望を与えてしまったことを鑑み、信頼回復のため自らをも戒め律する意思表示、並びに口頭のみならず、町民の皆様に対し、しっかりと範を示す必要があることから、併せて飲酒運転撲滅に向けた効果的なかつ具体的な取組を行なうため、その財源確保を目的とし、提案をいたします。

具体的には、啓発チラシやポスター、看板等の作成啓発運動に際し、使用する配布物を町内で購入するなど、また本別警察署をはじめ、町内で酒類を提供する飲食店やドライバーを雇用する事業所などにも協力を仰ぎ、そして二度と飲酒運転事故を発生させてはならない道の駅構内の安全確保対策などに利活用されることを想定しております。

なお、1か月50%の議員報酬削減に関わる本提案の影響額については、113万1,500円となります。

それでは、案文の朗読を行ないます。括弧書きの朗読については、省略の上行ないます。

議員報酬の減額支給に関する条例の制定について。

議員報酬の減額支給に関する条例を次のとおり制定するものとする。

議員報酬の減額支給に関する条例。

目的。

第1条、飲酒運転事故撲滅に向け、防止対策を講じるための財源を確保することを目的とする。

議員報酬の額。

第2条、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）第2条の規定にかかわらず、それぞれ50%の額を減じた額とし、その額は、それぞれ次のとおりとする。

議長、月額146,000円、副議長、月額115,000円、常任委員長、月額102,000円、議員、月額92,500円。

支給の期間。

第3条、前条の規定により報酬を減額する期間は、令和6年7月1日から令和6年7月31日までとする。

附則。

1、この条例は、令和6年7月1日から施行する。

2、この条例は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。

以上、よろしく審議のほどをお願いします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

高橋議員。

○11番（高橋利勝） 議員報酬の減額支給に対する条例の制定に当たっては、これまで全てとは言いませんけども、梅村議員の提案についても、議員協議会の中で発言をし、協議をして提案をしてきた経緯もあります。

今回、そこに至っていないのはどのようなことなのか、その理由をお聞きしたいと思

います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、高橋利勝議員の質疑に対する答弁を申し上げます。

議員もオブザーバーとして御出席なされていたから承知されているであろうという前提でございますが、私自身、議会運営委員会において、日時についてはただいまちょっと失念しておりますが、直近の議会運営委員会においてこの条例案が議題と上がったときに皆様の御賛同を賜りたいので御意見や質疑等をいただきたいという申出を行なったところ、どなたからも御意見等がなされなかった。ここで仮に御意見等があれば、議会運営委員会の運びによって議長に対し申入れをし、議員協議会を招集するという手続きがなされるところであり、そうしたことを望んでおりましたが、残念ながら高橋議員を含めどなたからもそうした御意見や質問等がなされず、関心がなかったのかなと察するところであり、非常に残念な思いをしたところでございます。

経緯としては、以上でございます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） 議会運営委員会では当然提案するわけですから、条例制定についてはいろいろ議論がありますが、議員全員に影響する問題ですから、私は議員協議会で発言をして、その後提案をするということになるのではないかという思いがあるわけですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 質疑における高橋議員の思いというものについては受け止めたところでございますが、私自身繰り返しとなりますが、議員協議会自体は議長が主催するものでございます。そこに至る経緯として、私の考えとしては、議運にてこの議案が協議なされたときに皆様に御意見や質問等を賜ったと。ただし反応が一切なかったというところで、私の運びとしては皆様からこれをね、議員協で諮りましょうというところで、議長の主催の下議員協が招集され、皆様に御意見を賜る場があればよかったと思いますが、時間的猶予、都合等の関係もあり、議運の後に議員協が開催されることもなかった。その理由、背景としては、どなたからも御意見や質問、そうした御提案等もなされなかった。逆に私としては、今の心中でございますけども、なぜその際に休憩を取って発言をしていただけなかったのかなと、残念な思いもさらにこみ上げてきたところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 何点か伺いたいと思います。

減額率を50%とした理由というところで伺いたい。

それと、なぜ期間といいますか、7月で期間が1か月なのかというところと、113万5,000円を出された中身、根拠っていうのは、先ほどの事業、看板を設置ですとか、何とかというチラシの配布ですとか、そういうことも言われてましたが、そういうもの全てがこの中で賄えるものなのか。

この質問の意図には、議員報酬の削減を訴えるということは通常でいうと、町行政に対して何らかの負担を求める場合、また、これまで町議会としても自主減額というのをやってきましたが、災害などの緊急的な対応、そういう場合においてやってきたと思います。そういう場合でなければ、それは単なるパフォーマンスということになるのではないかという私の印象でもございますが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

また、飲酒運転防止対策の財源として寄与するとの提案となっておりますが、財源確保についてほかの方法は考えなかったのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 何点か質疑いただいたところでございますので、脱漏があれば御指摘を願うところでございます。

まず、お伺いのありましたこの50%ないし50%とされた根拠、併せて期間を1か月としたところというところでございますが、過去の事例等を鑑み、その過去というのは執行機関等においてですね、職員等の非違行為、不適切行為等が発覚した際等々、町等が行なう処分等を勘案したというところもございます。本町のみならず、近隣やその他の事例等も鑑みたというところでございますので、それらを根拠とし、また賛同議員について、協議の上で適切ではないかというところでございます。

また、考え方としてはもっと多額の減額をというような意見もあり、私自身もそう思っておりますが、その辺は議員各位から賛同いただける実現可能な数字として、この50%というものが妥当ではないかというような意見もあり、それらを反映させたものでございます。

また、お伺いのありましたこの影響額において、先ほど提案理由並びに概要について申し上げたものを賄うのかということと、併せてその他の財源確保というようなお考えがあるかというような趣旨の質疑に対してでございますが、当然のことながらこれはまず議会がリードしてというところでございますが、ここに町行政等も呼応していただければ幸いであるというような思いはありますが、まずここを嚆矢として、始まりとして行っていくかがかなと考えておりますので、全てがこれだけでってということではなく、ここから広がりが見えれば幸いであるというような考えの下でも提案としております。

また、パフォーマンスではないかというところでございますが、この自ら律し、提案理由で申し上げましたが、自ら律し、こうした形をとって、それを具体的なね、効果的な取組にしていこうというところで、むしろ口だけ、口先だけというようなまさにパフォーマンス以外の何物でもないというところではない、具体的な取組となるようにしていきたいと考えておりますし、先ほどの質疑に対してもお答えいたしました、議運において皆様に御意見を賜った、あえて発言を申し出て賜ったというのもそうした思いがあるところでございますので、その辺酌んでいただければ幸いであるというところでございます。

その他漏れ等があれば、繰り返しになりますが御指摘をいただきたい。

○議長（篠原義彦） 梅村議員、ほかの方法がなかったのかということを聞いています。
梅村議員。

○5番（梅村智秀） 財源確保に対して、ほかの方法は考えなかったのかというところ
でございますが、先ほど私の中では先ほどの答弁の中に含まれているかなと考えたところ
でございますが、併せて申し上げます。

まずこれを議会、ここを嚆矢、始まりとして、ここに町行政等も呼応していただけた
らなというところでございますので、まずはここをというところでございます。

ほかの財源確保というものについては、それは執行機関側から出てくる、町行政にお
いてはどちらかという最終的にはその財源というものについての主体は町行政という
ものになってくると考えておりますけれども、まずは私どもから端を発して、嚆矢とな
ってというところでございますので、その他の財源確保、逆に町行政において、この議
会を経ずして財源確保というものがどのようなものが念頭に現れた上での質疑なのか
というところでございますが、まずは私どもとしては町議会として、町議会の信頼を損
なった、そこを回復するというところから、まず我々から範を示していく必要があると
考えたところから、このような提案をしております。

そういう意味で言うと、まず我々がやってから次のステップとしてというところでご
ざいますので、現時点においてその他の財源確保というもの、具体的なものというものは
念頭にはございません。

○議長（篠原義彦） ほか、ありませんか。
方川議員。

○8番（方川一郎） このことは一議員が行なった行為でありますけれども、これをこ
うした形で条例制定して議員報酬を50%減額するということは、このこと自体は議員
全員での連座制と捉えての制定なのかお聞きします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの質疑を受けまして、冒頭申し上げたとおり藤田委員長
から出された請願審査報告書の記載を改めて朗読させていただきますが、個人に関わる
嫌疑ではあるが、本別町議会の信頼を損なう事態である。ここからですね、多分議員の
皆様が議員個人、元副議長個人の嫌疑ではあるけれども、ひいては本別町議会全体の信頼
を損なっていると、そのようなところでございますので、連座制という言葉が適当かど
うかということとは言及いたしませんけれども、少なくとも議会を構成する我々一人一人
がしっかりと考えて、かつ自らを律して、町民にその姿勢を示していかなければならな
いのではないかというところについては、提案理由ないし概要説明についても申し上げ
たところでございます。

そして、なぜそうした思いがあるのであれば、議会運営委員長報告の際にも質疑をな
さなかったのかなという疑問も抱きながら、御答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○11番（高橋利勝）〔登壇〕 発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定に反対する立場から討論をいたします。

議員報酬は、議会議員の議会活動の対価であって、議会活動に充てるものでないと私は思っています。

現在、町村議会の議員報酬は、全国的に町村議会議員のなり手不足の問題が深刻化しており、その要因の一つとして、都道府県議会議員、市議会議員と比べて著しく低いことが挙げられています。

6月11日に開催された全道議長会は、議会に多様な人材の参画を促す立場から、さらなる議会改革を進め、議会議員の活動を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化、安定化を図っていくとしています。

また、本別町議会は、これまで議員報酬の削減については、町民の皆さんのおかれている状況、町の財政のおかれている状況を勘案し、最終的に議員協議会で議論し、提案をし、実施してまいりました。今回は結果として、議員協議会には提案がなかったわけですが、その点については私はいかなるものかと思っています。

また、削減の理由は、飲酒運転事故防止の財源と寄与すべくとのことですが、本別町議会としては、このあと飲酒運転を撲滅する決議を提案することになり、飲酒運転撲滅に当たっては、飲んだら乗るな、乗せるなという標語にもあるように、議員一人一人、町民の皆さん一人一人の気持ちが大切だと思います。

また、議会の交通安全の取組に当たっては、お金をかけなくても本別警察署や交通安全協会にお願いをし、講話をいただくなど取り組むことができます。

よって、提案に反対をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本発議は飲酒運転撲滅への取組をより充実させるために必要であり、当然の措置と考えます。

よって、賛成いたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

令和2年5月15日、条例第17号として議員報酬の減額支給に関する条例は制定されています。

国難といえる新型コロナウイルス感染に対応するため、本別町における感染症予防対策に講じるための財源を確保することが目的でした。このときの新型コロナワクチン感染症は、世界的な災害だと思っています。

今回、元議員の飲酒運転事故において、飲酒運転撲滅を徹底するために議会としてできることは、各議員の町民の模範となるべきことを肝に銘じ、交通安全意識を強く持ち、飲酒運転撲滅に向け、議会としても、各議員としても実際に活動をする、行動を起こすことだと考えています。

議会運営委員会の協議の下、議会としては、飲酒運転撲滅を宣言する決議を提出するため、各議員に賛同を求めたところです。

このことは、各議員全員が持っているものだと思っております。

今回、議員報酬を減額支給し、防止対策を講じるための財源を確保することは、本来の趣旨からとは違うと考えます。

よって、発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について反対いたします。

各議員の賛同をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

丑若議員、御登壇ください。

○3番（丑若浩行）〔登壇〕 発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について賛成する立場で討論を行ないます。

このたびの不祥事は、本別町議会の信頼の失墜を招きました。我々議員が自ら身を切ることによって、町内外に町議会の覚悟を知らしめ、実行力のあるアピールをするための財源として、発議第3号に賛成いたしますものであります。

議員各位の御理解をお願いします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、議員報酬は職責に基づいて議員報酬等審議会によって定められているもので、災害対応など緊急的な措置が必要なとき以外の自主的な減額は望ましくないものと考えております。

理由として、議員報酬は職責や一定の役務に対する対価であり、議会活動をして報酬が得られる議会は、各種会議など流会せず開催され、今まで以上の会議を開催し、議員も欠席することはほとんどありません。選挙で町民の代表者としてそれぞれ付託を受けています。減額をすることで信頼回復につながるとは考えにくく、それぞれの職責を果たしていくことが必要であると考えます。

また、この減額に関する関係も、他の議員からも意見がございました。減額については、議員相互の議論を深めていく中で協議会等でその合意形成を図って決定をし、進めていくべきだと考えます。時間的余裕がなかったということですが、それほど緊急性があるものと私は感じてはおりません。

以上のことから、この議員報酬の減額支給に関する条例の制定については反対いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者3人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定については、否決されました。

◎日程第5 意見書案第3号

○議長（篠原義彦） 日程第5 意見書案第3号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 意見書案第3号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

案文の朗読をもって、提案の理由に代えさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と北海道が連携し2050年カーボンニュートラル実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植

林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラッチなどの優良種苗の安定供給、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第３号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第３号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 １０時５３分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 意見書案第4号

○議長（篠原義彦） 日程第6 意見書案第4号厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第4号厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書について、提案理由等の説明を行ないます。

私自身、農は国の本なりという見解を有した上で、町内農業者を多く含む農業者団体役員の方、並びにこれら意見書等に対して一定の知見を有する方と協議の上での提案となっております。

それでは、これら案文の朗読をもって説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読については省略とさせていただきます。

厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書案。

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいます。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、生産努力にも限界があり、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まる懸念があります。

そうした中、農政の憲法とも言われる「改正食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）」と関連法案の実効性ある施策の推進が、厳しさを増す農業情勢を打開し、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなるものと強く期待しています。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要があります。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められています。さらに、不測時の食料確保にあたっては、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開するため、下記事項を要望いたします。

記書き1、基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の

増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定にあたっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

記書き２、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を消費者のみに負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な事態が生じた際には、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

記書き３、「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力を評価し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣、総務大臣、以上。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫） 食料自給率供給体制、自給率の向上ですね、自給率の向上ということが求められているかと思うんですが、文面的にはその自給率の向上という部分をどのように表現されているのか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○５番（梅村智秀） 先ほど読み上げた記載のとおりでございます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○１０番（阿保静夫） 申し訳ない、具体的にお願いします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 １１時１６分 休憩

午前 １１時１７分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀） 自給率の向上というものが背景、心中にあることは当然、議員おっしゃるとおりでございますが、そちらについて、具体的な言及、自給率にτεかくかくしかじかというものはございません。ただ、生産基盤の維持であつたりとか、過去自給率についての言及があり、それらについて具体的にきちんと国民の目に見えるようにしていけというところから、もって自給率の向上というような考え方でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 数年前から国民食料の確保ということは前面に出して都度言われてきていると思うんですけども、それまでにあった自給率の向上という言葉が、私の知る限りではこういう国の発表等の文書の中に出てこないように思うんですけども、その点についてはどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議員のおっしゃる国の文書等ということでございましたか。国の文書等というものについてどのような見解を有しているかというものについては、本意見書案とは関連性がないと考えておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号厳しい農業情勢を打開する改正食料・農業・農村基本法と関連法案の施策推進を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 決議案第1号

○議長（篠原義彦） 日程第7 決議案第1号飲酒運転撲滅を宣言する決議を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝議員、御登壇ください。

○11番（高橋利勝）〔登壇〕 決議案第1号飲酒運転撲滅を宣言する決議案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

飲酒運転撲滅を宣言する決議案。

令和5年における交通事故死者数、重傷者数ともに増加している。関係機関、団体の懸命の努力により、飲酒運転の撲滅が叫ばれている今日でも飲酒運転事故が起きている。危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、飲酒運転による死亡事故は減少したが、重傷事故は増加し、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民全ての切実な願いであり、

犯罪ともいえる飲酒運転を撲滅するためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、地域・職場が一丸となって「飲酒運転は絶対にしない。させない。」という強い意志を示さなければならない。

本町議会としても、関係団体と共に交通安全街頭啓発「人の波運動」に取り組んできた。

しかし、3月7日、本町議会に前副議長の飲酒運転事故による刑事事件の嫌疑に係る請願書が出され、辞職をする事態となったことは大変遺憾である。

議員は町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

よって本町議会は、町民の模範となるべきことを肝に銘じ、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、町をはじめ町民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

この決議案が提出された経緯についてお伺いをいたしますが、経緯や内容等についてお伺いをいたしますが、まずこちら議員協議会において、6月4日開催されました議員協議会において議題とされたところでございます。その協議会の中においては、議長の主催によって進められている最中で議運委員長等の御発言もあったと記憶しておりますが、その後意見や質疑等はないかというような進行の中で、提出者である高橋利勝議員を含めどなたからも御意見や質問はなかったと記憶しているところですが、先ほど来の本議場でのやり取りでは、議員協議会での合意形成が相当、それを相当重要視されていると考えるところからお伺いをいたしますが、こちら全会一致で出すことが望ましいということは、議会運営委員会等でも議運委員長より発言があったところでございますが、そこを目指すために、合意形成を図るために御発言等なさらなかった具体的理由があればお伺いをいたします。

また、この決議案を提出される本日までに賛同者等で具体的取組について、いつ、何をどのように、どのような規模でというものの具体的取組事項等について、協議があればお伺いをいたします。

また、これらについていわゆる宣言、決議をするわけですから宣言というところになってくるんですが、こちらについては、ともすれば口だけ、パフォーマンスと先ほどそのような御表現もありましたのであえて私もそのようにお伺いいたしますが、そのようにとられる懸念はないか、御見解をお伺いいたします。

また、本件背景にあります請願書の委員長報告書においては、個人に関わる嫌疑ではあるが本別町議会の信頼を損なう事態である旨が記載があります。またこの決議案の文中においても、当然のことながら議会全体でのというようなところが掲げられている、

含まれているわけですが、これは議員個人でそれぞれこれ飲酒運転をしないと
かさせないってことは当然のことであり、これを改めて決議する必要性等について、こ
れ議会全体としてお言葉をお借りすれば、方川議員の言葉をお借りすれば、連座制的な
議会の全体、連座制的な見解というものは含まれた上での御提案となっているのか、そ
れともそれぞれ議員個人の問題である、そこの域を脱しないのか、どちらかお伺いをい
たします。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） まず、1番目の議員協議会で全会一致の関係ですが、この部分
については、議員協議会の中で反対という表明をした人はいません。

したがって、提案するに当たっては熟慮するという意見もございましたが、提案する
に当たっては、その人たちも含めて全会一致していただけるものという思いを持って、
提案をさせていただきました。

2番目の決議については、この部分については意見がなかったということですが、そ
れは皆さんがこの内容について賛同したということで、特に意見がなかったと受け止め
ています。

3つ目に口だけという話ですが、しかし、私はこの決議をすることによって、今後改
めて議会として、具体的に書かれていますように関係機関団体との連携強化を初め、町
民と一体となってということで、この決議が可決されて以降、議会として取組を進めて
いくということになるものと思っています。

あと提案に当たった中で、提案者の中から具体的な内容について意見がなかったか
ということですが、これについては今言いましたように、決議を決定することによって改
めて飲酒運転撲滅のための議論をして、今後具体的に議会の中で取り組んでいくとい
うことになるのだと思います。以上です。

（「議事進行に関する発言です」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

私お伺いした連座制的な考え方、これは議会全体のものとして考えているのかとい
う点、またそのパフォーマンスという点について、この2点改めて御答弁を求めるも
ででございます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） まず、パフォーマンスでございませんでして、それぞれの議員
の思いが詰まった、私は決議と受け止めてますし、先ほど言いましたように、この決議
に基づいて今後議会としていろんな関係団体や、さらには議員の皆さんと議論しながら
取組を進めていくということになっていると思います。

それから連座制という話ですが、私は連座制という意味がちょっとよく分からない
ですけど、選挙用語でしか分かりませんので、どういうことを言っているのか分かりま
せんが、議員として連帯をするということは、それは議員活動の中でありまして、この
飲酒運転撲滅を宣言する、飲酒運転を撲滅するということは、私は議員一人一人の気持

ちが大事だと思っていますので、その点については、そういった議員がしっかり受け止めていただいて、結果として議会として進んでいくといいますか、町民の信頼を得られるように進んでいくということになるのだと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

議員協議会においては意見や質疑が出なかった。これはむしろ逆に言えば、反意を示す人もいなかったからというような御趣旨の御答弁でございましたが、議員協においては、賛同いただける方はその後直ちに署名をいただきたいというような運びで終結したと記憶してございます。

また、その議員協の前段といたしまして、議運において、私議運メンバーでもございますので、私としては、現時点においては賛同はいたしかねるという趣旨の発言もしております。

これ議員協終了後、それでは改めてお伺いをいたしますが、議員協終了後、本日までに全会一致を目指すための合意形成、どのような努力なされたのかお伺いをいたします。

先ほど来、合意形成が大事だというような御趣旨の御見解をお持ちだというような御発言がありましたので、こちら議員協で全会一致が困難ではないかということは、賛同する議員が全員ではなかったというところから、議長を除く全員ではなかったというところから容易に推測ができると、このように考えるところからお伺いをいたします。

2点目お伺いを致すのが、具体的な取組活動等についてという点でございますが、改めて議論、今後についてしていくというところでございますので、現時点においては具体的取組の想定というものはないと捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

3点目お伺いを致すのが、連座制という表現でございますが、連座制という表現は賛成者に名前を連ねております方川一郎議員のお言葉をお借りして使わせていただきましたが、その中で一人一人の気持ちが大切だということでございますので、当然のことながら議員個々、一人一人この飲酒運転はいけない、自分はしないし、周りにもさせないし、これの撲滅を願うということは本別町議会議員全員の一人一人の胸の中にあるものと考えております。一人一人の気持ちが大切であれば、それは個々の議員の中でよろしいのではないのかなと御答弁から私は感じたんですけども、その辺の御見解を改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） 今連座制の問題が出ましたけども、連帯ということですが、議員一人一人ということは私は基本的にそうだと思いますが、先ほども言いましたように、それが一つの形となって、議会として町民から信頼されるということになるように、議員全員が頑張ってるんだなというような思いになるように、なるべきと思っています。

また、全会一致に向けて努力をしたかということですが、そのときには熟慮をしたいということでございましたので、その結果が今日の決議に臨むことでその結果が出ると考えていますので、それぞれの思いを尊重いたしまして、今日の結果に臨んだということです。

具体的取組については、先ほど申し上げましたように、私がここで何をするというようにことを申し上げるわけにはいきませんので、それは当然この決議が可決された後、先ほど言いましたように、議会として具体的に取組を皆さんの意見を聞きながら進めていくということになると思います。

そういう意味では、個々の議員一人一人がやっぱり気持ちを持つと同時に、それを形に表すということで、また議会としての形に表すということで、今後具体的な取組をして、町民の信頼を得るということになるのだと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 全会一致に向けた取組についてでございます。

現時点においては熟慮をしたいと、それを議運の中で意思表示をしたのは私1人でございます。この賛同者に名前を連ねていない1番宮本議員、3番丑若議員は議員協でもそうした趣旨の発言はしておりません。にもかかわらず、そのお2人については熟慮をしていると推測された理由、またはこのお2人について合意形成を図るためにどのような具体的取組をなされたのか、高橋議員については副議長という職責にある方ですから、当然のことながら一定の職責において議会の取りまとめ等を行なえる立場であると捉えているところから、この合意形成、議員協議会や合意形成というものを、相当重要視されている高橋議員について、そちらについてどのような具体的取組を行なったのか、御見解をお伺い致しますものでございます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○11番（高橋利勝） 先ほども申し上げましたように、この趣旨等については、議員協議会の中で案文も含めて説明をしているわけですから、それを受け止めて、まず2人はその時点では全会一致を求めましたけど、それについてここで決めることはできないというお話でしたので、その点を尊重をして改めてこの今日の決議の場でその対応を示していただけるものと思って、私は臨んでまいりました。

（「議事進行に関する発言です」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） どのようなことでしょうか、梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま高橋利勝議員の御答弁の中で、その議員協において宮本議員や丑若議員が発言をなされたような御趣旨の答弁があったと思うんですが、単にこの閉会后、散会后にその署名をしていないというだけであって、私の記憶が誤りでなければ宮本議員は進め方について質疑の発言をいたしましたけど、丑若議員については発言をしていないので、議員協の中において賛同するのかもしれないのかという点についての意思表示はなされていないので、議員協の過程だけをもってはその確認というのができないのが実態であると思うので、答弁については事実と異なるのではないかと考えますが、議長にお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 11時37分 休憩

午前 11時38分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋議員。

○11番（高橋利勝） 今言いましたように、あのあと賛同者を募ったときに、宮本議員と丑若議員については、それに応じなかったということですから、私はそういう意味で決めていないという、決めかねるという話を尊重したということです。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、決議案第1号飲酒運転撲滅を宣言する決議について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、この決議案文の文中、これらの趣旨等について積極的に反対するものではないということはお伝えをさせていただきます。

しかるに、本決議案の提出に際して、全国的に大きく報道がなされ、現在もその行方が報道等で注視されている柏崎秀行元副議長の飲酒運転事故及び身代わり依頼の嫌疑が背景にあります。これらに対し、町民より嫌疑に対する調査や報告をもって町と議会の信頼回復を求める請願書が提出されていたにもかかわらず、これを不採択とし、結果、議会の権能の範疇でやれること、やらねばならないことをなしていない、こうした実態があります。

これら経緯を鑑みるに、議会はやるべきことをやらず、口だけ、宣言だけ、効果的なことを何もやらない、幕引きをこのまま図るのかといった認識を町民に持たれる懸念があり、また私自身も一議員として本町議会のありよう、これまでの実態、レベル等を鑑みるに、結果としてそのような顛末となる蓋然性は高いのではないかと思料することからも、本提案には反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 決議案第1号飲酒運転撲滅を宣言する決議案について、賛成の立場で討論いたします。

今反対議員からの討論中にありましたが、案文に反対するものではないということですが、今この決議案の案文について、決議について広く本別町議会として町民の皆さんに示すことが重要であり、その背景・経緯について異議を唱えてはありましたが、この案文をもって賛成をするものであると思っております。

また、この決議案については、議会のできる権限を使ってできることはやっていこうという中で、不採択とはなりましたが、先ほど副議長が言っていたような具体的な取組の一つとして、この決議案っていうのを出したいということで提出されております。

また、この決議案の提出に当たっては、議運の委員の中から先ほど反対を唱えていた梅村議員のほうからも、決議という文を出してはどうかという議員の意見も尊重された

ものと私は理解をしております。

以上のことから、飲酒運転撲滅を宣言する決議については賛成するものです。

議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから決議案第１号飲酒運転撲滅を宣言する決議を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者７人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、決議案第１号飲酒運転撲滅を宣言する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 請願第２号

○議長（篠原義彦） 日程第８ 請願第２号上押帯西１９号線の一部と上押帯西２１号線を町道認定することを求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております上押帯西１９号線の一部と上押帯西２１号線を町道認定することを求める請願書は、産業厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、上押帯西１９号線の一部と上押帯西２１号線を町道認定することを求める請願書は、産業厚生常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

◎日程第９ 常任委員会の閉会中の継続審査等の件

○議長（篠原義彦） 日程第９ 常任委員会の閉会中の継続審査等の件を議題といたします。

産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました事項について、閉会中の継続審査等の申出がございました。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務については、閉会中の継続審査といたします。

◎日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第１１ 議員派遣の件

○議長(篠原義彦) 日程第１１ 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第１２９条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全部終了いたしました。

会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和６年第２回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

閉会宣告（午前 1 1 時 4 8 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 宮 本 やよい